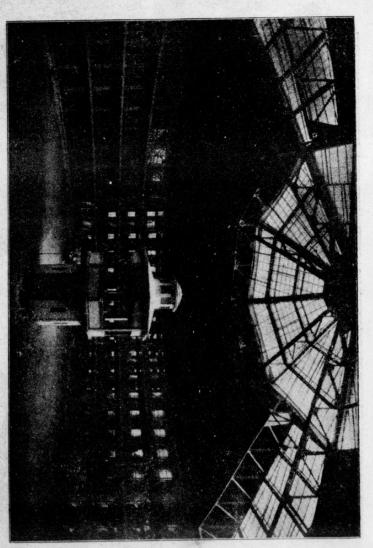
HI

政

行 發 會 協 務 刑

號 壹 拾 第 卷五拾參第



(六十九页參照)

員役會協務刑

 主 常 同 同 同 同 同 同 理 理 副 會 副 總

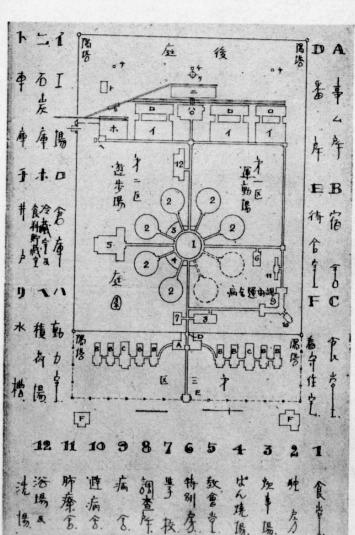
 務 理

 事 事

 事 事 長 長 裁 裁

伊北 大 寺 野 有 注 松 宮 山 山 内 野 店 山 山 岡 内 野 店 岡 城 岡 岡 藤 敬 展 長 五 之 三 教 郎 市 二 治 造 助 助 彰 郎 助 郎 郎

イリノイズ州立刑務所配置圖



行刑法規改正ノ趣旨

牢獄氣分ハ之ラ一掃スルコト 招致 人ヲ善導シテ改過遷善ノ途ヲ講セサルヘカラス。此ヲ以テ從來ノ應報的刑罰思想ョリ 職員ノ官等俸給令 スルコ 為シ、 、其ノ長ヲ刑務所長ト 行ヲ為スニ當リテハ、 ・二對スル行刑ハ専ラ薫育 健若い精神ノ化育ト共ニ行刑上重要ナル部面ニ属シ、 ハ犯人ニ對スル 看守ヲ爲スニ止マラスシテ、 所長以下職員ノ服制ニ ラ在來傭人タリシ授業手ヲ判任待遇ノ作業技手ト セシメ 柳モ 制裁ニシテ、之ヲ科スルニ 改正ヲ施 職業訓練ノ事タル社會的生存二飲クへカラサル 一面二於テ嚴正ヲ旨トシ、刑罰ノ威嚴ヲ保持スル V 理由弦ニ存ス。又功勞記章ノ制ヲ設ケラ刑務官東ノ 主義タルヲ要スルカ故、 ラ要スの 監獄醫ヲ保健技師、保健技手ト シラ其ノ 付一般ト異ナルコトヲ得セシ 仍テ官制ノ 待遇ヲ向上セシメ、 積極的二之ヲ指 依り、 改正ヲ爲スニ當リ、 從來分監タリシ少年監ヲ獨立 良民二復歸セシ 且亦作 必要二 改稱 7 シタ 應シ刑務所ニ 任務ヲ有スル 經濟能力ヲ附與ス 經理上ニモ多大ノ關係ヲ りつ 監獄ノ名稱ヲ改メテ刑 因テ職業訓練 殊二少年法 觀念ョ コトヲ目 同時二、 功勢ヲ表彰 1 的 = 釀成七 トスつ 他面ニ於テ IV 制定二 シリラ E 高等官ヲ 少年 0 務官吏 ノニ ラレ 務所 今回刑務 ス 務所 A 9 1 11 單 N H 寫 13 7

ナレ テ勤勉ノ氣風ト職業ノ訓練トヲ與へ同時ニ再ヒ良民ニ伍セシムル為、 ノモノナリ。要スルニ行刑ハ自由ヲ拘束シ緊張シタル强制勞働ヲ科スルヲ以テ質質ト為シ、 省キ事務ノ敏ト正確トヲ期シ、省合ヲ改正シラ作業賞與金ヲ定額ト為シ、作業ノ種類如何ニ拘ラス本 限り成ルへク有利二作業ノ經營ラ為サ、ルヘカラサルモノトスの 人ノ能力ニ對比シ適度ノ金額ヲ給與スヘキモノト為シタルカ如キ、皆是レ前述ノ趣旨ヲ參酌シタル ノナリ ニ在リラ、這般ノ行刑法規ノ 固ヨリ刑罰執行ノ條件タル作業ヲ以テ國庫ノ歳入増加ヲ目的ト 現今ノ如ク政務カ一般經濟ト密接ナル聯繫ヲ保ツ時代ニ在リラハ行刑ノ本旨ニ 改正 偏二此ノ精神ニ 出タルモノナリの 作業章程ヲ改正シテ煩瑣ノ 身體精神ニ必要ナル 為スヘカラサル 保護ヲ加フ 之二依り

之

上に實現せざる限りは舊時に於ける牢獄の弊習は尚其跡を絶つことが出來ない。從て監訓裁であると同時に保護であると云ふ觀念は、學者に依て夙に唱導せられたのであるが 監獄改良が、之が

の問題 徹底的に刷新する時期がないのである。

界の為め慶賀に堪 法規が改正せら たのは感謝の外はない 然るに 員の 是等の點に就て銳意實質形式の兩方面から其制度の改革に努め遂に近く此觀 へざる 次第である。加之吾人が常に 主張せる 作業問題、 行刑の改善が體現され、行刑事業の基礎の確立を見るに至つたのは洵に 其功勞表彰、 乃至釋放後の保護に關する制度等總で實質的 教育、 に解決 を見る 念 囚の F 14 つ教業に

二字を拭ひ去て「刑務協會」なる名稱に改め斯業の改善遂行に就き一層の努力を致すことうした。 ての機關か 形式の方面に於ては牢獄氣分の微象たる監獄なる文字、 業技手の細に至るまで、悉く其名稱が改められた。本會に於ても敍上の趣旨に基き、監 掃された。恰も妬雲去りて明月皓々たるの思がある。即ち刑務所の廳名保健技師の 此年平さし て抜き難かつた大文字が 職名總 獄

なく今後に於ける本誌の使命は、行刑の充實を計るの目的を以て、 而して一方に於ては我協會雜誌を改題して新に 調査、報道、施設に努め、時に問題の提供者となり、 て斯界に貢獻するの信條の下に進 依り健實なる主張を爲さんとするのである。 むので、 「刑政」なる名稱を冠することとした、云ふまで 其範圍は刑事學の總てを網維し 時に其實行者となり、 只徒に遠成を避け 廣く刑事事業界の有ゆる方面 て頗る 事々業 改良 なる 1:

/	/-											
	矯正院教育に於ける自治制	監獄教育論	應報威嚇から教育善導へ	假出獄制度に就いて司法省参事官	受刑者保護の新思想	♦	改題の辭	行刑法規改正の趣旨	\	イリノイズ州立刑務所中央看守所	•	刑政
	本會閱託	・・・・・・ 輸成會囑託辯護士	:豐多雕刑務所長		**************************************					光看守所		第三十五卷第拾臺號目次
	藤井一	大澤	寺崎	清水	正木	来さしむ			* Contraction	調を開発		
	11.	真	勝	行	自治	到			Š		はい	
	井 五 一 郎… 聖)	吉…(治…(恕…(亮…(20 0 25)	Serve			
	四			1 4 1	љ.		=	-		口輸		
1	~		~	~	~		-	-				

△ △ 次	生…()		外 漢:(支)	キリヌキ	巢 雜
元)就	生	対象の	尻	イリノイズ進級制度野	1
 交	雄…(政	方	監獄官吏ご囚人ごの感情問題を讀みて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	温
金)	助一一一瓷	ON ON	馬四四	予は看守諸君と語る 有馬	予
登り十二夕前	生…(查)	北十	突	時事だより甲	時
(0)	善:〈	廊	岡	國に於ける囚人感化用活動寫真の內容 勝	米
四九	生…()	果安	方外なる保地	米國行刑事情 社	米

5年の日本人が後のマニー

受刑者保護の新思潮

正木

- The state of the

の中に之を規定するに至つたのである。 Buches des Deutschen Strafgesetzentwurf vom Tahre 1919.)には第七十六條より第九十八條迄實に二十二ケ條 八十八條乃至第百五條の十八ヶ條の規定中に改善及保安處分(Massregeln der Besserung und Sieherung)を規 説中に豫想した「新に作らるべき獨逸刑法もまた此の經路を進まねばならぬ」如く千九百十九年の新草案は第 後の歐洲の刑事思潮は最早刑罰で保安處分の混同を眼中に置かない程度に迄進んで來たのである。彼が其演 の概念を混雑ならしむる戯れがあるものだと非難したのは既に十六年の昔となつたのである。而も歐洲戰爭 ヤー」がミユンヘン大學總長に就任したとき瑞西刑法草案の光輝ある事業を評して同草案が刑罰と保安處分 歐洲大戰後の各國の刑事思潮が急激な變調を來したことは吾々の旣に熟知するところである。『ビ 千九百二十二年の墺太利刑法草案(Oesterreichischer Gegneuetwurf zu dem Allgemeinen Teil des Ersten

丐及淫賣婦の為めの强制勞役場 (Zwangsarbeitsanstalten) のみを以つて充分なる保安設備として居たに拘は らず、右新草案が保安處分を刑法規定の中に包含せしめ、更に飲食店への出入禁止 癖者矯正院(Trinkerheilanstalt)や危險なる常習犯罪人の監護(Verwahrung gefuehrlicher Gewohnheitsverbre 從來は墺太利が法律を以つて僅に未成年者の矯正院 (Besserungsanstalten für Jugendliche) と放浪者、乞 (Wirtshausverbot) や酒

いから、新入監防止と再入監防止を完全に爲さねばならぬといふ刑事思潮が興隆して來た結果であること論 cher) 等を包括するに至つたことは、 を俟れないところである。 刑罰の完成を期待するかためには、現在の行刑の期間のみでは足りな

此の思潮が漸次擴張されて來たことは何人も知るどろである。又既に伊太利が威化院及矯正院(istituto di ed-考へなければならない。 分の擴張を必要さする思想は竟に爆發して戰後の諸國の草案に現はれて刑事思潮に一大波瀾を起したことを に於ける此等の思潮は除りに局限せられて居たことを思はねばならぬ。同時に此の局限せられて居た保安處 uanzione e di correzione)への收容を刑法々典に規定して居ることも着明な事實である、さり乍ら吾々は戰前 を公布し、一八六六年感化院統一條例 (Reformatory school Consolidating and Amending Act) を出して以來 勿論私は此の思潮が戰後に急に目醒めたものであるとは謂はない。何となれば英國が一八五四年威化院法

でないことは新しい應報刑論者も共に認めて居るところである。 方法を選び乍ら移り行くことは歴史の示すところである。而して其執行方法が時代思潮の流れに逆行すべき 安處分とを混同するの甚だしきを痛罵するであらう。然し乍ら、 之を刑罰執行法(Strafvollzugsgestz)に委ねるに至つては、應報 (Vergeltung)を本質とする刑罰と然らざる保 ビルクマイヤーや最近刑罰根本問題を着はしたゲルランドの如き應報刑論者は如斯刑罰で保安處分を刑法 め、而も獨逸草案第百五條及墺太利草案第九十八條の規定する如く、保安處分の執行に關し 刑罰の執行が漸次犯罪の鎮壓を目的とする

之によつて之を見れば、報應を離れて改善を目的とするヒユマニテリアンの多い今日の時代思潮とし 刑罰の中に喰い込むことは自然の數であると謂はねばならぬかも知れない。さるにても戦後の刑事思

7

8

たのである。 的を害ふが故に刑罰の完成の上には必ずや一面受刑者の保護事業を發展せしめねばなられどの新思潮が起つ た受刑者の保護事業がそれである。 恰も此の變調に漏れず刑罰執行方法自體にも一の變調を來たしたのである。即ち從來殆ど願みられなかつ 一定の期間丈け拘禁すれば萬事足れりとして居た執行方法は、

1

保安處分化換言すれば刑罰の社會化と謂ふであらう。 である。古典學派の學徒は此の現象を以て保安處分の刑罰化さいふであらうし。社會 的刑論者に加擔し賛同するものではない。然し乍ら兩者が密接に結び付いて來たことは否定するを 私は今直ちに刑罰と保安處分とは其目的を同一にするが故に兩者の間に差異ありと認むるを得すとす 學派の 學徒 達 は刑 得な 罰 0

ないことを示したのである。 罰を行ふことが累犯防止の上に於て犯罪の未然の鎭壓の上に於て效力の薄弱なることを明か 其何れを主張するにしても兩者が互に密着して來たことは、 他面から見れば「目は目を以つて酬ひらる」べき Jus talionis 即應報的正義のみ 現代の如く一定期間 の刑罰 0 か 年限 に語って 智 定 め 的で るも T 刑

て來て、其事實が輿隆する以上刑罰の執行方法も亦之に應ずるが爲めに相當の變化を來さねばならぬことは 如斯國化院や常習犯罪人保護所の如き保安設備が犯罪を時前及時後に於て防止するとの見地 から 明 か になっ

現行の刑罰制度が刑罰の痛苦を知らしむる一の目的を有することは勿論なが 5 他面に將來の

る努力をも竟に水泡に歸さなければならない。 に改善を計らねばならぬことを一の目的として有することも當然である。然らざれば保安處分による如何な 此の理由によつて興つた刑罰執行上の新思潮が即ち受刑者の

侶が惨酷であつた十七世紀以來今日の如き教誨教育の型を作るに至つた迄の長い間の歴史が受刑者にとつて の發達は吾々にその中の何れをも保護の用に供すべく献立をして吳れて居るのである。而も其何れをも選擇 最上の保護事業であつたことは私には悲しい保護事業の確證に過ぎないのである。而して受刑者を善に就か が如何なる程度に效を奏したかに就て吾々が確證を摑み得ぬのは一つの恨みである。只瀆神罪人に對して僧 しようとしなかつた從來の保護事業は沈滯して居たと謂ふより外に理由を見出すに困難である。 しむるに必要なる保護事業が、口頭演述に限られざることは何人も認めねばならぬ真理である。殊に諸科學 此れ迄にも受刑者の保護事業は勿論行はれて居つた。即ち教誨教育が夫れであつた。然も其種の保

思はねばならぬ。若しも社會が今尚「目は目を以て酬わらる」Jus talionis の時代であるならば、 居るのである。此の流れに逆行しない迄も此の流れに流れず舊套を墨守することは意に執行の目的を達成す 護事業」の發展を主張しなければならぬ。而して此の主張は今や各國の刑事思潮として大きな流れを爲して 養の資材としたことは上述の如き沈帶し來つた受刑者の保護事業の革新として如何に大きな試みであるかを 而も此の試みは僅かにヒユマニテリアンのみの賞讃に止らなかつた事質を思ふとき、吾々は更に「善への保 刑者達に歓喜を以て迎えらるゝ雑誌や、活動寫真を入れた今回の試みは社會に對する反逆であるであらう。 我が行刑の當局が本年に入つて全國に亘り統一して雑誌「人」の供給を始めたこと、 活動寫真を以つて数

ることを得ずして止まなけ

ればならぬのである。

10)-

保護の新思潮の質現は獨り我國のみならず世界的に大きな問題となつた。 右述べた如く我が當局は竟に受刑者保護の新思潮を容れて刑罰の社會化を行つたのであるが、此の受刑

規定したことも善への保護手段としての新思潮の實現であつた。 者に四日の期間を定めて休暇(Strafarlaub) を與ふべきこと及效外散歩を許すべきことを新刑闘執行法草案に めたことも善への保護手段としての一の新しい試みであつた、普露西亞國が拘禁中の受刑者の改悛の情ある に會はしめた事實は善への保護手段としての一の新しい試みであつた。アメリカが在監人に芝居見物をせし 曩きに保守國として有名な英國がカーデフ監獄の一在監者に對し刑罰の執行中之を歸宅せじめて其妻の死

に此の思潮の忍容の多からんことを望まねばならぬのである。 如斯受刑者保護の新思潮が各國に興隆し來つた以上私は之を論じつゝ急激な進步を來した我行刑當局に更

然らば新しく奥つた受刑者保護とは何であるかっ

之を紹介しようと思ふ。 私が此に答へ得るものは實に一再に止まらないのである。さり乍ら私は茲に其代表的保護事業を摘出して

護の思想の織込まれて居ることを感するであろう、そして殊に第三章第二十九條乃至第二十九條ノ二に規定 暇(Strafurlaub)第九章第五節第百四十一條の外出(Augüngo)の三點が近時の新思潮の代表規定を爲 せる刑務所顧問會(Strafanstaltsbeiräte) Gefangenenanstalten der Instizverwaltung in Preussn)を入念に讀むならば其規定の殆ど全部に通じて受刑者保 吾々が一九二二年に公にせられた普露西亞司法刑務所 規 則 草 案 (Dienst-und Vollzugsordnung 第四章第五節第六十九條ノ二第十一項の刑罰執行中に於ける出監休

らことは何人も威知し得るのである。

字句に拘底す)を應報の具とする Jus talionis 一派の學者は刑法の規定に達背するものであると非難するで 時日たりさも之に休暇 (Strafurlaub) を與へ得ることを豫定しては居ないのである。 此點は刑法が極めて短 的刑論者の他に應報刑論者も認めて居るのである。 ての價値が充分に表はさるるならば、敢て終始一貫して拘禁を續くる必要を見出さないのである此の點は目 に伴つて移動することを認めて居るのであるから、旣に今日の刑法が規定する刑期は其間に惡行の反動とし あらう。然しゲルランドの如〜刑罰の本質が應報であると斷定して居る學者も反面に其執行方法が社會現象 如斯超越的規定を制定する點に就ては相當に議論が起らねばならぬこと勿論である。而して監獄(刑法上の い刑罰専聞を定めて居ることによつても明かである。而も刑法を前提として働かねばならぬ執行法規に於て 刑法は自由刑に當るものを一定の期間監獄に於て執行を受くべきことに命じて居る、而して其期間假合短

込んで來た今日に於てをやである。 に使用されなければならぬものでないことは假出獄(vorläufige Entlassung)の制度が一般に行はれて居るこ 意を害するものでないことを明に示したと見ることが出來るのである。況んや保安處分が刑罰の領域に喰ひ とにより明かである。即刑期を有效に區分し之に休暇其他の間隙を置くことが刑法の刑期制定の立法上の真 而して前述の如き体暇(Strafurlaub)や外出 (Ansgünge)が起る前提として刑期が必ずしも其の間を全部拘禁

之を刑罰執行の期間の一部と見ることが出來ないものであると。然し乍ら吾々は刑罰の本體が 心理的强制(Psychischer 又他に説を爲す者ありて日はん、如斯刑罰執行中に拘はらず之に休暇を與ふるとき、其の歸宅中の日數は Zwang) であるとのフオイエルバッハの説を斟酌するとき休暇中の受刑者が再び

-(11)-

-(12)-支障を來さないであろう。 することを認めて居る以上、 は之を否定することは出來ないと難、 ば彼等は卽ち心理的强制を受けつゝあるからである。只監獄刑の一部分をさいて閉門刑に委ねるの異觀の ざるとき、其刑を受くべき者が累犯者に非ざるか又は少年者なるとき之に換ゆるに閉門 (Hausarrest) して居るが、而も其受刑者か刑罰執行を受けつゝあることは之を否定することが出來ないので つあることを妨ぐるものでないここを思はねばならぬ、例へば伊太利に於ける拘留刑(arresto) 一ケ月を超え 刑を受けざるべからざる心的恐怖と現在受刑中であるこの悲威とは何れも彼が心理的强制即ち刑罰を受けつ 吾々は此の期間を以て執行の目的を達成する爲めの監獄の延長ご認 私が屢々述べた如く、既に今日の思潮が刑罰の領域を保安處分に割譲 ある何ごなれ むるも毫も を以

P.

次に 刑 務所 顧問會 0 設立に對しても亦相當の議論か生するであろう。

行主義を打破するが如きは學理に乖反する非難を受くべき樣に思考せらるるのである。 非ざる者を加入せしめて刑罰の執行に参與せしめんか爲めの顧問會を設立せんとする現今の傾向か、 刑罰の執行が密行であるべきことは行刑學者の殆ど一致して居るところである。 然るに拘はらず刑 務官に

ことは今日の原則である。 して公正の原則を從とすることは昔のことであり、公正の原則を主として密行主義を從としなけれ はれて居たのである。而して其二者の中何れか主にして何れか從であるかを論ずるならば、密行主義を主と 此の二方面あるが故に昔の執行には戒護上に痛め吟味が行はれ、受刑者が役人より偏愛せらるの不詳事が行 言う乍ら刑罰執行の密行主義の反面に至公至正を以て執行の本則とせることは忘れてなら **密行主義の起原が監規尊重にあるならば受刑者の改善に重きを置くに至つた今日** ぬ原 則で ばならぬ 3

の密行主義には寬大な融通性を與へなくてはならぬ。

でなけ 之ど正反對に自由刑執行の密行が寬大に移ることも人間の博愛心の向上である。進路は正反對であるけれど も基點は同じき博変心である。 義に變化し來りつつゝあることは人間の博愛心の向上であつて、何時かは死刑廢止の道程とならねばならぬ ンテスキュー ればなら四即ち受刑者に對する平等愛は執行の基本とならねばならない。 が刑罰の殘忍なる執行が善良なる國民性を害すると説いて以來、 即ち同じ受刑者を同じき執行に從はしめ善へ向はしむることは執行上の理 死刑の公開執行が密行主

さらば 害するとの の受刑者保護の新思潮に置かねばならぬ。 度が興隆 を完結に近からしめん 理由と密行 さり乍ら 此の缺陷を補ふ為めに何等かの方法を求めなければ執行の公正原則は萬全であり得ない するに至つた其原困も亦体暇や外出を定めた前述の原因と同じく「善への執行」を目的とする近代 主義の原則を比例するこき、吾々は竟に公正原則に服從せざるを得ないのである。 吾々の心が絕對に公正であり得ない如く、 非難を免るのではあるまい か為めに生じたるものが かっ 0 再 等爱を基礎として流れ來つた此等の 即ち刑務所顧問會 執行官か絕對に公正であり得ない (Strafanstalsbeiräte) である。 新思潮は、 ことも 竟に密行 吾々 而して其公正 のである。 勿論である は 此の制

£

3 か、私 然らば 刑罰執 は左に簡單 行 1/1 の休暇 に説明しようと思ふ。 (Strafurlaub) 外出 (Ausgänge) 刑務所顧問會 (Strafanstaltsbeiräte) とは 何で あ

守る 刑務所顧問會では刑務官及刑務官以外の者が刑罰執行に參與し、 ことに注意し受刑者が 人的及物的に不當なる處置を受けざる樣受刑者を保證し、 刑務官が其執行を爲すに當り、 且受刑者を居室 に訪問 公正を

進制の氣運に向つたとき、 (Progressiveystem) に移動し來つた時に當つては、最も必要なる制度と謂はねばならぬ。斯る。故に を善に誘導すべき 執行の手段として 無くてはならぬものである。 而して刑の執行方法が 近時の如く **匈牙利に於ては旣に行はれて居たのであつた。即ち英國に於けるプリズン、コムミチー及匈牙利に於ける** して之が改善を計るを以て目的どするものであるから、 はねばなられっ コムミッシオンが夫れである。而して刑罰の執行方法が不定期刑制度の階梯とも認め得へき累 此の顧問會の設立を要望する思潮の生じ來つたことは寧ろ偶然に非ざることを思 一面受刑者に 對して刑罰の 英國及

以つて 點を考顧し、 るもの る (D. u. V. f. d. Gefangenenanstalten der Justizverwaltung in Preussen §§ 29. 29a.) 之に對し前述の密行主義 行及在監者の取扱に對し幾分諒解あることを條件とし得べき人民の各階級の男女 に任命 而して普露西亞草案によつて顧 組織し臨時増員を許して居る。顧問となり得るものは其職業名譽職上又は其他の動作に であつて、百人以下の收容力ある刑務所に對しては、三名夫れ以上の刑務所に於ては、 其秘密を守るの義務を負はしめ、 問會組 織及成立其職務を見るに、 受刑者の處遇に關する人的及物的の監督を爲さしめて居る。 國 0 顧 問會は 刑罰 することにして居 行 0) 監督 よって の委員 13 關與

潮となり來つて居る。 中のみならず其釋放後に於ても力强い援助者でなければならぬからである。今や此の制度の設立は世界的 し洵に徹底したものであるといはなければなられ、何となれば、此等顧問達は自己が關與した受刑者達の拘 此の制度が普國刑務所規則に生れ來つたことは同規則が受刑者保護を一の方針として制定され 而して我當局が前述の如き受刑者保護の偉大なる功績を擧げ得た以上更に百尺竿頭 たことに對

歩を進めて弦に至ることは想像に難くな いことを信ずるの である。

忖度するならば間隙なき不斷の拘禁は執行の完全なる目的を達し得るものではないとの新しい 散歩することを許可し得此の許可は原則として一週少くも一回之を與ふべし」と規定して居る。此の を以て監外に出づることを得る休暇を與ふ、休暇は刑期三分の二に服し、殘刑一年未滿なるとき始め 會化であつた。此れど同様の傾向に基いて普露西亞新草案は其第六十九條第十一項に於て「四日 であらう。豊闘らん 監獄でベース、ボールをやらして居る」とか「芝居見物をさせて居る」と聞くとき、 あると見得るであろう。善への執行方法であると認められ、 々は之を試むることが最善の方法であらねばならぬと思ふ。 最後に受刑者保護事業中の異彩とも謂ふべき執行中の休暇及外間に就て述べよう。 ど規定し、 同第百四十一條に於ては「所長は逃走の處なき在監者か其自由時間中刑務所々 此は近時に於ける受刑者保護の新思潮であつたのである。換言すれば刑罰執 而も刑罰の本質を害することがない 私達が 何人も其突飛に驚嘆す 主張の アメリ 以下の なら の郊外を 表現で 趣旨を て之を の社

ことを許す」との達示を出して居る。 な方法であつた。不幸にも我が現行監獄法規は此の特色ありし達示及前例の趣旨を採用することなくして 曩に明治七年一月………我當局が「懲役人の父母危篤なる時は其囚を父母所在の地に押送 而して之は上述の 而して其制法事業の不注意はやがては諸外國の思潮の中に喰ひ込まねばならぬ原因を為し Strafurlaub 又石川島人足寄場にては釋放一月前より「他出」と稱して外出 の前提であり且親子の愛を利用して善へ行かしむる受刑者保護の立 して面合する

-(15

假出獣制度に就いて

を一つの要素として進まねばならのことは既に事質となって來たのである。親子の愛、 又ざの程度迄其質效をもたらすものかを豫見し得ないものである。 ての愛、その何れも犯罪人を善に向かしめる執行の用具でないものはないのである。 私 は以上述べた受刑者保護の新思潮がどの程度迄に制法事業の基礎となるかを さり乍ら今後の刑罰執行は愛に基く執行 豫断し得ないものである。 夫婦の愛、友達とし

採る最上の手段が愛に基く執行でなけ 只私が如斯愛に基く執行 を主張するめに刑務所の存在の本旨を忘れてはなられ、刑務所の執行方法とし ればならねと謂ふのである。

は萬全であり其執行は光輝ある社會制度の擁護者となるであろうの(大正一、一、二日) 換言すれば刑罰の威力は父の叱責であつて刑罰の愛の執行は母の慈愛でなければならぬ。かく 刑罰の威力は飽く迄存しなければならぬ、さり乍ら其威力の真の效果を表はすものは愛でなければなられ 刑罰の本質

假 制 1/2 就 7 (承前)

司法省參事官 清 水 行

して 視をなすことを禁する主旨の規定をなして居ることは 方法を以て のである。 の警察監視は をして自 る警察監視が除りに嚴重に過ぎるが 對する警察監視に 假出獄に依り釋放せられた者は **此監視の任に當たらしむることは望ましきことではない。例令へ右の共同命令第十一條の如き規定が** 。假出獄者に對し何等 如きことあるならば、 暴自薬に陷らしめ 警察監視をなすことは之を避けねばならぬ。これ共同命令第十一條の規定する所 然しながら假出獄者が監視を受けるため 主人の營業所又は工場に趣き他の店員又は職工 つき共同命令が右の如く假出獄者に對し不利益なる結果を來すやうな方法を以て警察監 者が出獄によつて與へら 之れに 、之がために かの監督を講すべきことは謂ふをまたない。然しながら理想から云 一獄者が よつて其者 釋放の日より刑期の満了に至るまで特別の警察監視に服さ 商人どか工場主とかに 爲めに、 其假出 0 「獄者が 却て假出獄の趣意を沒却するに至るやうなことは必ず た恩恵を濫用することを防止するために繼續的に行 再び犯罪者となるやうなことは決して絶 なりしことが曝 頗る用意周到のこと、云ふべきである。 其の生活を迫害せられ或は公衆の侮蔑を受くる 雇はれ の面前に於て其假出獄者の行 て真面目に業務に從事して居るに拘ら 露せら 角改心して居た假 ねばなら である 假出獄者に對 無なことで は 出獄者 やうな 調査 出 るいも 一樣者 8

思ふ。現に Richard Görlich の如きは其著假出獄論に於て假出獄者の監視は保護團體又は信用ある個人に委す 大に考慮を費さねばなられ。彼の保護團體をして監視をなさしむるご云ふことも參考に資すべき案であると 要である。然るに警察の監視制度なるものはどうしても遺憾な點があるから、假出獄者に對する監視制度は を與へられたことによつて表彰せられた改悛の事實を尊重し、益々其の人間味を向上發展せしむることが必 べきであると主張して居る。(Richard Görlich, Vorläufige Entlassung s. 116.) 要である。而して之が爲めには其自尊心を傷けざることに留意し、且つ自重心を利用することが有益且つ必 脱却したものではないけれざも、成るべく之を遇するに完全なる自由人と同様な態度を以てし、 としても、警察官をして監視をなさしむることは兎角弊害を醸成し易い、勿論假出獄者は全然刑罰の疑 假出獄

Δ

の制限をも假出獄者に對して假りに加へることが出來る。(共同命令第十二條) 了後監視を受くる者に對して規定したる同刑法第三十九條第一號及び第三號の規定に基く制限の外尚 の意見によつて適當なる取扱ひをなすことが出來るのである。殊に監視をなす警察官署は獨逸刑法が刑期滿 をなすに當つては共同命令第十一條に規定してある原則を遵守すべきは勿論であるが、其の外尚其警察官署 釋放地又は滯在地の警察官署に於て上級警察官署の監督の下に之を行ふのである。 警察官署は監視 其以外

^

又は滯在地以外に居ることは出來ない。 ては四十八時間以上其の土地に滯在することは出來ない。而して右の許可を受くるには假出獄者自身警察官 假出獄者は住居の移轉に關して特別の制限を受ける即ち警察官署の許可を得ずして四十八時間以上釋放地 又他の地に滯在する場合に於ては其の土地の警察官署の許可なくし

ときは新滯在地の警察官署は從前の滯在地の警察官署に其旨を通報しなければならね。(共同命令第十三條 署に出頭し、且つ假出獄證票を呈示して之れを請求しなければならない。此許可の申請を受けたる警察官署は の警察官署は新滯在地の警察官署に對し其旨を通報しなくてはならない。假出獄者が新滯在地に到着したる きは其許可を與へないのである。假出獄者が滯在地を變更し新滯在地に向け出發したるどきは從前の滯在地 假出獄者が法規違犯の行為をなすの恐れあり、若くは不規則なる生活に居るものと認めらるべき理由あると

き場合等に取消さるうのである。 る場合(三)悪評ある人物と交際をし若くは悪評ある人物で住居を共にしたる場合生計を營むに足るの收入な (一)假出獄者が住居の制限に違犯したる場合(二)勞働を厭ひ若くは飲酒に耽り其他不秩序なる生活をなした 最後に假出獄の取消に關することを述べて見たい。假出獄は假出獄者が犯罪行爲をなしたる場合の外

- 共同命令第五條又は第八條の司法官廳に假出獄の取消の申立をなさねばならぬ。其の申立を受けたる司法官 條)(二)假出獄者が勞働を厭ひ若くは、飲酒に耽り其の他不秩序なる生活をなしたる場合に於ては、警察官署 (一)釋放地若くは滯在地の許可を得ずして其の地を退去し四十八時間以上に及ぶさき、若くは他の地に趣く 廳は司法大臣に其の旨を報告しなければならぬ。(共同命令第十五條) は先づ警告を發する。若し此警告にも拘らず行動を改めざるときは警察官署は獨逸刑法第二十四條に從ひ、 なすべく又假出獄の取消の為めに共同命合條第十五條による手續をしなければならない。(共同 命令第十四 との許可を得たる場合に於て其の許可の條件に違犯したる場合に於では警察官署は嚴重に假出獄者の搜索を
- (Ⅲ)假出獄者が悪評ある人物と交際し若くは悪評ある人物と住居を共にしたる場合に於ても又右と同樣の手

續をなすべきである。

(四)生計を營むに足る收入なき場合に於ても又同様である。

第二十五條第二項に從ひ假出獄者を假に逮捕し、速に當該司法官廳に報告し、且つ假出獄の取消に關する い決定あるまで假出獄者を留置しなければならない。(獨逸刑法第二十條共同命令第十五條 以上の場合に於て警察官署は公共の安寧を維持するために急迫なる必要ありと認めたるときは、

とする。弦に於てか一八七一年十二月二十三日の一般命合は此報告に關する準則を定めて居る。卽ち假出獄 ればならない。而して此報告を受けた檢事長は其の報告に自己の意見を付して直ちに之を司法大臣に提出す くは之に代る官廳に之を報告し、 に對し其の刑期滿了前に假出獄期間内の犯罪行為につき、刑事の訴追ありたる場合には檢事は所轄檢事長若 したりさの嫌疑を生じたるさきは假出獄取消の便宜上司法官廳より司法大臣に之を報告せしむることを必要 ときは何時にても假出獄を取消すことを得と規定しあるに徴し明瞭である。從つて假出獄者が犯罪行爲をな ることになつて居る。 假出獄者が犯罪行為をなしたるときは、假出獄を取消さるべきことは獨逸刑法第二十四條が行狀不良なる 特に犯罪行為の為めに假出獄者を逮捕したるときは必ず此報告をなさなけ

なければならね。(共同命令第十六條) して執行を受くべき残刑期間の計算に就ては獨逸刑法第二十四條第二項及第二十五條第三項の規定を顧慮し にある場合には最寄にある同種の監獄の監督司法官廳の許可を得て其の監獄内に收容することが出來る。而 假出獄を取消されたる出獄者は曩に釋放せられたる監獄に遞送せられる。釋放せられたる監獄が

共同命令第十四條による搜索をなずにつき要したる費用、 共同命令第十五條の規定により假出獄者を假

の發生を抑止する上に於て相當の効果があると考へる。 **冷第十七條假出獄取消に關係ある費用を假出獄者に負擔せしむるといふ此制度は假出獄取消の原因たる事實** が假出獄前既に取得したる作業賞與金及再入監後取得したる作業賞與金より支出することが出來る○(共同命 費用となし、監獄金庫より支拂はるゝものとなつて居る。而して其の費用は受刑者の財産より之を収戻すこ どが出來るのである。一八七二年三月二十五日の內務大臣の通牒によれば、 に逮捕するに要したる費用、假出獄取消の場合に於て受刑者を監獄に送還するに要したる費用は刑罰 右に掲げたる費用は其の受刑者 執行

佛蘭 西に於ける假出獄制度

Δ

であつて、我國に於て假出獄制度を認めた舊刑法の發布せられ千八百八十年より後るゝこと五年である。 精神を承認した事實はあるが、佛蘭西に假出獄の制度の確立せられたのは右の法律の出來た千八百八十五年 tation)に依つて初めて設けられたのである。尤も其以前にも二三の法律や省合といふ樣な もので 假出獄の 犯防止に關する法律 Loi sur les moyeus de préveuir la récidive (libération conditionnelle, patronage, rébabil-獨逸の樣に刑法中に定められては居らない。佛蘭西の假出獄に關する規定は千八百八十五年八月十四日の累 佛蘭西に於ても亦他の文明諸國の如く假出獄制度が認められて居る。然し其假出獄に關する規定は我國や

年に出來に佛蘭西刑法中に存在して居るのである。 右の如く佛蘭西に假出獄制度の確立せられたのは千八百八十五年であるけれざも、 面して後年佛蘭西が假出獄制度を完成するに至つたのは 其萠芽は既に千八百十

pénal français に於て佛蘭西のみが假出獄の發案者であると説いて居るのは誤である。 活と自由の境涯との中間の過渡的階段として假の自由を認めることを考へ出したのであつて、此意味に於て の制度を模倣し又は之を參考とすることなく、單に佛蘭西刑法に於ける少年犯罪者の處遇よりして監獄の生 大に英米制度の研究に負ふさころが多かつたこと勿論であるが、其の萠芽の時代に於ては佛蘭西は何等他國 佛蘭西は英吉利と共に假出獄の思想の先覺者である。然るに彼の Garraud の如さは其の著 Traité du droit

取らしめ難きさきは一定の年限を定めて犯罪少年を懲治監に送致することになつて居る。均しく懲治監に拘 て有罪の場合には一定の條件の下に犯罪少年を懲治監に拘禁するは勿論、無罪の場合に於ても其の兩親に引 責任の有無を決定し、辨別能力ありと認むるときは有罪とし之を認め難きときは無罪と爲すのである。 規定は十六歳未滿の犯罪少年の刑罰責任に關するものであつて、裁判官は辨別能力の有無を標準として刑罰 正の爲めであることは毫末も疑を挿む餘地が無いけれざも、實際の運用に於ては此區別を意識して劃然たる 禁するのではあるけれざも、有罪者を收容するのは刑の執行の爲めであつて、無罪者を收容するのは感化匡 たのである。 十二月三日に内務大臣 D'Argout 氏に依つて發せられた命令に於て有罪者と無罪者との處遇に一變化を來し 取扱をなすことなく、稍其の目的をも無視したる處遇をなして居たのである。然るに千八百三十二年 十年の佛蘭西刑法第六十六條及び第六十七條は實に佛蘭西に假出獄制度の生れる根元である。此の

Δ

千八百三十二年十二月三日の命令に依れば、辨別能力なくして犯罪行為をなしたる少年にして懲治監に收

所である。其短期に である。辨別能力を缺くにより無罪の言渡を受けたる少年が、 容せられたる者が行狀善良なるときは、 假釋放は裁判所の定めた拘禁期間後に於て其の取消をなし得ざること固より云ふを待たぬところである。 二十歳に至る迄に制限して居る。従つて徒弟として農業家又は工業家の所に使はれるのも滿二十歳迄である。 することは佛蘭西刑法第六十六條に依り無罪を言渡されたる者に對してのみ行はるるものなるが故に、 に徒弟として就業せしめることになつた。此の如く徒弟とならしむる為めに假に釋放(placer en patromage) 度は決して刑罰執行の方法に關するものではない。威化匡正の一個の手段として認められたものといふべき 付ては法律上制限なきも實際の慣行に依れは大抵一年である。其長期に付ては刑法は滿 何時にても取消すべき條件を以て假に之を釋放し農業家又は工業家 懲治監に拘禁せらるゝ期間は裁判官の定むる

ける一大特色であつて、 である。少年犯罪者を假に釋放して徒弟となし一定の職業を與へるといふことは實に佛蘭西の刑界制度に於 刑執行の為めに懲治監に收容せられた犯罪少年に付いても亦徒弟として假に釋放する制度が創設せられたの être places provisoirement horsde la colonie.) 此の規定に依つて辨別能力ありと認められ、有罪の宣告を受けの nt obteuer, à titre d'épreuve, et sous des conditions déterimnées par le règlement d'admin'stration publique d' て釋放せらるることを得るといふ趣旨を規定して居る。(Les jeunes déteuus des colonies pénitentaires penve **監に收容せられたると將又感化匡正の為めに收容せられたるとを問はず、一定の條件の下に試みに徒弟とし** determs 發布せられ、假釋放の範圍が擴張せられた。其の第九條には、少年犯罪者は刑罰の執行の為めに懲治 後一八五〇年八月五日少年囚の教育及保護に關する法律 Toi sur l'education et le patronage des 刑事政策上大に考量の餘地あることと考へられる。 jeunes

悪報威嚇から教育善導へ

報威 5 教育善導へ

刑 0

罰 改 造)

豐多摩刑務所長

寺

崎

でない。從て同一事件として評價することは出來な でも の事象を有し特別の色彩を持つて居るからして、 いのである。卽ち罪名同一でも、刑名同一でも特別 くして、彼是類似した事件はあるけれども、 一事件と雖も同一事件はないのであ 國法 のである。彼の竊盗事件の如きは其の數甚だ多 而して各犯罪何れも特色あるものにし 情に於て異なり、或は客觀的事情に於て同一 刑名は同一でも同一の事件なるものはあり得 0 禁を犯し、 非曲 を企てる もの其 30 の數甚だ多

或は主

て、

は同

こと能はざるのみならず、劃一主義均一科刑となつ はず、 の意思、 科せざるを得ざるを以て、真の個別主義を貫徹する ものもあらう。然るに現代の刑法は身分の如何を問 十分なものもあらう。自宅へ禁錮しただけ で可なるものもあらう。 ただけで十分なものもあらう。 役刑を科せざるを得ざるものもあらう。 しなけ 疾病に應じて薬物を與へるご云ふ趣意に反する ればなられ。而して其の當然の結果とし 動機の如何を論せず、多くの場合 其の動機、 其の結果に就い 追放即ち處拂をし 罰金刑 て各別 を科 懲役刑 謹慎を命じ ただけ で 0 しただけ 分な て懲 で

なければならない。然らば如何にすれば其の惡結果 占めて居る―― を除去することが出來るだらうか。 解が出來るのである。國家が惡に對して惡を報 する結果、 安當性を有するにあらずして、 は國家が制裁として――刑罰ごして科するが故に、 刑罰として吾人の自由を拘禁し、 である。罪である、 禁することは國法に於て禁制する行為にして即ち惡 ふ處方に外なられ。 即ち懲役と云ふ處方を與へ、而かもそれが大多數を 少い、従つて執行其のものも或る程度迄劃一である。 居りながら科する處の刑其のものは、差別が除りに 抑も近代の犯罪政策は刑罪の 惡から生ずる所の惡結果を出來る 對して同様の行為を以て酬ゆるのである 善良なる目的を肯定することに 監獄へ入れる。 不法行為である。然るに國家は 吾人の自由を拘束し、吾人を監 科刑に依つて得むと 自由を拘束すると云 個別主義を要求し 人身を監禁するの だけ除 依 つて理 6

明治二年九月「刑律改選の部に 綱領、改定律令を考察して見た 刑律改選の詔、 邦の古代法を考へなけれ 参酌するの必要あること勿論である。けれ も亦其の一つの方策であらう。而して歐洲の立 一方法であらう。自由刑の執行方法を改造すること 現代の自由刑を改造することが惡果除去の 明治五年十一月監獄則の緒 ばならない點もある。 1. と思 言 どもい 新律 即ち

ラニシ・法律以テ政ヲ為シ、及鋸以テ下ヲ率ヰ、 外蕃二及フ、保元以降乾綱紐ヲ解キ、武士權ヲ專 上ヲ奉ス、 降二千年、 我大洲ノ國體ヲ創立スル遂古 寬恕忠厚ノ風、逐二地ヲ拂フ、今ヤ大政更始宜ク 律ヲ施スエ至テハ 時ノ治亂ナキニ非サルモ、大率光被ノ德、 大寶二及ンラ唐命二折衷スト 寛恕ノ政ヲ以ラ下ヲ率キ忠厚ノ俗以テ 、常二常律ヨリ寛ニス、 ハ措テ不論、 雖モ、塩 其間政

古ヲ稽へ今ヲ明ニシ、寬恕ノ政ニ従テ、忠厚ノ俗古ヲ稽へ今ヲ明ニシ、寬恕ノ政ニ従ラ、以八虐、砂殺、强盗、放火等ノ外、異常法ヲ犯スニ非サル故殺、强盗、放火等ノ外、異常法ヲ犯スニ非サル以ヲ上開セヨ」と

則緒言に曰く

獄トハ何ツ、罪人ヲ禁鎖シテ之ヲ懲戒セシムル所以ナリ。獄ハ人ヲ仁愛スル所以ニシテ人ヲ痛苦スル者ニ非ス。刑ヲ用ルハ已ムヲ得サルニ出ツ、國ル者ニ非ス。刑ヲ用ルハ已ムヲ得サルニ出ツ、國

の新たに採用せんとする「蕭慎」利は、人格者をして自制、反者律以て政を爲し及鋸以て下を率ゐ、寬恕忠厚の風邃に地を拂ふ…………寬恕の政に從つて忠厚の俗に復に地を拂ふ…………寛恕の政に従つて忠厚の風邃

悔悟、自重せしむることを目的さする刑罰にして下の二種にした

(一) 單純謹慎

いき思ふ。

単純離镇は一定の期間、他人と接見せずして薫慎の意心表する。

(二) 複雜謹慎

複雑諸僕は種々の條件を附帶させるのであつて左の如きもので

- 一夜間の外出禁止
- 一直をの出入禁止
- 三 一定の地域の居住禁止
- 四 特定の人さの交際禁止

第二 公職及び業務禁止

現代に於て自載を命することは釋當でないから、一切の公職に出て、自ら屠腹せしめ、世襲の俸禄は子孫に給するのである。 と は 同一である。 新律綱領に規定する自義は士族に科するものに 当して、 公人――官吏、公吏、 議員、委員にして罪を犯したるもの

-(27)-

参考の價値あると思ふ。

参考の價値あると思ふ。

参考の價値あると思ふ。

参考の價値あると思ふ。

参考の價値あると思ふ。

参考の價値あると思ふ。

参考の價値あると思ふ。

参考の價値あると思ふ。

=

第一謹慎

て之れを科するのである。明治初年に於て護慎さ名づけた刑があった。即ち新律綱領に規定されたので、土族が答刑に該當したる 別を犯したる場合に十日、二十日、四十日、五十日の護慎を命ぜられ、他人さ接見するここを禁ぜられたのである。 夫れから別門さ 離する刑があって、杖刑に該る罪を犯した士族に科したのである。

閉門は門扉を閉鎖して奴婢と雖も出入な許さないのである。吾人

一1、公人にあらざるも會社の重役、醫師、辯護士の如き業務にである。

にした方が良からうさ思ふのである。

さた禁止し

社會的死亡--公人さして自裁させる

第三、追放

追放に二種ある。

一は領土外の追放にしてこれは國際利法の問題であるから論外とては土族が流列に該る罪を犯したる場合に邊戍に處する。邊戍はては土族が流列に該る罪を犯したる場合に邊戍に處する。邊戍は工年の三等にしたのである。地方追放は一定の期間、犯罪地、被害者の居住地、加害者が從來居住せる場所を去ることにして、換害者の居住地、加害者が從來居住せる場所を去ることにして、換害者の居住地、加害者が從來居住せる場所を去ることにして、換害者の居住地、加害者が從來居住せる場所を去ることにして、換害者の居住地、加害者が從來居住せる場所を去ることにして、換害者の居住地、加害者が從來居住せる場所を去ることにして、換害者の民性、加害者が必要している。

第四、禁鐧(自宅禁錮)

第五、公示謝罪

特別の勞役

の罪に對する刑さして科すべきである。 の執行さするのである。主さして業務妨害、名譽毀損、虚偽申告 謝罪を刑罰の内容とするものにして、犯罪地、被害者の住居地の 新聞紙に受刑者が自己の費用を以て謝罪公告をすることを以て刑

-(28)-

一定の期間判決に指定された場所に住居し、他の場所に住居する はればならわ。住居指定の刑は如此必要を充たすため、最も適當 であらうさ思ふ。 の者の町内と稱するが如きは、其の場所と犯罪と特別關係あるな ことを禁止する所の刑である。彼の博徒の縄張の如き、仕事師書 以て其の地を去らしむることが將來の犯行を禁斷する一方法と云

現行法に於ける禁錮は定役を科せざるこさになつて居る。勞働思 役即ち勞作を爲す刑罰に改めた方が良からうさ思ふ。 想の變遷は無爲徒食を一の罪悪さして居るから、速に改正して定

第八、强制勞役

一、國立の勞役所を設立し、之れに收容して工業勞作農業勞作 居に鐵銀するのである。 に就かしむるのである。整間のみの收容にして夜間は自己の住

一、強制勢役の義務を盡さないか、又は逃走したものは監獄に

解放を適當なりで認めたるさきは假出獄を許可するこで。 四 るか、又は犯罪能力を失ひたるか、若くば其の他の事情に依り 盤防拘禁中の犯人にして夏民たるの生活を替むべき見込む

五 假出獄は合議裁判所の裁判又は行刑調査委員會(新設)の 決定に依るこさ。

たいさ思ふ。 新たに以上の如き保安處分法を立法して、犯行不能の狀態に置き

監獄外に於て執行する刑罰とに分類し、 而して之れを大別すれば監獄に於て執行する刑罰と 現代刑罰の改善に關する要點は叙上の如くである

(一)監獄に於て執行する刑罰

禁錮刑 懲役刑

分こして監獄に於て執行せねばなるまいと思ふっ と云ふことになる、豫防拘禁は刑ではないが保安處

歴報威廉から教育善戦

於ける勞役場へ收容するこさにしたい。

||、個人又は法人の經營する工業勞作所、農業勞作所に於て監 督的勞作に就くことを内容さする刑罰である。而して之れに違 背するものあらば監獄に取容して勢役に就かしむるのである。

第九 刑罰宣告猶豫

刑罰宣告猶豫主義は改悛の見込ある犯人に對し。一定の期間、體 之を赦免し、若し行狀不良なるさきは體刑を言渡して之れを執行 像するを至當さ思ふ。 ために生活上種々の差支を生するから英米の如く裁判の言渡を確 豫期間經過して刑の言渡の効力を失ふ迄は所謂「前科者」である する制度である。現今の制度は條件付刑罰宣告主義なるが故、 刑の言渡を猶豫して其の行狀を試驗し、善行を續行したるさきは

第十、豫防拘禁

如き制度である。 像防拘禁は結局保安のための拘禁に外ならわ。 彼の英國のそれの

- 裁判所が懲役刑を言渡す場合なるさき。
- 範圍内に於て、 め、長期間、拘禁を適常で認めたるさきは、満期後五年以上の 本人の犯罪智癖。生活方法から考察して公衆な保護するた 本人又は裁判官が常智利跟者たるこさな認めたるさき 引頼物禁することを言渡すのである。
- 育刑と名けたいと思ふ。) (二)監獄外に於て執行する刑罰(善導刑、 又は敵

謹愼

公職、業務禁止

- 追
- 自宅禁錮 公示謝罪
- 住居指定
- 宣告猶豫

と云ふことになる。

適用するを安當と思ふ。 する問題である。吾人は左の條件を具備する場合に 犯人に適用するのが適當であらうか、更に攻究を要 刑罰を叙上の如く改正してさうして之を如何なる

A 量すべきものありと認めたること。弦に犯情酌 量と云ふのは(一)監獄に拘禁する必要のない場 死刑、懲役刑、禁錮刑に該る罪にして犯情酌

そうして刑の執行循環も適當と認められ 合に適用するのが至當であらうと思ふ。 に拘禁することが少しく苛酷にして ざる場

B 刑をしなければならぬことは勿論である。 は、原告官も裁判官も協同研究をして相當の科 て置くべきものなるやと云ふことを決するに る刑を選擇すべきものなるや 犯情の酌量すべきものなりや否や 宣告を猶 如 何 75

五

るかも知れない。一般豫防に就いては「フオン、 會を警戒することが出來るだらうかと云ふ非難が ふ。氏は利益保護としての刑法を論するに當り スト」の説を擧げて批判するのが一番便宜だらう思 し得られるかも知れぬ、併しながら一般豫防即ち 特別豫防、即ち犯人の威化改善 吾人が上來論じ去り論じ來りたる處に依ると刑 闘する苦痛たる刑罰 の目的は或は達 成 7

つて差異がある」 人に及ぼす效果の如何は苦痛の内容で範圍さに從

と論じて居る。

吾人は此の點に關して二大疑問を有するものであ

其の一 想であつて、何故に痛苦を與へるかと云ふと、改善 統的思想である。歴史的思想である。即ち痛苦を與 しなければならないかざうかである。元來應報は傳 かどうか。刑前は惡に對して本質上の惡を以て報酬 廷に於て犯人を問責し非難することを改めたならば いのである。若し裁判官が責任を問ふべく公開の法 與へれば必す惡性を匡正し得ると云ふ保障は出來な の為めであると云ふことになる。併しながら痛苦を へねばならぬ、痛い思ひをさせねばならぬと云ふ思 僧値批判者たる裁判官が犯罪行為者に對して其 司獄官が監獄に拘禁して痛苦を與ふることを改 は刑罰は痛苦を以て報いなければならない 換言すれば間責や痛苦に代へて不法行

> 因つて、 30 家が其の命令に對して如何に重きを置くかを最剴切 に恐るべきものなるかを其の目前に標示し、 來ないものには其の違法行為の結果たる苦痛の如何 なる形式に依つて悟らしめ、又之れを悟ることが出 よりも一層强力なる保護を與ふる點に あり且つ特に保護の必要ある利益に對して他の法 を豫定し、及び之れが執行に依りて特に保護の價值 刑罰執行の效果は 刑罰の豫定は警告的威嚇的に法律秩序の命令及 自ら其の犯罪的性癖を制取 るもので法律に通せる人民には するに 存するのであ 至らしむ

序を保障することに依つて人民の法律思想を强固 に依つて犯罪的傾向を制取すると同時に、 一社會全體に對して生する。法律執 行の 法律 威嚇 秩 カ

侵害が看過されないと云ふことの滿足である。 - 被害者に對して生ずる。 犯人其の者に對して生する。科刑の執行が 自己の蒙つた不法

意なる忠告を加へ、穏當なる訓諭を爲すことに を以て報ゆること、暴に對して暴を以て報いること ならば問責や非難、懲戒や痛苦の手段を執らずして の自覺に訴へ、 義の教育、善導を主張する所以である。 事思想たる應報に逆行して善意の勸告、 之れを否定しないだらうと思ふ。是れ即ち傳統的刑 造論の根抵は弦にあると同時に民族の刑事心理も亦 て反省、悔悟させる方が妥當である。吾人の刑罰改 を罷めて平和な手段、即ち廣義の教育、 て反規範的傾向を除去し、反省改悛が確實になった -個人論理として非難されて居る、悪に對して 反省を促し、悔悟を爲さしむべく、善 善導に依つ 即ち廣い 依つ

明することが出來る。けれども改善不能とせらるゝ 離作用と廣義の教育、 要がある。 るために社會から分離して犯行を不能ならしむる必 ものに對しては彼れの破壞行為、不法行為を豫 監獄に於て執行するものも亦同一の理論 併しながら應報や復讐思想を除去して隔 善導を並行させても敢て理論 を以 て説

腮報威嚇から教育善導へ

すると云ふことは、それ自身、撞着の感があるけ ことは不合理でない。 ないことは勿論である。 ざも百人が百人迄絕對に改善不能なりと速斷は出來 矛盾はない。改善不能と認めらるとものを教育 故に廣義の教育や善導する

歴史的意義があるけれざも此の説に對しては種々非 思想は刑罰史上、長い來歷を有して居る。傳統的、 其の二 は一人を刑して萬人を戒しめると云ふ威嚇 難がある。

種の階級だけに効力あるもので一般的のものでなか あるの されたなら心理强制は偉大なる効力を發揮するだら 刑罰宣告を告知して諒解させる所謂傳達機關が設備 らうかと思ふ。夫れから社會民衆に法律を理解させ 為すものがある。此の點から考察して心理强制は特 て死刑執行中巾着を切るものがあつたと云ふことで つが新聞を取らないもの、 第一は實際上の非難にして古、鈴ケ森の刑場に於 現今に於ても裁判を傍聽して歸り途に竊盗を 三面記事を刑罰規範とし

識、心理的强制を感受することは已むを得ない ことは强ち不當であるまい。唯其の反射的作用とし 以て民衆に對して行為の規範を教うるものと認める 教育、民衆に社會的規範を教うる一の善導であると は妥當でないやうである。故に威嚇を改めて廣義の 破して居る。御も威嚇を以て刑罰の目的とすること せぬ」と『ラ」氏の所論は少くとも一面の真理を道 告を與へられた以上、其の結果に對しては驚くを要 て民衆が刑罰の意義を感得して恐れを抱き、不知不 て刑の目的とするのも良からうけれど、文化主義の 観、權力主義の國家觀から考察したならば威嚇を以 したならばどうであらうか。若しも軍國主義の國家 ふに足るや否やを考へて見よ。さうして汝は豫め警 の罪は云々に該る。そこで汝の得た滿足がそれを償 道徳な理論が隱れて居る、一汝が捕へられたときは汝 若しくば道徳主義の國家觀からして刑罰を だら

最後に論定して置きたいのは被害者の感情

思はれる。 する程左様に大なる效果を顯はすものでなからうと て注意を拂はないから心的威嚇は恐らく

ば一般民衆のために從容として刑に就くであらう。 られると云ふ理論は恐らく承認しないだらう、無理 るまい。雄々しき犠牲的精神の所有者であつたなら ひ、一般民衆をも教ふご云ふことにならなけれ に承服させるだけである。 然らざる以上は一般の犠牲さか一般人のために獄せ 對が起るに相違ない。ごうしても犯人其のも すると云ふ學説であるとすれば倫理道徳からして反 第二は威嚇の思想は一人を犠牲にし て萬人を警醒 のも教 ばな

らぬことは誰れしも真面目に信することは出來な せるため、多数の人々までが共々に厳嚇されねばな 心。また此の主義の裏には無意識的に賭博類似の不 人々をして秩序維持のために其の非行を思ひ止まら 【威嚇主義は明白なる胡魔化しである。一部少數の 此の點に關し故獨外相「ワルター、 ラテナウ」は

語宣傳の必要があると思ふ。 要諦、治獄の本旨を諒解させるため、文章宣傳、 を強要するものはないだらう。吾人は前に述べた如 雖ごも犯人を教育して善化すると云ふことや、 が多いだらう。併しながら被害者如何に頑固なりと とに重きを置けば恐らくは應報又は復讐となること 定することは出來ないが、 得るかどうか。被害者の人格境遇等に依り一様に決 である。被害者は犯人を罰することに依つて滿足を く民衆に對して刑事思想、殊に刑罰の意義、治罪の 反規範的性癖を取り去ると云ふことに反對して可罰 るものもあるだらう。被害者の要求を滿足させるこ に思ふものもあり、又罰せられざるため不快を威す 犯人が罰せられて氣の毒

吾人の管見を綜合すれば

一刑罰理論を改造して其の根本義を闡明し、之 れを國民に諒解させること。 ははない

る刑罰を科するやうにすること。 刑罰の組織を改善して、犯人の個性に適應す

善を加 ることになるが 刑罰組織の改造は自然刑罰の執行方法が改 監獄に於て執 行する刑罰 も改 \$

> 度見直したり、 刑事思想――傳統的、歴史的刑事思想に就いて今一 右の三大要綱である。 考へ直さなければならぬものある 吾人は其の多くを云はない

監 獄 育 (承

辯輔 成會 小腿士託 大 澤

第 教育の 目的

何のために子を教育するかどいふに、 は、前章に於て説明せしが如し。而して其 生物學の見地よりすれば、教育は黄に人類間の現象に止まらずして、 凡そ動物には命の長いものもあれ 目的に就き丘理學博士の所説を援用せん ば 他の動物間にも行はるる 短いものもあるが 1: 如何なる ものなる事 く「動物

無數の卵を生む故、其の儘打捨てて置いても其の中二疋や三疋は生長し終るまで生存する機會が は生殖作用 では、生れた子が残らず生長すると云ふ望は到底ない。 二疋の子が生れただけでも、 ならぬ。而して若し生れた子が皆必ず生存するものと定まつて居たならば、 類でも壽命には必ず 競争場裡に出しても容易に敗ける患はないと云ふまでに仕上げなければならぬ。 な子を生む動物では、單に生んだだげでは未だ種族維持の見込が附いたとはいへぬ。必ず之を教育し 0 追加とも見るべきもので、其の目的は生殖作用と同じく 一定の制限がある故、 親の跡を継いで行くことは出來る筈であるが、 種族の 断絶せぬために常に 魚類、昆蟲類を始め多くの下等動物では、 生殖し 種族の維持繁榮にあることは少しも疑 生存競争の劇烈な現在 一對の親から一生 死亡の されば教育とい 失を補は 涯の間に あるが 初めから 15 世の ふこと

は教育 間木來の能力を發展せしめるとかいる文句は、 競爭場裡に立ち、 派なもの、残すためである。又一國が其の子弟を教育するのは、 る種種の團體のことで、 するものを残すためで、 ざるを得ない 以上述べたことは の目的は完全なる人を造るにあるどか何とか種々高尚な議論を掲げてあるに拘らず、 持繁榮を目的として居る。最もここに種族 の例へば 立派に一國を維持し、且榮えて行くだけのものを残すためである。 生物學上 -一藩で其の子弟を教育するのは、 家で其の子弟を教育するのは、現在の一家の主なる人人が死んでも後に一家を離婚 此の團體に幾つもの階段があるから、教育の目的も之を行ふ團體次第で多少異なら 明な事實であ るが 如何にも立派に聞へるが質は極めて漠然たる言ひ方で、 、之を人間の場合に といふのは動物學上の種族ではない 現在の藩主が死んでも後に之を繼續するた 現在の國民が死んでも其の後に世界列國の 當て嵌めて見ても其の通りで、 完全な人を造るどか人 0 人間の造つて居 實際に於ては總 めの立

35)-

を定めるために又種々の議論が出て益々實際から遠ざかる樣になる。實際に於ては議論の如何に拘らず、 な人とは如何なるものか、 らず識らず生物學上の規則に從ひ、ここに述べた如くに、皆種族の維持繁榮を目的さして居るのである」と 人間本來の能力とは何かと押して問へば、 其の答は決して一定でなく、

幼稚な技藝が何等かの方法で歴代保存されることなくんば、該社會は忽ち野蠻社會の生活状態に逆轉するで くども文化の現状を維持する為めに何等かの教育が必要である。 あらふ。故に未開人に取つては如何に生硬粗雑でも、又意識的たるとは無意識的たるとを問はず、兎に角少 具の使用法や、社會の安寧鞏固を保持すべき種族の風俗や宗教上の教訓を學ばねばならぬ。若し、開社會 と甚だしく背腕するならば、其種族は到底永續することは出來まい、故に原始民族は如何にして特獵 要求に應するものなることは疑ひなき事實である。特に原始社會に於ては若し其兒童教育が實際生活 にして、 と社會」は、右に述べたる米國教育の特色を理論上より精確に研究し、 社會的奉仕 會は一の有機體の如く成長發達するものなることを證明せられしより、所謂社會的教育學の建設を見るに至 近世に至り生産交通の發達と生物學、 米國人の如きは、 經濟的訓練と道德的訓練とは互に相關聯し、兩者相竢つことに依つて始めて勤勢を愛し、生産力を有し 其一節を引用せんに、 の任務を果たさしむるを得べしご思考す。アイオウア州立大學の教育學助教授キング氏者「教育 教育の目的は體力を發達せしめ、 日〈 「原始社會でも文明社會でも、 心理學、 社會學等の理論は個人と社會との有機的關係を了解し、 經濟上の能率を昂進すべき人物を造るべきものとな 一切の教育的活動は多少純然たる社會の 且實際的經營の方案を示したるもの 戦闘用 の要求

人間教育の起原は恐らく全然無意識的のものであらふ。激烈なる生活競爭に打勝つて存績した社會乃主民

後代に遺傳することなき社會は、一として永續した例はない。 して此能力は恐らく自然陶汰に依つて培養助長されたものであらふ。それは兎に角何等かの方法で其文化を 族は、徐々に其諸經驗の結果を保存し 、之を後代に遺傳するの能力を獲得したる社會乃至民族であつた。

性を有つていないから、兒童も特に社會の人々と漫然模倣的接觸を行つて行く間に、 多少の模倣を仲介さすることは思らく事實であらふ。人類こしても最初は動物と比較してさまで大なる模倣 動物が果しで模倣を行ふや否やは疑問であるが、動物が其見に本能を遺傳するには、 るに至るものと認めらる。 **原始民族の教育は、恐らく下等動物の社會にも多少行はれる模倣の稍發達した形式に過ぎぬ** 年長者の技能に習熟す 或程度まで其見の營む ものであ

を胚芽としてそれから發生したものに外ならない。而して此の廣き社交は系統的教育の基礎乃至、 如何なる文化の程度に於ても最も、重要な教育の一手段である。種々系統的教育手段は、畢竟此の廣き社変 家庭及び隣保に行はれる日常の社交は、 且つ其社會關係を決定すると同時に、其缺陷を補足するの効がある。(中略) 管に原始時代に於ける教育の起原なるのみならず、 如何なる時代 背景とな

する社會活動の一方面に外ならぬ。故に教育作用は程度の差こそあれ、 のである」と。(大日本文明協會發行教育と社會) 教育作用は最初から社會作用である。換言すれば社會の團結鞏固を保持し、其狀態を永續せしめ 兎に角純然不拔の社會的要求を反映

アラネ人は健全なる身體に高尙優美なる精神を藏せる市民の養成を以て理想と爲し、羅馬人は國家的精神を は卓拔の身體剛健の氣象を備へ、 翻つて古代の文献に徴するに三大變遷あり。即ち一は希臘羅馬時代の社會主義にして、例へばス 國家の爲めには身命を犧牲に供するも尚且辭せざる武人を造るを目的とし

養成し、十二銅表の法文を以て神聖犯すべからざるものとなし、幼少の時代より之を諳誦せしめたるが如き、 悉く國家社會主義的教育觀より出發せしものなり。

近世に入るに及び、自然科學新哲學の勃興に伴ひ、思想界に激變を生じ、個人の自由、權利を高唱し、 據し、 上にも亦偶人主義を實現するに至る。而して教育上の個人主義なるものは、個人主義的哲學觀、人生觀に依 族の養成にあるも、傍ら教會の維持繁榮を圖らんが爲め、忠實なる教會の信者を養成することに努力せり。 人を完成するを目的で為すものを云ふ。 中世紀に至ては所謂宗教時代と稱せられ、教育は僧侶教會等の手に依り存續せられ、 個人實在說即ち社會非實在說及び個人目的說即ち社會方便說等を內容とし、道德的品性を陶冶して個 其目的は主さして僧

して、 を置き、教育の目的を社會の發達進步にありと爲し、之に貢献するが如き人物を養成することを期するに至 等の研究進步に伴ひ、社會國家の有機的關係が證明せられ茲に敎育上にも亦社會主義を生するに至り、此の 社會主義は個人的教育主義に反對し、社會と個人と有機的關係なることを認め、個人よりも寧ろ社會に重き れりの是れ則ち現今文明各國に實現する教育主義なりとす。而して此の主義は有力なる根據を有するものに 然るに其後十九世紀の始に至り、實際生活に於て國家的社會的思想勃興し、學術界に於ては社會學生物學

- 3 即ち人は社會的本能を有し、種族の維持繁榮を希圖するの思想。
- 倫理學的根據 即ち個人は社會に依らざれば自己な實現するな得ずとの思想
- 即ち個人は國家に依らすんば自由機利を享有すること能はすとの思想に由るものなり。

之を要するに個人的教育主義は生物の通有性を無視し、 進化の理法に背反するものなればべを

らかの の人格を完成すべきことを劐て教育の目的と爲すものなるが故に、教育の理想は此の主義に依遵せざるべか べからず。然るに教育的社會主義は個人と社會との有機的關係を基調とし、 社會の進步發達に資すべき個人

全なる社會を構成せしむる為めの順程である」と(編寫文學士譯教育心理學概論) は社會の為めに存在して居るものである。而して教育は個人をして社會に於ける彼が生活に對する又より完 可能ならしむる條件であらねばならぬことは言ふまでもないことである。社會は個人の爲めに存在し、 想が、個人をして斯くの如き社會生活を實現し享樂せしめんが爲めに、個人能力の能ふ限り偉大なる發展を 完全なる社會生活を營み得せしめんが為めに陶冶し訓練する社會の意思的努力である。而して社會組織の理 コロンピア大學教授ウキリアム、 ヘンリー、バイル博士は教育の目的を述べて日く「青年をして恒により 個人

第 教育の效果

教育者たり得るものなり。訓練を忽せにするは教導を忽にするよりも損害甚し、後者は後に之を補ふを得れざ 展し、人類に適したる形を収るに至ることを考ふるは實に愉快の極みなり。これ吾人に未來の幸福なる人類 まで一歩を進むるを得ん、教育の背後には人性を完全にすることの秘密あり、教育により人性の益々善良に發 も、粗野の性は後に之を除去する能はざるを以てなり、今後教育は常に改良せられ、各時代に人類の完成に 得の人は教育が彼れに於て作造したるもの以外には無なり。而して自から教育せられたる者、獨り能く他人の 相異りたる見解あり。カントは教育萬能論を高唱す。其説に曰く「人は唯た教育に依りてのみ人たることを 教育の效果如何の問題は教育學上極めて重要なる研究問題にして、教育の可能と不可能に關し古來二個の

於て遺傳的のものである」と。(大瀨博士着改訂教育講義) 性格は天職的のもので、技術に由ても偶然の事情に由ても自以外の力では變せしめるものでなく、又大體に しやうごするが如きことは恰も鉛を金となし、樫の木に杏をならせるやうなものである。何どなれば個人的 之に反しショーペンハウエルは不可能論を唱へて曰く「人の性格は不動である。全生活を通じて同一であ 決して變化しない。故に人の性質上の缺陷を說識訓戒等にて矯正せんことは不可能である。性格を改造

識より來り教育が可能となる譯だからである。 非善悪を知れば必然に善を爲し惡を避くることゝ爲り、此の意味に於て知識は根本で、性格の如きも此の知 によると、 支配してをつた啓蒙派の教育學者の如きは、其の全能を信じて居つた。(中略)其の理由は啓蒙派の學者の考 とを善良ならしむることが出來るか否かと云ふことである。而して此の議論は十九世紀に於て始めて提出さ 的方面を發達せしめ得ると云ふことは誰も異論のなこことで、唯だ問題となるは精神の情的方法と意的方面 れたもので、それ以前は教育の效果に就いて疑ひを抱く者は殆ご一人もなかつた。殊に十八世紀の思想界を 日く、爰に教育の效果と云ふのは狭義の教育の效果と云ふ意味であるけれざも、教育に依て身體と精神の知 少之必不、能爲。强、人以、人之所。不、能。其究必至"於怨、天尤」,其父母,矣。聖人之道必不、爾矣。 沒溝淵進馬氏 「變化,氣質,宋儒所」造。淵,源乎中庸。先生孔子之道所、無也(中略)氣質者天之性也。欲"以,人力,勝」天而反 れざる可らざるものたることを唱へしに對し、「學則」に於て「性可」楊者非也」。斷言し、更に「辨道」に於て 我國に於ても徂徠は宋儒が本然氣質の說を立て、盛んに氣質は性の教育に依りて變化せられ、又變化せら 宇宙及びこれが派生たる人間の本體は理性で、此の理性には必然に服従するものであり、 随て是

これを變更することを得ないものである。 發達する。 があつて、 と殆ど同時期にこれに向つて合槌を打つたのは生物學上の研究結果である。これに隨へば、動植物には禀性 ばならぬことうなるからである。ショーベンハウエルの教育不可能論は其の代表的なるものである。又これ 啓發すると云つた風なことは、本質に何等影響を興ふるものでなく、隨て教育と云ふものゝ效果も疑はれね た。それはどう云ふ次第かと云ふと、 として教育の殆ど萬能を唱へたに反して、感情、衝動、想像等の人間本質觀から出發して不可能論に到達し 之に反して起つたものは 故に見重將來の傾向と云ふが如きものは、 其の性質は既に種子又は卵子の中に素質として存して居る。而して此の素質は一定の法則に從て 、十九世紀のローマンチシズムである。此の派の人々は啓蒙派の學者が理性を本 情意が本體で理性が本體でないことうなると、從來教育に依て理性を 一に此の禀性に依て決定されるもので、 教育の如きは

かうなるとこれらの特質と云ふものは、 りでなく、精神上の特質も遺傳によつて決定される。身體的缺陷、 然的の物と見ないで祖先以來遺傳の結果だと見るのである。隨て身體上の特質は遺傳に依て決定さるゝばか 夫れから尚これに助勢を與へたのは、 進化論上の遺傳説である。 確固として變更す可らざるものとなり、 道德的缺陷、 之は人間の特質を啓蒙派などの如 教育の如きは其效果が疑は 知的缺陷は皆な遺傳する。

会ける自会競

数正院教育に於ける自治制

矯正院教育に於ける自治制

Urban 矯正院長 Plass 牧師の報告

事

井

五

郎 譯

共同心、 己的の自己保存及自己主張的の衝動のみならず、 るならば、それが何よりも矯正院教育に對して害 動的行動の欲求を抑制して 其自由なる 發達を 妨げ 他的の種族及社會的の衝動を有するものである。 となるのである。人間は社會的の動物であつて、 機性の行為の内に見出さむとする衝動は從來各矯正 生徒等殊に少し年長の生徒等が有する集合的の自 社會的の行動に依つて社會的に教養せられて、 自覺、自制、自信に依つて教養せられ、後者 せしむるのである。 社交性、同情、權威、感情、責任、公益精 人生最高の滿足を自己 利

院で唱へられて居たよりも心理學及倫理學上の理由 矯正院指導者にして此衝動の教養を忽せにすること よりして更に一層教養するの必要がある。若しも、 ながら、假合、矯正院指導者側に於て其身を犧牲に ない强制力を以て對向する様になるであろう。而し 依るのとは異つた他の方法で、反抗することの出來 仕舞つて、殊に年長の少年少女等に對しては人格に あるこきは、矯正教育の仕事を幻想的のものとして して兒童の致養に努力するさころがあつても、年若 女團體の多くをして不愉快なる生活を送らしむる原 い者の自由を求むるの欲求を抑制するのは、少年少 因となって、 其結果は假に優れた効果のある矯正院

の命令に從はない樣になつて、新に犯罪を犯し院の 不道徳な談話に其歡樂を求め、院の規則及其指導者 の教育組織があつても、生徒等をして遊蕩的な歌や 害は大きく、遂には指導者の監督も及ばなくなる。 不自然なる制限より生する弊害と同様に其及ばす危 誤れる自由行動の承認より生する弊害は自由行動の 訓練も段々と崩壊するに至るのである。さころが又 種々の刊行物中に於て少年監護教育に關する內務省 當なる程度の自由を與へるならば、右の弊害は除去 の統計が常に要求して居るが如く生徒等に對して正 を爲すに當り、社會的依賴心の爲めに難船の危に遭 せらるゝであろう。生徒等が矯正院に居るよりも廣 に、程なく矯正院を去つて社會的生活に入らむとす 熱心な 努力の効果を 喪失せし むることの 無い為め 遇することなく、且つ矯正院教育に於ける貴重なる い範圍の自由が認められて居るところの社會的生活 ことは特に必要である。 る生徒等に對しては正當なる程度の自由を承認する

> 經營して居る矯正院では、次の如き自治制と有する ぼす個々の効果は未だ充分に評價することが出 少年團を授々ご組織したのであるが、其教育上に及 4. 斯る重要なる教育上の任務の要求に促され て私の

といふごとに懸っる様に努力して、といふごとに懸かして、となる、共同作業、及生のを表は上に、 音樂隊、動物愛護會、植物培養會等の團體、 體操樹等の團體之れ等の團體には少年,少女の夫々 り成る兒童音樂會、聲樂會、舞踏會、少女俱樂部、 合同より成る集會所があつて、其處に於て各團體の 少年より成る體操團、 教官側より云へば、 とに懸るのである。 斯る組織の下に力して、それが如何なる點まで成功作業、及其才能の自由なる發達を為かれる。 大人で、生徒等をして其特殊才能に基展は上に立つ男女教官の熱心なる指 倫理的の素質が常に教養せられる。 消防隊、少年軍、 る。斯る組織の下に在つて 兒童より生ず る思想を必要 為、基、指、 是等各、 少女よ 30 自、由、 30

-(43)-

懸けねばならない。

體操圏の目的とするところは、少年、少女の其身に對する抵抗力を作り、彼等をして勇氣、決断作用に對する抵抗力を作り、彼等をして勇氣、決断作用に對する抵抗力を作り、彼等をして勇氣、決断他右別體は兒童の心理に真實にして、愉快且爽快ない社交性と連帶責任威を生せしめ、彼等團體の內外に對する名譽の紋章を清淨に保つことで其最高の義に對する名譽の紋章を清淨に保つことで其最高の義に對する名譽の紋章を清淨に保つことで其最高の義に對する名譽の紋章を清淨に保つことで其最高の義に對する名譽の紋章を清淨に保つことで其最高の義と

Hüte"(名譽を保持せよ)といふ歌である。又體操 居る。 関員は體操靴を穿いて、 活動を為すに適して居る 附いた帯縁をして居る。 と四つの下で飾られたる肌衣を着けて 一由なる彈力性のある運動ご筋肉機能の十分なる Freischütz 體操圏に の調子で歌はれる Aüßehmückt die は獨特の 此の輕快な體操服 短かいずばんと繁れる解葉 行軍歌があつて、 のである。 同様の標を それは有

=

外に此團體では任意の體育運動共同遊戲も行はれる外に此團體では任意の體育運動共同遊戲も行はれる。中で、其他の賞品は唯簡單な賞狀である。而して餘第一等賞品は檞の花環及兒童の起草に成る褒狀である。中で、其他の賞品は唯簡單な賞狀である。而して餘分で、其他の賞品は唯簡單な賞狀である。而して餘分で、其他の賞品は唯簡單な賞狀である。而して餘人。

及大隊長は毎週一度學科を授けらるゝことになつて あることを前提として居るのである。此の つて、其小隊又は大隊に於て訓練を爲し得る能力の 隊を編成し、 る。其職務は體操技術、及操典上の知識の調査に在 ある。此小隊が二つ又は三つ合して、 人員は矯正院の收容人員に從ひ五人乃至十人の間で 體操を爲すに最も適當した小隊に分屬し、其小隊の 年少年少女の總會に於て多數決で行はれ 備へ且試験を經た者である。生徒の職員 は、滿十二歳を越へて居て、其職務に就くの 小隊長、大隊長の各職務は生徒が帯びて居て 正副書記、正副圖書掛、 操主任官の 矯正院の一人の教官の手に在つて、 各自の操典を有して居る。體操團 操典に基準して多少の エッツ Götz)等の各種の部門に分かれ 職を帶びて居る。 小隊には小隊長、大隊には大隊長があ 變更を加へて作 正副出納係、 其他の職例 の最高指揮 同人は 更に一つの 體操會議委員 30 選撃は、 へは副議長 同 獨逸體操 其生徒 图 時に體 和 員は たる は

操團の生活及事業に關する興味ある論文をも 詩歌を掲載する、 行して紀念の為めにする面白い繪畵及多くの論文、 借對照表に關する報告が載せてある。又紀念號を發 れには體操側の生活狀況、 のである。 長の は運動會、 賣却して團體の收入を計り、 する。之れ等自から編輯した雜誌を矯正院訪問者に で行はれて居るか否やを嚴格に監視して居る。 の正當なる使用を計る為めに、 み込ませるのである。 の生じない様に 一度超過したるときは其缺損額は管理人會議で議 指導に基いて償はれ 演劇、旅行、團員の增減、團の收入收出、 矯正院の管理課は支出が常に豫算の範圍内 義務であるといふことを見童の心に深 此團體では月一回の會報を發行する 遠足、 體操團の會計を處理して行くことは 以上の會報及紀念號には尚は又體 褒賞の費用に流用する。 るが、而し同時に 並に體操會議の決議、 一部は正服の補充 體操團 叉、 豫算超過

加する。 織せられ 使用せらる」のである。 計畫、並に院長よりの論告を生徒等に報する 矯正院の廊下に備 が如き、 公平なる審査を為して正しい裁判を下し、 なく記録に止め、 豫め院長が承諾又は修正を加へたる後に始めて右 ると再び名譽を回復することとなる。體操團には特 間は永くとも四週間を出でずして、其期間が經過す き運動會に参加せしめず、或は其團體より排斥する 別に名譽の 職及奪號を奪ひ、或は下級の組に下げ或は 付いて云へば例へば體操團員 團體員の偶然なる過失に付いても細大漏 て、院長の外に各團體の主なる代表者が 其の主なるものであつて、總べての刑罰期 の種 記號 されるのである。 12 から へてあって、それは重大な事件 其處置に付いては、 ある。 號で枠が 少年裁判は特別な機會に組 例 ~ 谷團體の適用する刑 ば、帽章、 取 に對しては、 つてある。 真實に合する 其裁判 為め 黒板が 或は名 來る 及 罰 0) n ~

發布せられる。我々の小年消防隊は年功のあるツェ 用せられ 0 防器の使用に付いて萬事の数を受け、公共物に對す 質習を行ったが之れ る愛惜風保持の為めに、度々矯正院の ーレンドルフ (Zehlendorf) の消防隊の指導官より消 たのであ 増進の為め 30 15 勤務の報告は毎日 訓練されたる丈夫な體操團員が採 は一つの特記すべき疑慮となっ 晝間に命令の形式で 建物内で消

+

其記章としては左の腕に赤の十字架を附け、旅行其の生じたる場合に於ける應急手當が致へられる。半際がある。生徒には専門的の救護教育に依つて傷害院の醫者から試驗せられ之に及第して衛生隊に入るのである。院の大檢閱に際して展々即時試驗が行はのである。院の大檢閱に際して展々即時試驗が行はのである。院の大檢閱に際して展々即時試驗が行はのである。院の大檢閱に際して展々即時試驗が行はのである。院の大檢閱に際して展々即時試驗が行はのである。として衛生

對して授けらるゝのである。 操會議の決議に依つて古参の生徒、及放官の功績に腕又は襟章、及勳章の如きであつて、此の勳章は體

3

筋のはいつた羅紗製の「ずぼん」肩章の隅いた羅紗 為して居つて、此消防隊には特 質習等である。 人乃至二十五人位で、 が右教官を補助して居るのである。院内に不時 つて居る。消防隊の指導權は同時に の上衣、皮帶、帽子の正服を着け、手斧、 練の外に、課業及消防器具の檢閱が行はれる。 火のあつた場合には直に消防に従事する實際上の訓 るときなぎには、消防隊は火の番に當り、火災安全 に二度夜間演習があつて御祝の催(例へば演劇)の の必要なる處置を取る。 生徒の中より選ばした小隊長及大隊長の二人 は體操團の一分派であつて、 其組織は體操團と同様に軍隊 其訓練は體操並に消火救助の 消防隊員としては消火能率 有の信號があ 體操教官の手に 提灯を 組織を 0

云ふ迄でもないことである。 實際に示すことに兒童が興味を覺えるといふことは 重要な藥劑を持つて居る。事件が發生して其伎倆を 重要な藥劑を持つて居る。事件が發生して其伎倆を

t

正院 練の為め用ひる引金は未だ使用の出來 グウ (Spindau) にある兵器廠で射撃に使用すること 干の小銃を譲つて吳れた。而し其小銃は豫 を帯びて居る。 いた上表を着て、 軍人の様な服装をして羅紗のズボ 達にも力を立したのは支那に出征したことのあ 組織を爲して居る。衛生隊のみならず此 が新らしい演習操典の基本を爲して居る。 少年軍は三十人乃至三十六人位 の一人の教官である。武器を以てする 來ない様にされたものであるけれざも、 陸軍省の申 軍隊教練を為すの 彈藥裝のある胴締及飾のある 請に依つて安い値段 ン及赤 機會 より成 3 を與へると云 少年 りて い肩章 少年軍 軍隊教練 めス 軍 る矯 0) 佩劍 0) で ,: y は

-1 47

)-

あることを學び得るのである。實彈射撃は出來ない て、下士官曹長副曹長は生徒の中より選ばれるので 閉指導官の下に縁屬して居て、體操團の場合よりも 操は寧ろ普通體操の場合に行ふ亞鈴體操と比較する より云へば、議論の存するところであつて、 は賞品が授與せられる。前記の體操團の運動會に於 はれ半年に一回懸賞射撃が舉行せられて、優勝者に 々射撃演習が催される。目標さしては、射撃板が使 から鐵栓の階いた空氣銃が射撃に用ひられ之れで屢 規律は全人員の利益の為めに缺くべからざるもので 同的訓練の意義及矯正院に於ては或る程度の强制と ある。如斯にして生徒等は團體に對する健全なる共 年軍に於ても亦其一部は生徒自身の手に委ねてあつ 教練に費されることとなつて居る。其訓練は此の少 少年軍に在りては勿論より多くの時間が特別の軍隊 ふことは左程重大の事では無いが併し教育場の立場 て、少年軍の優勝射撃が行はれて、最も良く射撃し 一つの體操に過ぎないのである。少年軍は常に體操 小銃體

> 30 最も盛むであつて彼等は自から訓練し自から指揮す 生活の特質を為す團體精神は此の少年軍の間に於て なる自制心と實行力とを獲得するのである。矯正院 教練に適しないならば、此の軍隊教練に依つて强健 自制心と意思力に缺けて居る生徒にして苦しい體操 た人を優勝者と呼むで一年間少年軍の役員となる。 には其心からの滿足で誇の光が輝いて居るのを認め るのである。教練の鐘が鳴ると彼れ等兒童の眼の裡



國行刑 情 (績)

第三 工業生產狀況 續

體左の通りである。 扨現州刑務所内で施行中の工業の重なるものは大

オーパンー木工場へ一般家具及學校器具ン、誘物工場、毛織工場 **駿森工場、箒及パスケット工場。**

オーパン一資上、四十一萬七百十二弗六十四仙。 クリントンー綿布製造工場、製絲工場、金屬板工場、水工場の シンシンケー靴工場、編物工場、印刷工場、アラシ工場 而して是等工業の販賣高及利益は(一九一九年間)

シンシングー賣上 ンー費上 利益。 三十八萬二千四百七十六弗五十六仙。 四十六萬三千五百二十四弗六仙。 二萬九百二十一弗九十三仙。 九山九千八百三十五弗六仙。

-(49)-

生

資料に供することにする。 等工場に付て之が詳細なる批判を試み、工業改良の であつて質に御話にならの貧弱さである。吾々は是 計一實上 利益 百二十六萬六千四百七十六弗五十六仙。 二十三萬五千六百六十三弗八十八仙。

A. 印刷工場 シンシング

には四つの重なる原因がある。 は不幸にも是等の目的の實現に失敗してゐるが、 仕を爲すことである。シンシングに於ける印刷工場 與することであり、他は即ち州の為に是大限度の素 ち受刑者に職業を数へ且つ彼等に勞働の良習慣を賦 印刷工場は次の事を目的とせねばならね。一は即

1 工場の管理が適切ならざること。

印刷工訓練上必要なる指導的方法を缺くこと。

米國行刑事情

利益

十一萬四千九百六弗八十九仙。

勞働に對する刺戟及樊勵の缺乏せるこさ。

4 販路の狭少なるこさ。

は、州は先づ一般の印刷業の能率を調査し、出來るは、州は先づ一般の印刷業の能率を調査し、出來るば、州は先づ一般の印刷業の能率を調査し、出來るは、州は先づ一般の印刷業の影響を調査して印刷業に對する準備を為

現在の印刷工場の装置は大體一般の小印刷工場の表れな略は同一程度のものであるが、而かも是等の大れな略は同一程度のものであるが、而かも是等のである。尚切断機等も如何にも舊式なもので夢滅しである。尚切断機等も如何にも舊式なもので夢滅してあるが、職工長が其操縦方法を知らないので長いこと使用されずにある様な有様である。尚知断機等も如何にも舊式なものであるが、職工長が其操縦方法を不充分で舊式なものであるが、職工長が其操縦方法を不充分で舊式なものであるがら、僅かに自用の報告類を製本する位が精々である。そんな具合であるから、年二回の報告書の如きも單に印刷する文で

質のものを生産し得るのである。此程度の装置では或は其れ以内で此仕事を成し遂げ、而かも尚上等品要したのである。同一程度の装置を有する一般の印要したのである。同一程度の装置を有する一般の印要は「出生産の為めに一日平均二十人の就業者を

荷印刷室植字室内に於ける作業過程は國際活版組 尚印刷室植字室内に於ける作業過程は國際活版組 か、又一面一般印刷業者や勞働機關が印刷職工の實 際的訓練に留意して居る様に實地の数練をは勞働時 間の合間合間に與ふべきである。又出來得べくんば が助め學科として數學、作文、綴方、講讀法等も数 である。

次に此工場内に於ける轉業率は非常に高い。 為め

製本は製本業者に依頼することにしてゐる。

此に此職工長といふのは、曾て受刑したことのあるへ物で、彼は受刑によりて印刷業を習得したのでる人物で、彼は受刑によりて印刷業を習得したのであつて、一般工場の事情や標準能率であるとか、成めで査格を必要とする。即ち(一)印刷業に精通し一知を資格を必要とする。即ち(一)印刷業に精通し一般を應用するの能力あること。(二)一般教授法の原理を紹介し同じく印刷業に就かしむる丈の熱心さと實力とを有すること等である。此工場の一九一九年度の生産は左の通りである。

計資上 六、五〇六、三五 利益 1○六、二六 四二〇 其他 1○七、九○○ カード 七六、四二〇 対他 1○七、九○○

て面目を一新するに至るであらう。を指定すべきでない。是等の提案にして採用せられんか、シンシングに於ける印刷工場は幾何ならずしんか、シンシングに於ける印刷工場は党最も留意を要するの業の指定は工場の如何を問はず最も留意を要するの業の指定は工場の如何を問はず最も留意を要するの

B 製靴工場――シンシング

先づ二人の印刷工三人の文選植字工、

一人のリノタ

イブ操縦者二人の補助職工外に製本部に罫線職工共

二人都合十人の職工で充分である。

活に困難を感する様なことは決してない。 製靴工場が受刑者の職業訓練上最も有利適切である。其の仕事の或部分は特別な技巧を要するのである。其の仕事の或部分は特別な技巧を要するのであるが、高等なる教育の必要はないのである。現在一般に熟練せる製靴職工の缺乏を來たしてゐるから、此の職業を相當に習得したものは、釋放後に於て生此の職業を相當に習得したものは、釋放後に於て生此の職業を相當に習得したものは、釋放後に於て生

質のものと云へる。然るに此工場で生産せられる靴る。 又原料なぎも最上のものでないまでも比較的良し、一般の製靴工場に比し除り遜色のないものであれ工場の裝置は繋げて聯合製靴 會 社の 所有に屬

52

-(

刺激がないといふことを第一に擧げなければなら 業率の多いといふこと、及職業に與味を持たす所の る。而して如此缺點の重なる原因としては矢張り轉 が分かる。又生産高も適當な組織の下に於ける標準 ある。仕上が如何にも拙く一見職工の腕の悪いこと は監獄外で作らるゝものに比し餘程見劣りする樣で 能率等に比すれば僅に其一少部分に過ぎないのであ

分)第三グットイア靴 (good year 全部二割五分)の 三種類である。併し是等各種靴は更に夥だしく多く の五割を占む)第二スクルー靴 (Screw全部の二割五 の前年度の生産高は左の如くである。 も如此雑多の製品を出す處はないであらう。此工場 の型に分かれて居て、如何なる工場 一般工場)と職 次に此工場の製品は第一マクケイ靴 (mckay 全部

20,900 8.270 合選用靴 966 男子用上靴 5.417 小兒用靴 140

員會に於て代表されて居る。 工國際組合のジョン、デエ、マンホランド氏に依て委 加聯合衣服工組合のイー、カウフマン氏及鑄型製造 たのである。 ニーョーク州勢働聯盟は現に亞米利 勞働者選の老練なる助力を利用して來

州に依て課税せられて居る様な譯である。 は自分の選んだ職業を奪ふた制度を支持するが為に 者の解傭を餘義なくせられ、又解傭せられたる男女 精負者と市場に競爭することが出來ないので、 人にどっても不都合な制度である。實際一般傭主は 「舊き請負制度」請負制度は傭主にとつても被傭

みへ出すに堪えないものがあるのである。釋放後の に用ゐられたる作業督勵の方法等は一般公衆の明る 樣などの考は無論無いのである。請負者の利益の爲 することが許されてゐるのである。受刑者を改善し 請負者個人の利益の為に是等不幸なる受刑者を虐使 決して好都合な制度でない。極端にいへば特権ある 「受刑者の虐使」 此請負制度は受刑者にとつても

> 就中受刑者分類制度の採用を急務ごするであらう。 得る為には此工場は一層事務的な作業組織に改め、 得ることは決して困難でないと考へる。現に職工長 ば現在生産種別と同じ比率に於て十八萬足を生産し を以てして一年平均僅に五萬足を生産するに過ぎな **靴工場で採用しつゝある従量報酬の制度も是非採用** 給料制度の如きも亦大に考慮すべきである。一般の いのであるが、吾々の提案にして採用せらるるなら し度いものである。目下此工場は七十五人の作業力 工場に関する批評あるも略す) 産し得べしさ云ふて居るのである。(以下各種の製作 は精密なる調査を基礎として優に十三萬五千足を生 此工場の受刑者が釋放後靴職として相當の地位を

第四 勞働組合この關係

ち委員會は其主腦者の助言を求め且又聯盟會議に於 **水常に勞働聯盟と相提携して來て居るのである。** 「調査委員會と勞働組合」委員會は其事業に着手以

不思義があらうぞ。 刑前よりも一層悪性なものになるといふことに何の 刑者が社會に對して僻見を有し、釋放に際しては受 る。州の行刑に於て斯かる制度の行はるゝ以上は受 虐使され、殘忍化され且人間性を失ふに至るのであ 轉貸してゐた譯である。斯くの如くにして受刑者は たのである。即ち州は其責任を金銭づくの請負者に のは當然のことである。本制度に於ては州は現に受 刑者改善懲戒の責任は之を舉げて請負者に委ねてる 負者は受刑者を教育する等と聞いては澁面を作つた し度も無かつた。事質上行刑を支配してゐる是等請 就職に便する為にする職業訓練といふ様な者は築に

が規定の改正を見、一八九七年一月一日より施行せ 法の改正が必要であつた。即ち一八九四年に於て之 である。而して此舊制度を廢止する爲には。 を採用するに至つたのは全く勞働聯盟の努力の結果 制度が除去せられ、其代りとして現今の州使用制度 「新時代」 紐育州の行刑制度から此有害なる請負 先づ憲

米國行刑事情

-!

らるに至つたのであるが、本改正に關し亞米利加勢 改正運動を激勵したものである。「受刑者は總て勞働 働聯盟の議長ゴンパース氏は左の如き演説を試みて せざるべからず、併しながら其れは請負者個人の利 てはならない、 者自身の改善及受刑者家族及社會の利益の為でなく 益の爲ではなく又財政上の利益の爲でもなく、受刑

し未だ紅育州勞働聯盟に依つて提唱されたる制度の 管理は多くの賞讃すべき特質を備へては居るが 用せられてるものが多い。是等の機械は時代後れの は古物の機械が購入されたのである。そして今尚使 七年州使用制度が始めて實施せられた當時には多く 受刑者が釋放後新式の機械の設備ある新工場に職を 諸原則を實行するには尚不充分の點がある。一八九 求むることの不可能なるは當然のことである、現在 ものである。從て是等の舊式機械の操縦を習得した の行刑工業は其生産を若干の商品に限り而かも其の 「尚不充分の點」 紐育州に於ける州使用 0

の食料品を消費して居る。父州立の各種の敦海機関のみにて五十 用するのである。現に州の諸刑務所は前年度に於て殆ど三十萬弗 實である。刑務所及病院は食料品さして多量のパター、乾酪、鶏朋 ミルク、家禽類、雄語類果物、干製果物、馬輪薯其他の野菜等を使

も亦五十萬弗の農産物を購入して居るのである。其他是等類似の

得る農産物に付てのみの計算である。

十弗に達するであらう。尤り是等の数字は単に貯蔵され運搬され 機關に消費せらる物などを集計するならば、全額少くさも二百五 三萬弗のパター、乾酪鶏卵、ミルク野菜等を消費し、州立諸病院

である。是等の新鮮な野菜は買ふに高價であるのみならず、手に 入る迄には腰々其の質を悪くすることがある。若し今日よりもよ ある。受刑者の食料品を出來得る限り美味にすべきは當然のこと るからである。 て明かに有利なものである農業は廣い範圍の肉體上の活動を要す 刑者の見地より見るさ農場に働くさいふこさは彼等の健康にさつ り多く食料品を生産するならば受刑者は新鮮なる農産物を得るさ 々さ同様に新鮮なる野菜を好むのみならす又之を必要さするので 注意を拂ふこさは遺憾にも不可能であつた。受刑者と雖も他の人 二、健康上の利益 いふ健康上の利益は蓋し鮮少でないのである。而かのみならず受 從前にありては受刑者の食料品に付て

教養上の利益 米國行刑事情 其れに又一面生長しつゝある穀物及動

> 標準さへ定まつてゐない。從て又品質も善くないの 見を決議案として發表し、 物品の購入を欲しないのである。紐育州勞働聯盟會 で州官署の多くは州使用の法律あるに不拘、 は一九一七年の會議に於て行刑制度改良に關する意 居る。此意見に依るに此聯盟は久しく行刑制度改良 大體に於て歩を同うしてゐるから茲に之を略するこ 此決議案は都合十箇條であるが調査委員會の報告と の必要を望んで居たことが明かに分かるのである。 満場一致を以て可決して

第五 農場及其他の州所有地 の利用

とにする。

利益を供することが出來る。 農場及他の州所有地の利用は次の三種の明かなる

考慮するに足らざる一些事ではあるが、併しながら最も顕著な事 經濟上の利益經濟上の利益は或る立脚地より見れば

物さの接觸であるさか或は叉耕作等に附随する所の責任觀念の必 の事業の肉體上及精神の價値は精神病者及低能者に ることである。後者は前者に比して不定的なもので 受刑者に對する價値(ロ)土地と動物とを背景として あるからして容易に證明し悪くいのである。尚此種 る。前者は直接的のものであり且又容易く了解され 働くといふ道徳上精神上肉體上の價値の二つであ より見らるべきである即ち(イ)農業を營まんどする す精神上の反應、相互間の關係は決して輕視さるべきものでない。 るに至るのである。農業よりする受刑者の肉體上並に其れに基因 要之に監獄農業の教育上の價値は次の二つの見地 要等が彼等の精神を健康ならしむるに好都合である。就中之れは 彼等は古き厭はしき環境から逃がれて新らしい獨立に到達し新し き興味及新しき生活を享受することを得るに至るであらう。 場生活の方法に關する知識が一度斯かる人々に興へられるならば ある。又他人からの指導や訓練を非常に歌うものもある。若し農 開藝家禽の飼養及び果物の培養に從事するものに於て其然るを見 任を持てば持つ文多くの興味が生じ、又慰安的な性質をさへ帶ぶ るのである。植物の培養及動物の飼育に付て受刑者が個人的に責 雑踏や誘惑の充ち摘ちてゐる都會生活に適しない多くの人々が

時著しく論證されて來たのである。 對して特別の價値ある微妙な利益を有することは近

せらるこことになり、農業に何等經驗なき者は單に 就ては何等の考へを拂つて居らぬのである、從て入 れて居らないのである。殊に農業教育といふことに は是等の經濟上、健康上及教育上の目的が殆ど達さ いことになるのである。 **労働の價値といふことを知るの外何物をも學び得な** 監前に旣に農業の經驗を有するものも自分の經驗以 外には何等農業に關する科學的知識を加へずに釋放 「現在の農場及行刑」 現在の州の諸刑務所に於て

を爲し家禽の飼養装置を設け又酪農場をも設備する せらるべきことである。尚總での刑務所は豚の飼養 **ゐる様に適當なる農場を購入することは第一に實現** 肉をも生産するといふことは當然不可能のことであ ことにし度いのである。併し總での場所が羊肉や牛 る。次に各刑務所には一人の農場管理者を置くべき 「委員會の提案」州の各典獄に依て推擧せられて

> 林所を設くることである。此目的に從へば治水事業 る樹木を伐採し盡したる地域の殖林を目的として殖

に關して州が困難せる重大問題を解決し又同時に此

である。農場の管理は工場の管理と同じく極めて困 ものがあるのである。此外多數の農業從事者を有す 難なとである。農場管理の困難は工場の管理に勝る 工業的の價値ある作業を修得すべきである。倘農業 の農場勞働を爲す場合には冬期間は是非ごも相當な することが出來るのであるが若し夏期の間丈手先き 農専門の場合には年中四季を通じて是警農業に就業 準備するの要があるのである。 尤も養鷄専門とか酪 る所にては是等の受刑者に對し工業方面の作業をも 山中に州は百九十萬 エーカーの 山林を 所有して 居 に心から興味を持つ受刑者に對しては、冬の間農業 る好機會がある譯である。即ち是等の山中の荒凉た る。是所に行刑局と山林保存局との間の協力に對す 機械學其他農業原理をも教授すべきである。 「殖林事業」 アデイロンダック及キャット スキ

ことになるのである。尤も是等の事業は既に幾分は り多くの效果を收める所まで實現されて居らぬので 實行されて居るが兩者の協力の不充分なる爲にや餘 廣大なる州所有地に偉大なる潜勢的の價を賦與する 尚此事業の實際に徴して受刑者の服装としてゴム靴 上の效果を收むることに努力しなければならない。 ある、依て將來に於ては一層の協同に依つて、より以 と特別な衣服の必要なことが明かとなつた。從來此 點に氣付ざりし爲、受刑者の勞働能率は其最大率を 奉げることが出來なかつたのである。

一般市場に材木の次第に缺乏し來れるの事質は殖 刑者が選抜せられ此重大なる殖林計劃に當ることの 速かに採用せられ、此基礎の下に適當なる種類の受 である。吾々は此報告中に推舉せる受刑者分類法の 林に關する考察の如何に重大視すべきかを語るもの

日も早からんことを期待するものである。

らう。刑務所の食物は不味いものであるといふ批雑 く無經驗であり且又與味を持つてゐないといふこと して、調理掛が材料の準備とか調理といふことに会 は屢々委員會の調査に示されてゐる。此原因は主と 食物問題程受刑者に直接的な問題は恐らくないであ と他方に於て調理自用夫等の一層の注意及考慮を必 懸らない様にするには一方に於て官吏の一層の監督 にある様である。此食物問題を改良し然かも經費の 給すべし」といふて居るのである。 者には下等なりとも健康に適する充分なる食物を供 要とするのである。行刑法第百五十二條には「受刑 受刑生活中に於て勞働と休養の兩問題を除いては

慮を加へるの必要がある。 食事の改良に關しては左の五つの 觀察點に付

用せば従來に比し遙かに安價に食物原料を供給する 事務所を新設せんことを提案してゐる。此提案を採 ことが出來るのである。 一時的購入 調査委員會は州行刑局に中央購買

二、一人一日に對する食料の割當 受刑者一日の食料に付ては合衆國陸軍の制度が採用さるべき食料をとは財政供給及會計の長官の助言に基き毎月豫め之を報告し、此定食料の範圍に於て節約し得たる領之を報告し、此定食料の範圍に於て節約し得たる領之を報告し、此定食料の範圍に於て節約し得たる領之を報告し、此定食料の範圍に於て節約し得たる領土を報告し、此定食料の割當 受刑者一日の食

三、食事準備の改良 先づ第一にシンシング監獄に に置し、調理掛り(専門家を監獄職員として随時若 に置し、調理掛り(専門家を監獄職員として随時若 には、同じ材料からでも遙に勝ぐれた料理を作るこ とが出來るのである。次に 從來空腹な 者の 食然と をが出來るのである。次に 從來空腹な 者の 食然と とが出來るのである。次に 從來空腹な 者の 食然と である。熟練した調理人や熟練せる受刑者を使用す れなかつた。又食事が除り早く食卓に上ばさる > 為 で利者は常に冷え切つたものを食べなければならな で利者は常に冷え切つたものを食べなければならな で利者は常に冷え切つたものを食べなければならな である。此二つの事質は月を無益に多量の廢物を發 かつた。此二つの事質は月を無益に多量の廢物を發

器にば葢を付さるべきである。はて此際調理に關してはカフテリア式を採用し、計算板により受刑者は自られてテリア式を採用し、計算板により受刑者は自ら

立中の肉の代りに其れと同量の類似蛋白 しては要求しないのであるが、併し陸軍に於ける献 るゝ爲には調理さるべき食料品の量が定められなけ て月曜日は「スチュー」日とか或は又火曜 物の變化を考慮し且過去に溯つて参考に資し得る樣 あり げんとするならば注意周到なる食事の計 すして良好なる食物の調理に於て何等 ヤシ日」とか献立を固定するが如きことは最も にしなけ ばなられの勿論陸軍の兵士と同様の食料を與ふ h 方である。次に又一定の滋養ある食物が 又一面献立表其他の記録を作成 適當な監督が必要である。若し 適當なる監督 ればならない。彼の醫學説の 購入掛に對して しえに 6 或も 調理 質を含 劃が 0) を増 H 依りて食 效果を襲 のに做っ は「ハ 必要で 給せら 加

参考に供することにする。

参考に供することにする。

参考に供することにする。

参考に供することにする。

参考に供することにする。

参考に供することにする。

守備兵一人一日の食料表(合衆國陸軍)

ロ 24 ナンス・	メンニ入レル粉0.08オンス	夢 粉 18. オンス:	生牛肉 20. オンス …	食料品及其ノ分量
		一	羊肉(生)	代用的食料品及其ノ分量

-(59)-

乳 (味)付カナイモノ)… 珈琲(粉製製)は) キスヘレモン)0.014オン :0,64 オンス 0.014 オンス ...0.61オンス ...0.16 オンス 1.28 + -0.05 オンス 1.2オンス 3.2 オンス 強流野楽、胡爪(酢ト同量ノ代リ。但シ全量ノ五割チ超エザル 茶へ黒义ハ緑ン 0.014*1.2オン

米橋に於ける囚人感化用活動寫集の内容

米國に於ける囚人感化用活動寫真の內容



米國に於ける」

-囚人感化用活動寫眞の內容

C

活動寫異の有害論が盛んになつて來た。
を善用すべきか」、「如何にこれを應用すべきか」と
がよめられたのは窓昨日

たの傾向が近來著しく日本にも現はれて來て、諸官省の傾向が近來著しく日本にも現はれて來て、諸官省の領向が近來著しく日本にも現はれて來て、諸官省

岡

本性の實施に着手する——といふ金でやある。活動操映班を設け、國民と宮中との接觸を闢る為め、攝操映班を設け、國民と宮中との接觸を闢る為め、攝操映班を設け、國民と宮中との接觸を闢る為め、攝操映班を設け、國民と宮中との接觸を闢る為め、攝操映班を設け、國民と宮中との接觸を闢る為め、攝操映班を設け、國民と宮中との接觸を闢る為め、攝操映班を設け、國民と宮中との接觸を開る為め、攝操映班を設け、國民と宮中との接觸を開る為め、通知の資施に着手する——といふ金でやある。活動ないの質施に着手する——といふ金でやある。活動ないの質施に着手する——といふ金でやある。活動ないの質施に着手する——といふ金でやある。活動ないの質施に着手する。

處迄來れば徹底したものであると思ふ。

によことが外誌に依て報せられてある。 れ、為めにその後平均在監者數が四百人減少したとれ、為めにその後平均在監者數が四百人減少したとれ、為のにその後平均在監者數が四百人減少したと

古、實寫映畵なるものを見ると、殆んと極り切つたとない。 一個所備へても全國五十六で足りるし、フイルム等 も順次に巡回させればさう大した卷數も入らのこと も順次に巡回させればさう大した卷數も入らのこと も順次に巡回させればさう大した卷數も入らのこと なものにするかといふと、此に就いては特に日本常 後來官廳その他の公共閣隊で作製した所謂宣傳映 でなるが、扨てそのフイルムの內容そのものはどん なものにするかといふと、此に就いては特に日本常 と変字に立るかといると、此に就いては特に日本常 と変字にある。 と変字にあるが、おけてものものはどん と変字にある。 とのる。 との。 とのる。 との。 とのる。 とのる。 とのる。 とのる。 とのる。 とのる。 とのる。 とのる。 との。 との。 との。 との。 との。 とのる。 との。 との。 との。 との。 との。 との。 との。

> をうな狭い倫理道徳の説教の中へ丸めこんでしまった。無味乾燥な少しも生々した威情、日々の生活意識に反應のないものばかりを作り出し、其をさる理的だらうといつた考へ方で發表してゐる。單なるでに反應のないものばかりを作り出し、其をさる理がに反應のないものばかりを作り出し、其をさる理がに反應のないを写真物を製作して、これ活動寫異ない灰色な平凡な實寫物を製作して、これ活動寫異ない灰色な平凡な實寫物を製作して、これ活動寫異ない灰色な平凡な實寫物を製作して、元れ活動寫異ない灰色な平凡な實寫物を製作して、これ活動寫異ない灰色な平凡な實寫物を製作して、これ活動寫異ない灰色な平凡な實寫物を製作して、大力ではまる。 なってしまるのである。

時に監獄内の囚人威化の為に此を應用するとなるである。此の意味に於て米國官憲の態度を一應観察と、殊に此のストリーに就いては周到な注意が必要と、殊に此のストリーに就いては周到な注意が必要と、

つい此の間の雑誌に、米國コロラド州デンヴァー

62)-

で "The Soul of youth "「若者の心」大正十一年十 せられた、といふ記事がある。今その映畵の梗概は 就き、その内容を聴き喜んで自身判事役に扮し出演 月十三日淺草電氣館封切)といふ映畵を撮映するに どんなであるかと見ると。 -氏は、同國のリアルアート社といふ活動寫真會社 の有名な裁判所に居る世界的名判事ベン、リンゼ

い食慾に騙られた結果菓子を盗まんとして捕へら 院で育てられた、エドワード、シンプスンといふ へと移されて、 幼ない頃親の手から他人の手へ、それから孤見院 そこで始めて人情の暖か味を愛えさせられた。け がその後様々な窮困の結果同年位な新聞賣子のマ 少年がその主人公である。彼は途に放從に憧れて れてしまつた。少年裁判所の判事は爱に彼等を成 れざもマイクと雖も クに助けられ、その粗末な住家に連れ歸られて 日自分が救つた愛犬と共に孤見院を脱走した。 慈愛の片影も見出せの冷たい孤兒 貧しいので、彼等は或日激し

> に同家の養子となり温かい慈愛に育てられて美く うとした時、シンプスンはマイクと共に協力して フトしたことから同家に思はの災厄が及ばされ 化院に送らんとしたが、丁度そこに傍聴してわれ その危急を救ひ再生の恩を報じた。彼は其後正當 家族の一員として養はれることになつた。その後 富豪ハミルトン一家の者に引き取られて、 道へと歩んだ。 同家の

ある。これが米國の監獄で買上られ、ミシガン州集 表された「丘を越えて "Over the Hill "」といふのが 紹介されてゐるからそれに譲ることにする。 號六十八頁「在監囚と映畵」「虚無塔生の中に詳細に たことについでは「監獄協會誌雑」第三十五卷第七 その飜譯が松竹の手で「母いづこ」となつてあらはれ 治監で二千三百名の男囚に映寫された時のこと、 次に、昨年の初めに米國のフォックス會社か 6

夜中 "Vhile New york Sleeps"が犯罪者の為めに があるが、プロットを書くと長くなるからこれも省 いうといって、カンサス市警察で激賞したといふの くことにするが要するに、大體こんな風な、 まだ此の外に昨年の十月に發賣された「紐育の真

かるないい 防 3 3 まいひ、を、奥、かいな、特、與、味、囚、 0.0 るのか。 (10, 110) II · 的 8 יים יים 人の意 8. Lo てつのい の、味い かり にい露い ある ツ、現い 選っかっ 31

出意分

红红

0

事 73

ŋ

それ数に供間のそれ

心其質質から一大人である 医

思想のひらめきが、大に此に窺はれることになつた。 速度を以て進步して行くに違いない。今や字内の思 を以てせば、 洵に當然の沙汰で云はねばならね。尚は今日の勢ひ ては、此度の改正も止むを得ざるに出でたるもの、 文化の進步今日の如く思想の變化亦現在の如きに於 規則の改正が行はれて、現代的新しき 時代思想に伴つて、行刑の各般の事急

甲

國境なく、國境なき真理は世界を指導する權威を有 に迄感電するのであつて、此點から考へても真理に 湖は電波の相傳ふるが如く、尤も鋭敏に世界の隅々 其思潮を善導し、時務に錯誤なからしむるには、 することが解かる。それにしても時代に醒めて能く 程の卓見と手腕を要するは勿論であつて、幸に當局 に其人あり、着々として時代順應の改革を、

-(63 1-

-(64)-

加ふると云ふも決して過大の言ではない。 頗る重大と謂はなければならの。何となれば人格を 明白に宣明せられたものである。形體の上からい め、人間愛を基調とせる、 脱するの改正を加へられたるは、要するに人格を認 訓練の三つに亘りて、新たなる方策を建て、 々之を言ふ暇もないが、健康保全で精神修養と作業 かざるを得ない所であらう。事項の詳細に就ては一 に破天荒と云ふべく其勇ご斷とに至つては何人も 體化する施設を明々地に指示せられたるは、 の聲明は、敢て異とするに足らないけれ共。 らるうを見るは寧ろ驚歎に堪へない。 る。我國の文化上の品位も之が為めに一段の向上を 尊重するに於て意義尤も、鮮明なるものあればであ し其質質から云へば、此度の改正が齎らす結果は、 □良 民 に復飯せしむるを行刑の目的とすると 是等の改正左程のこともないやに見へるが、 人道主義に選由すべきを 是れ實 之を具 舊套を

> 害用するとの別があるので、若し之を害用すれば近 は、有形無形に案外の良成績を見るに至るは、 以であらうが ない。それ故に世間のそれとは多少斟酌の要ある所 とは氣の毒のものであるが、併し休息が善用すると と爲すが、近眼者流の常であつて、大局眼の無いこ 後の事である。然るに働きさへすれば能率は のない所である。總て能率の撃るは十分に休息した たるは、彼等に取り、一大福音であり而して其結果 るべきが當然である。 に於て受刑者に對し大に考慮の必要あるは論を俟た 眼者流の杞憂必ずしも杞憂でないことになる。 • 然かも事情の許す限りは大局眼に由 撃がる 此點 疑ひ

改正の意義を徹底せしむるには、指導監督の任にあ 息なきの優れるに者かざることになる。故に此度の 者し之を善用することが能きなんだならば、 る者の責任として、之が善用法を誤まられことを事 一とせねばなるまい の善用に就ては餘程注意せねばならず 事ろ休

之に就ては當局も苦心せらるとこと尠からざるを見 るので、 に尤も大切なる生活保障の一大要件となって來た。 兎に角休息の 動務法なのご絶へず懸按となつて考究中の 事は學理上からも實驗上からも、

第 の恢復の為めに休憩時間を延長せられ

安を心に得ることを務め、 面のみに求るは善くない。宜しく内面即ち精神的慰 やうである、 生活法たるを忘れてなるまい。 だが何れにせよ我々は徒らに安慰を外 以て奮勵努力するが積極



予は 看守諸君 と話 3

我が親愛なる看守諸君

ら緊粛を加へ、 る」は、慶賀に 天高へ氣清く心澄むの候、勤勞多き諸君の心身自 堪へざる所也の 執務の上に一段の真面目を發揮せら

す。從つて行刑の形式自ら經革を來す素より其所に 今や刑政の事日々に進み、 實に驚くべきものあるは。 之に對する一般思想の 諸君の熟知の事と

-(65)-

小菅刑務所長 有 馬 四

休憩時間を延長し、食糧米麥步合を改正し、 非らざるべし、今回監獄を刑務所と改稱し、 殆んど其像をも留めざるに至るは、蓋し遠き將來に して、今日の勢ひを以てせば、 非常なる改革なるは勿論なれ其、 間人どの對話等の如き、 給與法を改正し、又は國歌の和唱、服色の特定、外 即ち意義を闡明 單に其形式上より云ふる、 名實共に舊體を改め し思想 此等の改正が齎ら や開發するに 就業者

子ば看守諸君さ語る

皆四圍の事情未だ許さざるものある を慮 を表せざる能はす、 骨折りの尋常ならざりしに對し、 人も否む能はざる所にして、 せすんば非ず。兎も角も空前の猛断果決たりしは何 水が閘門を破つて、一時に流過せる如き痛快さを感 正は、未曾て其類を見ざりし所也、恰かも停滯せる汚 例慣行を一掃的に打破せし觀を呈せし今回の如き改 に將來大に行はるべきは勿論と雖、 此難事の實現を見るに至りしは、 質現せんとは恐らく何人も期待せざりし所、 し是れ積 然るに今日の 比例稀なる昇格の議を遂行せられ 年の希望事たり の改良は尚は今日に止まらず、 時節柄に 同時に典獄の俸給令を改正せら しとはい も拘はらず斯くも容易に 吾人は當局の熱誠と其 頗る驚歎に價ひす 滿腔の感謝と敬意 而かも積年の古 斯くも急速に たる如き、 9 時勢と共

する外は非らざる也。 また、其改良進步を達成すべき、主 時代に醒めると共に、其改良進步を達成すべき、主 時代に醒めると共に、其改良進步を達成すべき、主 時代に醒めると共に、其改良進步を達成すべき、主 時代に配めると共に、其改良進步を達成すべき、主 時代に配めると共に、其改良進步を達成すべき、主 時代に配めると共に、其改良進步を達成すべき、主 時代に配めると共に、其改良進步を達成すべき、主 時代に配めると共に、其改良進步を達成すべき、主 時代に配めると共に、其改良進步を達成すべき、主

當然の論理と云ふべき也、故に今後教育主義の行刑を不す、行刑の事亦此潮流の外に逸する能はず段向を有す、行刑の事亦此潮流の外に逸する能はず段極を求めんとし、且つ之に由つて活きんとするの傾轉大なる人類愛に引付けられ、之に向つて總ての歸轉大なる人類愛に引付けられ、之に向つて總ての歸轉大なる人類愛に引付けられ、之に向つて總ての歸轉大なる人類愛に引付けられ、之に向つて總ての歸轉大なる人類愛に引付けられ、之に向つて總での歸轉大なる人類愛に引付けられ、之に向つて總での歸轉大なる人類愛に引付けられ、之に向つて總での歸

なかるべし。

養きには現業員勤務手當の制定あり、是等は曾て 先人の思付かざりし所のもの、而かも議會の難關を を嫌なく通過して、今日の實施を見るに至りたり、 とれ諸君に取り一大福音たらずして何ぞ、然り而し とれ諸君に取り一大福音たらずして何ぞ、然り而し で事小也と雖下級者に對する斯かる同情的制度は、 で事が将來に及ばす直接間接の行刑上の効果は、 質に測知るべからざるものなしとせざる也。

は必ず成功し、之に反するものは必ず失敗に歸すべれ何たる光榮ぞ、又た何たる愉快ぞ、之を是れ顧みれ何たる光榮ぞ、又た何たる愉快ぞ、之を是れ顧みれ何たる光榮ぞ、又た何たる愉快ぞ、之を是れ顧みれ何たる光榮ぞ、又た何たる愉快ぞ、之を是れ顧み

人は當局の盛意ある書策の下に斯業に當る。

成リ手が多い

きや、逆賭するに難からざる也

少年裁判所の係官

あつたが、同省でも少年裁判を補助する適格の機關さして九日 學校なる立派な保護團體を作り上げ司法省に設立認可申請中で 取都多古町曹洞宗の巨利福泉寺で之に應じ、 省でも特志家の手で保護團體の成立を希望して居る。千葉縣香 感化院はチョイチョイあるが保護團體なるものがなかつた。同 來たので司法者でも然が出て、成るべく適任者を得ようさ集成 忙殺されて居る、 して居る。 者を得ようさ云ふので娘一人に顰八人さ云ふ任官希望者が出て 子定規によらす多少法律の心得があつて常識に富んで居る人格 ら開設準備で云ふので司法省では議會を控へて眼の媚るように 其家屋は殆んご竣工に近づいたが、之れに入れる高等官二十二 、 其處までせんでもよいものは感化院保護關體に送り込む。 少年裁判所ご矯正院は愈々來年一月一日から開設するので、 少年裁判所で全然手に了へわものは矯正院に送るのである 詮衡に詮衡を重れた末十二月中旬には確定するらし 判任官四十人の選定がまだ出來て居ない 吏員の住命は試験さか資格さか小六かしい酌 來春一月から愈よ開設され 之か

子は看守諸君さ語る



「監獄官吏ご囚人この 感情問題」を讀みて

千葉縣木更津 方

獄務上緊切な御問題であるが、 論は、吾々看守に對する教訓であると同時に 見た述べさせて頂きます。 題につき、日頃考へて居る所もあるので、卑 前號に於ける藤木教誨師さんの標記の柳議 私は是等の間

體分囚人が看守を尊敬し、看守が囚人を可な んの御言葉は或る程度まで事實である、亦た 視して居ない の看守は其點に関し相常に理解して居るので 警獄則時代の思想は、最早過去の夢で、今日 り愛敬して居る事例もあるので、囚人の人格 良看守に乏しる事である ある。只徳むらくは囚人尊敬の標的たるべき 囚人が看守を蔑視し看守が囚人を恰も動物 武も至極御尤の次第であるが、併し中には れが爲め行刑の眞旨趣が達成せられわさの 威嚇や帰喝を唯一の武器さした舊 かざ思はるい云々との、藤木さ ð: 4 れは看守の官

> 5 ならい。詰まり看守其人の人格の反映に外な 原因は着守自身の修養銀練の不足に歸せれば わのである。彼等の燗眼なる看守な視察する ことは質に明察且つ深刻である、 極めて格動なる儀表的勤務振を示さればなら の最大原因である。 さ腹の底へ叠んで置く、是が看守の威嚴失瞭 等は看守の鉄點を撃げ其落度を敷へてチャ 服役行為を強要するが如くそれ自身も亦た のので ある。看守が囚人に對し讃慎なるべ 新くして彼

云はるゝ一方イコラ」さか一貴様は馬鹿だしてか は、未だ邁に登成し能はざるも、藤木さんの 階級的概念が尚ほ濃厚なる事情の下にあつて 題なるが、現下の監獄及び世間一般に於ける さんの云はれる何號さんで呼ぶ「さんづけ」問 極端なる劣等語は絶野的に禁止すべきは勿論 次に看守囚人間の感情問題に就ぬて 私は夫れより も同僚諸君に希望した

> 是等の言語は著しく彼等の癪に障はり自重心 を傷くるの甚しきも のは、 挑發的の言語を發せざること 今少し彼等に對する言語を簡明且 欲し ねので

30 外は、 る親切心、哀憐心、 兇無獰猛、虎狼に等 同情ご親切さに屈服だざる者は稀で の鉄如する一 に屈服でさる者は稀でわらき特殊の因人を除くのの鉄如する一事でわる、の鉄如する一事でわる、

慈愛であらればならぬ、人或は云はん「食婪目で所謂真正な仁慈、愛情の發露たる人道的も表面だけの同情や、人氣取りの親切では駄 れては連も改心などは出來ません」と實際彼矣れの癖に犯則許かり報告する看守殿に使は 抗は可能的が何を願っても返事許りで仕て 局真司斌官さなること能はざるものである。 **塾すこさは到底不可能である」さ、併し开館と事を知らざる彼等に對し斯の如き親切** に胚胎するので結局は看守の人るに囚人看守間の感情問題は這 等の身に取 する一さんづけ」問題の如きは枝葉の問題 表面だけの同情や、人氣取りの親切ではの如く從順なるに至るものである併しそ 人日く一親切な看守殿には殿ぐられても抵 つてはそんなものであらう 親切か以て之に臨めば、 斯の如き人は結 一般の情質關係 併し开は 11 1/2



ズ 進級 制 度

行 理 論

イリ 1 ズ

着々建築の歩を進めて居るのである。 築に代るべく今や新たに地をステートビルに メ案」を謂ふのであって、ナヨリエット監の建 に新しい構造の一形式な準備する「イリノイ 上げ且つからる訓練を容易ならしめんが為め 「進級制度」とは受刑者な善良なる市民に仕

今なる 飛護を目的とするに止まらず、 な社會の一員ごして釋放せらるとことか可能 社會に對する脅威さしての犯罪人でなく健全 ならしむべく處遇三訓練さた施す イリノイズ州は行刑なるものは犯罪人の安 べきものな 彼等が

-(69)-

るここを主張するのである。

さ、及び其管理を委れられた人々が彼等に動 殺さる、時間は彼等を善くも悪くもするこ 認せられなければならない。それは行刑中に 定してゐるのである。 には社會に送還せられなければならないき規 るさいふこさであるo 且善良なら市民たるの資格ある人物たらしむ 勉の習慣を教ふるばかりでなく、信頼すべく ば、彼等の交友及周圍は総彼等を悪化せし べく彼等な訓練するの機會を持つにあらざれ 法律は收監せられた人々の大部分が 故に先づ次の事實か確

これは適當にして完全なる建築の助けたか

りて初めて成し遂げらるいのである。 運用に備ふるものである。 に鞏固なる性 る就職を與ふるのみならず、 や建築せら れつゝあるステ 漸を追び秩序的 ピルは 故に今 安全な

物を設計することである。 等級な異にする拘禁に適せる設備を有する建 て己の責に任ぜしめ、終に全く自 **發達するに従って、漸次序を追ふて彼等かし** 有効で考へらるくのは受刑者の愛固な性格が 考へらるいのである。最も論理的にして且つ のは最早や必要でもなく賢い仕方でもないさ 逃走を防ぐに足るが如き堅固なるものさなす つ法律の規程に従って釋放せら るここの表明し得らるゝやうにするために、 監獄の凡ての監房をは最凶暴なる受刑者の 期待し得るのである その時にのみ初め き市民さなり且 制の可能な

-(70)-

は成つてねないので受刑者の經驗は更に彼等 威たらしむるやも知れないのである。 を悪化して、以前よりも一層大なる社會の脅 る。實際受刑者は受刑當時よりも道徳上善く 善良な市民さなるここは最も困難なことであ して行くことは事實不可能なことであるから 人間といふものは不意に變化した狀態に適應 かになるのである何等の準備なくしては普通 でないさいふ結論の全く正常であるこさが明 ちに釋放するのは決して好結果な來たすもの 暴自薬な階級のものを支配すべき規則から直 にしても、普通の房から、即ち最强悪な或自 に釋放者の狀況な觀察せば假合假釋放

慢いた正しい希望も晩れ早かれ軍に再び捕へ 正當な生活に身た入れることが出來す彼等が 背すまいさ心から願つてぬてさへも、彼等は 爲めに、釋放せられた場合には再び法律に違 られまいさいふ決心を變じ勝ちないである。 さ無經驗さの爲めに彼等は期待されたように を利用する術を知らないのである僻んだ見地 又もや犯罪を企てる外に不意に獲得した自由 受刑中議院も受けず思想も矯正されなかつた 外の何物をも知らなかつたのである。而して 一般に彼等は再び捕へられる然しその時には 彼等の大部分は未だ替つて社會の暗黑面以

> のである。然し犯行に先立つ数年さいふもの 続て消磨し盛して了つたのが普通である。 た向ふ見すな放埓な生活を送つて巻い傾向を セントは未た當つて刑を受けたことのないも 既に一層深い損傷を受けてゐるのである。 ヤヨリエットに收容されたものト九十パー

> > 廣場を四部に分つてその東北の一部を調査

られついあるのである。 爲めに、新しい建築がステートピルに施行せ り管理の目的であつて、かくる管理を容易な は極めて重要である。これが新しい制度によ らしめ・ て社會に對する己の責任を自覺せしむること 實際これが事實ださずれば受刑者な激勵し 且つはかいる訓練が容易ならしむる

建物を結びつける廊下に依つて四個に分たれ 取り聞まれてゐる。此外園内の地域が種々の てゐるのである、 (observat on tower) のある外闡塀によって 面が三十フヒートの高さの處々に見張所 地の中心に位してゐる。六十四エーカーの地 二百六十八萬四千坪に常るの廣さを有する土 この新しい建築は殆んど三千二百エーカー

荷馬車門ミ儀道門さである。部の建物に在る主たる入口さ工業區に通する さして別に取り離されてゐる。出入口は管理 外園内の西端に属する可成の地域は工業區

敷地の外外園の外の約十五エーカーの地は第 方に向へる患者の運動の為め及び精神檢查員 院用並に精神州學研究用の建物があり。倘快 る。此等の建物は適當な垣を以て取り聞まれ 三届さして一群の宿舎設備の為めに供せら たれ即ち收容房建築用地である。前面收容房 の監視中に在る人々の動作試験の爲めに甚た 部へ受付部)に割り當ててある。其處には病 廣濶な地面が用意されてゐる。

構内の幾部の地域は更に第一區第二區に分

に占めてゐる。 農場は第四區さして敷地の外に大きな地域

るのである。

進級した時が假釋放に適合した時で見らると のである。 に進っる機會が與へられるので、第四區に かくして受刑者は顧次に第一個より第四個

病院に行つて醫師及精神檢查員の檢查を受け 寫真を取り身長及體量を量り、然る後直ちに るのである。 受刑者が管理部の建物に敢容せられた時に

があるが、 めてがっても差支ないさいふ報告があるのな 受刑者の或者は尚引續き調査な要する場合 結局、彼等の心身の狀態が作業な

順序が定めらるいのである。 體の真の發達に最も効果あり三認むる作業の 考察せられたる後、職員幹部が彼の精神及身 て並から「進級制」が働き初めるのである。 待つて直ちに第一區の獨房に送られ 各受刑者の精神上並に肉體上の條件がよく あっそし

差異を示するのであるが普通の設計さ截然た 計並に意匠構造の細部に至りては素より多く る、房装置の設計に存するのである。 な建築さの根本的の差異は普通セルと称だら とそれから生する氣圏氣にある。 る區別ななすべきは收容房の造作設備の性質 新しいイリノイズ建築さ他の凡ての近代的 一般設

廊の如きは堅牢といふことには多大の努力が ヨリエットの古い内側房(Inside cell)の房 うに見ゆるのである。例へばシン、シンやゲ 園さいふこさの結合が巧く成功してぬないや であるのである。 するものでなく、房内の設備は甚しく不健康 費されてゐるけれごも房其者は到底健康に滴 普通の房の型では堅固といふこと健康な問

の實行不能さいふことがかりる有益な建築形 式を不用心なものと呼ばしむるに至るのであ は光と大氣さな供給する場合には常時の巡路 窓のある外側房 (outside cell)を使用して

-(71)-

ったのである。 る。其結果一般外側房は採用せられざるに至

である。 が完全にして有効なる監視を容易ならしむる て不断見通すことができるのである。此設計 についての凡ての危險を除くこさができるの さいふことは各房の外側に大きな窓を備へる かり間の中心に當る見張所にゐる看行によつ て外側の壁即間周に於ける各房の内部はすつ を同時に供給するにある。建物は圓形であつ イリノイズの特色は堅牢さいふこさく健康

ある。そしてこの設備があつて始めて一室の 前面は主として硝子にすることが出來るので 機が不必要になるのは常然な事である。房の 由になった以上は善通の房内に用ひらるゝ機 個性を保つこさが出來るのである。 外側の窓によって空氣の供給を流通さが自

面しその放射線上に在るのであるから、この 前は丈夫な然し不體裁ならざる硝子へ硝子以 必要になるのである。從て新しい建築では厚 面に逃走を企つるが如きは決してないのであ 守にさらけ出すこさになるので受刑者は此方 方向に逃げ出すのはさりもなほさず自分を看 る。之が爲めに普通房前にある鉄橋は全然不 建物が関形を成し、凡ての房が圓の中心に

> 外に銭を使用すのドアが用わられてゐる。 **發揮するに流してゐるのである。** ふてよいのであつて、彼の周圍は彼の個性を に受刑者は艦の代りに部屋を有ってぬるさ 故

正面の硝子な照らされるのである。 特に建物の屋根から取り入れる日光で直接に るのである。 太陽は囮周の東西南の側の凡ての窓に直射す 各房は又充分日光を受けることができる。 建物の北側に属する凡ての房は

り除いたといふこさが進級制の作用をして成 要なりとせられた不健康な抑壓的な狀態を取 特色であり、且つ経前は竪牢安全の為めに必 る為めに房は幾分變更が加へられたのである 者の進級に適應して拘禁の度合を異ならしむ にも同じ型の構造が使用されてゐる。唯受刑 二棟の概略である。後に述ぶる第二區の部分 備は第一區に於ける各二百四十八房を有つた のである。 功せしむるについて多大の貢献をなす所のも 各房か有効に監視し得るこさが此全設計の 是等の極めて竪牢にして同時に健康的な設

此區に於るけ房は「要築」(Stronghold)を移 下に置かれて何等の責任を持たせられない。 せらるゝもので、並に行はるゝ監視の下に受 第一區に在る間は受刑者は影響なる監視の

受刑者の性格を改善せし の本然の即ち邪癖なる傾向が 之に由て官吏は勤勉の習慣を養ひ且 訓練の方法を定むることが むるに最も適した處 類はるの でき 7

に從つて進級して行く見込があり。 場合には第二個に進むのである 頼すべきものとなるべき確たる保證の ふこさが明かになつた場合或は將來此制度 受刑者が幾分で も責任を持つ能力があるさ 且漸次信 2 4. 1:

續き永久に第一區に留まるのである。 示した場合に限り、 受刑者が全然進步改善に不可能なるこさか 拘禁に階級を設くることは受刑者をして社 彼は長期間或恐らくは引

色々あつて三人より六人までを收容するここ 特権を有つ事ができるのである。室の大さは 異る所がないが、設備は難居房さしての設備 質に於て區々である。構造の性質は第一區さ ばならない。此理由によって第二個の房は性 く受刑者の周圍の狀況に明白に示されなけれ 差異は他の点遇単に訓練の場合に於けるが如 要な因子をなすものである。 會に再歸せしむる資格を準備する為めに最重 集團生活に適したものが並に入る スリズンといふ空氣は全く一掃さ 故にその階級の

> 備を整へ得た人々である。特赦及假出賦局にふる機會を利用して速かに真生活に立歸る準 利がある 段を知らなかつた結果なのである。 訓練を缺き爲めに有用なる生活を爲すべき手 ある。この悪行こそは生活の或時代に本當の の結果に打勝つべく長き訓練を要する人々で 等自身の將來の幸福の爲めにも、以前の惡行 は罪から第四區に入るものがある。 を續けて最後に第三區に進むのである。 依つて尚引續き服役を命ぜられた人々は訓練 々は大多數の場合に社會の利益の爲めにも彼 刑期が定められるの 受刑者の大部分は兹で一年勤めた上は法 獄を許される。 。此審問に由て各在監者の服すべ 赦及假出獄局の審問を請求する その少数者は進級制 比較的少數者が 是等の人 時に 0 奥

する記録を利用することができる。且つステ 一層聰明な判断が下すここか出來るのである 特赦及假出科局は進級制の運用の結果に 上述の第三區の建築は多くの點に於て寄宿 ピルの構造法は必要と能力さに從つて受 類別するの便があるので、以前よりは 一般の空氣さ此時期に於ける監視の性 (Colle e dormitory System) に似て

> 二ミ中央に在る二箇の食堂用のピルアインかる室即ち居間がある。此等のコッテージの十 化粧室. こな合せて第三區界 (Setsin three group)を る室即ち居間がある。此等のコッテー 形作つてゐる。 精神を伴ってゐる。宿舍(Cottage)其者が同 質は試峻殿ではあるが、之と共に頗る公平の 割合で験室で居室さん有つてぬる。 ジは 衣服月橋を備へ付け、 十五人を容れ、必須程度の風呂場、 別に白豊用ゆ 各コツ

下に在り の機利を尊重すべきかを學び得るのである。 する個人さしての權利な享受すさ同時に他人 姓に彼等は如何に彼等自身を社會生活に適應 大に役立ったこさになる。 練を體得したのであって、 等は社會の脅威でいる階級より脱せしめる調 れない。然しながら一旦姓に達した以上は彼 或者は此點に達するには数年を要するかもし せしめ且つ如何にして禮節ありて能く法に服 足ることを示す好機會を提供するのである。 此區に於ける生活は彼等が尚監視と訓練の ながらも、一層多大の責任を負ぶに 受刑さいふこまは

此區は尚何處かに何かの缺點が殘つてぬると ートピルの今一の重要なるセクションである 第四屆一農場("The farm Cobruy")はステ 或は他で

得るの準備さして次に掲ぐる段階を通過せし むるである。

奥に、

のである。

一層多大なる進步を爲す機會を受刑者に

茲に行はれる作業は農場主が大農場で作業

第一段 に服從し、若有りこするも其た僅以房内の拘禁。あらゆる管理規則 少なる貴に任す。

第二段 増す。 作業に勉励し且つ管理規則を守つ て、職員の信用を博するの機會を

第三段 當す。 從來の信任囚(Trust) の別位に 相

第五段 第四段 農場に於ける勢役。 外国外に於けるコッテ 但、職員の監視を受く。 但し看守なき 3 の生活

後は法令に従って、凡て釋放せられればな長きにせよ短いにせよ或年數の刑期に服し

ればなら

記憶せればならないのは牧監され

た人

なは

1:

なる市民さして社會に返還するこさの可能で

及び、其結果さして受刑者を善良

あるように多大の思慮と努力さが費され

ならないさいふこさである。

ある。

の點については自己の責任で見てを行ふので則に服從すべき義務がある丈けである。其他 に從うここが期待さるゝ通りに、其場所の規 異る處は彼等は釋放せられた場合に州の法律を指揮する通りに監督せられるのである。唯

第六段 假出獄。

勞役。

nit

られてゐるのである。 るに必要な資格を發達せしむる為めに設計せ ふこさではない。此案は實に假釋放及最後の 性格養成さいふこさであつて、單に受刑さい 第七段 此人 y 準備の過程であつて、善良な市民た ノイズ案中重きを置かれてゐる點は

定むるについては此制度の下になされた進級 の記録を指針さする。然る後犯罪の性質犯行 特赦及假釋放局が假釋放な為すべき時期を

> 以前の歴史、 期の長短を決定するものである。 面して準備の過程を完了する 精神狀 12. 及び向 土記錄心審議 に要する

ばればならないも のであ に期待されてゐるものな正直に調しへられる さ及び為してけならないこと、夫れ 定の期間をないて受刑者を接見する者である 件を考察し、且つ進步の有無を知る為めに一 は一々書記に依りて記録せらる。幹部は る。幹部は日々会議を開く。その討議に決議と に、彼等の性向及習慣を熟知してゐるのでわ 吏員は常に受刑者さ親しく接觸してゐる為め 部職員によって實行でらるとのである。下級 心理學者及少くも二人の下級東員より成る幹 設備は典獄、典獄補、經獄醫、精神病學者、 獄規則の運用によって かれるのである。受刑者以外自爲してよいこ 類くすれば受刑者と幹部さの間の誤解が除 州の各所に行にはるべき進級制の主義 のは各自に應用される假出 できる いら各自 新

幹部は其一間年實際に當つて價値ある報告を 何なる場合にも 假出 一年を終 受刑者を個人さして研究し 獄を許さないけ 後で ni どれば如

によって此事を成しつい

あるのである。

ピルの建築

イリノイズは進級制とステート

つので 生活を替むこさのできるやうにするのに役立 勤勉の風を奨励し、且つ受刑者が將來幸多き 見える一箇の事質であるから、訓練を維持し 制度は單に理論でなく全く受刑者の眼に ある。進級制度は受刑者をして

-(73)-

出獄を許可するの資格の有無及び資格の有る に供給せられ、 長短を決定するこさが出來るのである。 場合には、其者に與へらるべき訓練の期間 助を下すことを得、且つ相當の確信を以て假 のである。此報告は放免及假出獄局 其職員は之に依って聰明な判 0

の手段 る野師、 き 後 上並に肉體上の種々の資格が考慮せられ 者の職業並に伎倆を考察するのであ 場合は幹部は進級制の性質を説明し、 刑者な呼び出して之き對査するのである。 のである。 幹部は此報告書を手にするや否や退滞なく受 書を作製して之を幹部に提出するのである。 **厳密に常該男子或女子を檢査して、** 幹部の なす所の作業のプログラム 受刑者の收容さる、場合には幹部の一員た の注意は受刑者をして以前よりも さなるであらう。 精神病學者及び心理學者以失れ々 認めて以て彼の精神改造の一助なり を懐かしめ、 尚收吹後幹部が受刑者に與ふる個 が決定せらるし ある。精神 各自報告 且つ其 むる 1: 3 此 4

である。

各級に定められた期間の伸縮によつ

場合には進級な差控へ、

若くば

降級されるの

て三ヶ月の後にB級は進級することができる 受刑者はABC 際は各四人は〇級に指定せられ、而し 尚A級に進級するには進級前三ケ D及びEの五級に分たれ

> 月間B級に於て不断の進歩を示さなければな ない。而して更に三ヶ月間進步の機績せら

問を請求することができるのである。 れたる後、初めて彼等は放免及假出獄局の審 5 る努力さ作業の分量及性質さである。 行狀の評點の標準は看守(Keepe) 作業の評點の標準は生産に對する眞面目な の爲せ

のであ 慮したる後、 意等を併せ彼の精神上単に肉體上の能力を考 る等級別のみでなく、 受刑者の不成績が平 幹部の下す判断によって定まる 受刑者一般的態度及誠 均評點二依 って がきる

級を通過して進級せる場合に非されば、 を有つてゐるのである。 要求する資格ある級に進級せしめらる つては受刑者は大部分は法定の最短期たる十 て彼の賞罰は明かにされるのである。 きないのである。 彼の犯罪に科せられた短期に服したとして 幹部の職務上の規則に從つてじ、B 特赦又假出 の經過に依り特赦及假出獄局の審問を 獄間の審問を請求することは 併しながら此進級制に在 ナさ 0

然れども特赦及假出獄局の審問が十

ことはつ 3 つて、 のである。 で行はるい 部は受刑者を單に個人として研究するのて せらるべき刑罰は之を考慮中に置かない。 する幹部の記録と相合して一箇の判断となる る。結局上記の人々の意見は、 成果たる受刑者の記録を有つてぬるので 他の監獄職員が各方面より行つた比較研究の 行為に関して のである。 而して其研究からして受刑者の將來の 該局は精神病學者。 而して此幹部は受刑者の犯罪に か若しくは尚後に行はるいか何れ 期待し得らる べきものか 心理學者及び其 進級制な運用 断定す 科 3) b

但し此刑期間は善良なる市民たらむとする受 枚及假出獄間に依つて定めらるいのである。 指示する幹部の報告書に置くのである。 年に亘って施さなければならない處遇方法を の犯罪歴史即記錄、並に犯罪人の時に或は數 して假出獄の時期が八長期の範圍内に於てい特 者の努力の有無に從つて加減せらるいも 特赦及假出獄局は重きな犯罪及び 犯行以 斯く

せしめられた場合には其損失は一月毎に十日 の割合で損失を受くるのである。 る時はD級に降級せしめられ、 が努力な関き不 良の 一月毎に五日 行為ありた 級に降級

規則を採用するにあり」さ。 活を保證し、 び犯行に近付かざらしめ、極力彼等の自立自 酸に委ねられたる犯罪人及未成年者なして再 eut of the Public welfare)の義務は該局の般 而して彼等の改善を完ふするの

によりて法文に規定せられたる此職分を鑑くの科學的な一方式の助けを借り進級制の運用 しついあるのである。 ノイズはステー

トピルに於ける建築技

無線を利用して此等の人々に日々の险数や所稿を分たうさいふのである。数會が無線の地方は非常に逸鄙な所で、附近の住民が定時に寺院に集會するここが困難なので、 を利用することは敢で珍らしくないが。 日々の説教や祈禱を無線で傳へることは此の 教會を以て嚆矢とする ▲米國シ ユリリウ * 1 のパプチスト教會に近頃強力なる無線裝置が設置された、

は克く法に服する市民たらんとする希望な懐

舞して受刑中與へら

れた訓練を利用し、

終に

進級制が運用其軍を得る時には受刑者を被

は十日の得かするのである。

一月毎に五日の得を一、A級に上つた場合に

再びB級に上つた時には彼等は善行により

落ちた各級の代りに落とされ

た級に於て三ケ

何級より降級するとしても、

被等は

動めなければならない。

かしむることができる。

0 親は老齢のために廢人となつて數哩を隔てたトレントンに閑居してゐるが、 哩の距離に通信することが出來る、鼓に最も興味あるのは、教會の牧師ドツド 百基ワタトの動力装置があつて、穀信管に動力を供給し、専門技師が操機して干五百 開始を共に、 無線装置は教會の十 居ながら息子の説数を聞き得るやうになつたことである 階の塔上にあつて、教會と教會員の家々とな連結する塔には二 無線說教 氏の母

慰安を齎すここだらうご期の改置を設けた、シュリーヴ 成功するに於ては、外部の世界と交通を遮断された豪漠たる因人生活にとつて多大の裝置を設けた、シユリーヴォートから同監獄までの距離は約八百哩であるが、之れがよつて囚人に説教を顧聞させることとし、本館さ、煉瓦工場さ、タレー工場とに受信 ▲又シュリーヴォートの教會が無線説教を初めるこ共に、ジャクソン監獄では之れに 期待されてゐる

で深く復讐心な蓄へ、釋放された後には、自

せむとするに至るのは有り勝ちと云ふよりも

然ではあるまいか。

假定した想像上の難苦の爲めに社會に報復

愛されない場合には、彼等が寂寞たる房の中するに足る希望を抱かしむべく何等の努力もを正常な方向に導き且つ彼等を鼓舞して得揚

に反して、普通の房に拘禁して、彼等の思想 な福利が罰刑行政から後られた課である。之 者此希望にして實現された場合には或恆久

題るのである、配達車には道々顧客を喜ばずために高聲の喇叭が備へてあるのに、 の屋上に四本のアンテナを取り付け、疾走の際に倒れないやうに四隅を丈夫な錆で止って、日野後に依頼された届け先に配達しめ、中央無線所さ連絡を取り付け、疾走の際に倒れないやうに四隅を丈夫な錆で止め、中央無線がの調査を表達してみることである、即ち配達車で以上さは何等の関係もないことであるが、無線利用の新領域として興味あるのは、本以上さは何等の関係もないことであるが、無線利用の新領域として興味あるのは、

て改善せられ、然る後再び社會に送還さる ことを考慮して 法律の精神は收容された人々が收容によつ

ねるのてある。

一方の人は他人の自由を 束縛してゐる人である。他方の人は他人嫌貳をいぢつてゐた。私は律上で 色ゝ思ひめぐらしたのである。町の角を通つたら、二名の 看守の監視の下に、三名の柿色衣の男が取れぐ京都に住んで居る。先日醫師へ行つた歸途。偶 柳馬場什屋

本は、 其代文は宿極的ながら善事な多からしむる事であるのである事は、 其責任の重大なるを感じ、自分の仕事に誤やたわけでいが、 國民多數の安寧 幸福を保障する爲めだご親する時、に相違ないが、 置守の仕事が他の仕事に比べて、 危険性を帶び且つ無味ないが、 看守の仕事が他の仕事に比べて、 危険性を帶び且つ無味ないが、 看守の仕事が他の仕事に比べて、 危険性を帯び且つ無味ないが、 看守の仕事が他の仕事に比べて、 危険性を帯び且つ無味ないが自覺されるに違ひない。 悪人の手を拘束して悪事をなるしめないが自覺されるに違ひない。 悪人の手を拘束して悪事をなるしめないが自覺されるに違ひない。 悪人の手を拘束して悪事をなるしめないが自覺されるに違ひない。 悪人の手を拘束して悪事をなるしめないが自覺されるに違ひない。 悪人の手を拘束して悪事をなるしめないが自覺されるに違ひない。 悪人の手を拘束して悪事をなるとめないが自覺されるに違ひない。 悪人の手を拘束して悪事をなるしめないが自覺されるに違ひない。 悪人の手を拘束して悪事をなるしめないが自覺されるに違ひない。 悪人の手を拘束して悪事をなるこの人に他人である。

ない、 かでも近ん事を希望するものである。 平素危険に面接して居る諸君はせられん事を希望するものである。 平素危険に面接して居る諸君は世られん事を希望するものである。 平素危険に面接して居る諸君は世の技事と、 或る意味の安心法に違ひなからうが、最も大切なるは、 調に依りて腹を練り置く事である、 異の修業が積めば積むほどは、 調に依りて度抗の考を起しても、 諸君の上に反抗の腕を加ふる事が人が假りに反抗の考を起しても、 諸君の上に反抗の腕を加ふる事が人が假りに反抗の考を起しても、 諸君の上に反抗の腕を加ふる事が人が假りに反抗の考を起しても、 諸君の上に反抗の腕を加ふる事が人が假りに反抗の考を起しても、 諸君の上に反抗の腕を加ふる事が人が假りに反抗の考を起しても、 諸君の上に反抗の腕を加ふる事が人が假りに反抗の考を起しても、 諸君の上に反抗の腕を加ふる事が人が関連してくるのである。 数かれたさ思つて、非番の時に相関毒へでも通つてくるのである。 数かれたさ思つて、非番の時に相関毒へでも通つてくるのである。 数かれたさ思つて、非番の時に相関毒へでも通つてくるのである。 数かれたさ思つて、非番の時に相関毒へでも通つてくるのである。 ないれたさ思つて、非番の時に相関毒へでも通つてくるのである。

慢手がして遊んでゐるわけにはゆかないのである。 ざるを得ない。 囚人さなつて天賦の自由を束縛されてゐながらも、他の一方囚人を見るさ、可哀い相でもあるが、 其無劣さに呆きれ

日々一定の時間実けは一定の仕事に從事しなければならない、 個目々一定の時間実けは一定の仕事に從事なのむわけにもゆかね、同しく日本動かればならぬて、 自由に樹酸に熱むわけにもゆかね、同しく日本動いにはなられてはないが、 三尺の見童にも解かつてゐる事が大の男に實行出来ねのだから驚く、 監獄に働いてゐる囚人の中、 百大の男に實行出来ねのだから驚く、 監獄に働いてゐる囚人の中、 百十十九人迄、 皆自分の所行の悪事である事は知つてゐるのであ

的になさしめられつと、貴重なる其日其日を送つて居る。 可哀い相 には教誨師さ云ふものがあつて、色々囚人に教訓を興ふる由である と云へば可哀い相であるが、愚かであるさ云へば愚かである。監獄 が、因人の種類にもよるが、餘り高遠なる理風を述べた處が仕方が 後に、自由を束縛されずに出來得る仕事を、自由を束縛されて强制 めながら一時の誘惑に打勝てす自ら求めて自由を束縛され、 而して 結局囚人さして苦役をせればならの處を考ふるさ、小點大痴である る。又悪事を犯したる必然の結果も承知してゐるのである。 知つて 子に尋れたら、孟子は王何ぞ必しも利を日はん亦仁義あるのみと對 事に結局悪事より利益があるさ論及するが可からうさ思ふ、一盂子が 孰れが畢竟利益であるかさ、卑近なる損得問題から説き始めて、善 俚耳に入らざる大聲を口にするよりも、 監獄生活ご監獄外の生活さ あるまい三思ふ。四人中多少文字も讀の才覺ある者があつた處で、 れが罪の原因であつたか知られが、四八生活を送つて居る者に向つ 王者さ雖も尙仁義な忘れて利益な先きにしてぬたのである、 色慾孰 へた。利益を説かず仁義を説く方が理想的であるは 云ふ迄もないが 梁の惠王に見えた時に、王は、何を以て吾が國を利する考かさ、孟 初より高遠なる理想を説くのは徒勞である。

常人と雖も失笑せればならね事がある、私は所謂教誨師さ云ふ人と寒は神佛の考に偏するが爲め、往々非常識の談話をなす事があり、先づ彼等の利慾の念を善用する方面から健學せればならね。 宗教

-(77)-

がより以上に常識的既法を試みられん事を希望するものである。

絶食同盟

た事から起つた言葉である、最近愛蘭の「コーク」市でも有髯男子が められた時、獄中で断食する事を申合はせて、放還される事を謀つ 英人の故智を學ぶか知れたものではない。 多數の人が同盟して絶食 相謀つて絶食同盟を行ひ、一時英國民間に問題を惹起したやうであ 場合看守諸君は如何なる 處置を執つたものであらうか、滋養灌腸な 來得べき事柄である。 人道上絶食な無視するは忍び難き事であるい しない迄も、一人の男が單獨に絕食を決心し、之を强行する事は出 る。我國には幸にして此種の事はないが、 水た與ふる代りに滋養ある流動物を以てするが可からうさ思ふ。 に耐へ得ざらしめ、 の徒が現はれた場合、 の雛事であるやうである、私は萬一絕食同盟を強行せんさする不逞 此一事から考えてみるに、温度の高き土地に於て湯な耐ゆるは非常 度に統治する以前、The Rlack stole こして有名なる一事がある。 のでもないから、他に何か良法を考えて置かればなられ、 しかも絶食を決心せる者に、食を揺らしもる事も又困難である、此 こも一種の方法であらうが、 ハンガーストライクは、英國の婦人参政機論者(婦人)が入牢せし 一杯の水すら之を得るに哀願するに至らしめ、 些房の温度な人為的に高めて、 毎食時に滋養灌腸を行ふわけにゆくも 社會主義者の一派が何時 英國が印

版

ばならわ。 手段を以て放還を謀る以上、我も又非常手段を以て之に應じなけれ 法は少しく極端ではあるが、 目的は人道的である。 囚人にして非常

的手段さして全く捨てたものではあるまいで思ふ。 微する必要があるが、卑見の方法は、 固より高温度監房を作るに當つては、 事稍小説に類すと雖も、 醫學者或は科學者の意見を 架空

囚人と教育

物」の中に、「自分の國で立派な建物は監獄ばかりだ」さ云ふ意味の たものが一千八百六十六年には一萬人になり一千八百七十六年には 少したる事は顕著なる事質で、一千八百五十六年に一萬四千人あつ 育の御隆と云はればならわ。教育の普及につれて少年の犯罪者の減 は云ふ迄らないが、人口の増加に拘らず囚人の 敷の減少した事は教 く囚人特に少年の犯罪者の敷が減少してゐる、 藪野掠十の『日本見 **ふ風である。こう云ふ風に教育の瞽及さ同時に人口の激増に関係な** あつたが小學兒童が數五百萬人になたつ時は、因人の數が一萬三千 英國で小學兒童が百四十萬人の時は、毎年平均二萬 八百人の囚人が 人に滅じた由である。 固より此場合全國の人口が、増加してゐた事 は密接の関係がある。而して犯罪と教育とは义密接の関係がある。 監獄(刑務所より言い慣れてゐるから 暫く此語を用ゆ)と解察さ 更に一千八百八十一年には 六千人になつてゐるさ云

> はない。 ある。 記事があつたが、監獄の隆盛や裁判所の 繁昌は決して國家の慶事で 私は理想さして監獄と病院の不景氣文 けは歓迎するもので

書と少年犯罪者

ある。 する事が度重るにつれ、 に起るのださ云はれて居る、 を犯すに至るのである、

微距の爲に拘引せられて

警察の空氣に觸接 を有してゐるものであるが、其れが街路に於て 満足されない場合即 るを誇るに至り、 大都市の少年犯罪の多くは、 又警察に慣るゝが為めに其性狀が悪化するもので 少年は自分の名の費れたるさ 經驗を積みた 元來少年は健全なる運動に對する嗜好 適當なる遊戲機關の缺乏せる

犯罪は充分に防止する事が出來るのである。干九百十十八サリ 警察にて幾多の罪悪に觸接するさかゞ 原因となりて行はるゝ由でわ るつた結果入院するに至つたものであるさう 名中の七割牛乃至八割は、規則正しき 遊戯をなさしむる事が出來な ン氏が米國教育會に報告したる統計によれば、少年感化院八百四十 甚だ容易である、 遊戯を街路でなすが為めである由である、微距から重距に移るのは 紐育市の少年裁判所に現はるゝ見童の二割五分は 少年の遊戲の本能を正しく指導する機関が存在すれば、 少年犯罪の大部分は無差別に微罪な檢察するさか 11. 運動並に娛樂協會 禁止の運動又は 少年の

に遂行されてゐる由である。 の統計に照らしてみるに、社會を害する犯罪者の八割は閑暇の時間

悪事をなし易いものさ 思はれる。而して少年には適富なる運動娛樂 の場所を提供して、其遊戲的本能を善用せしむるやうに 小人閑居して不善をなすこの諺に洩れず、仕事をなさどる 時間には 右は英書の或一部分を極めて大意をこりて譯したものである thitts

ある。 ずるが是か、私は一日も早く合理的都市計畫が實施せられて、 楊處が設けられて居るのである、監獄維持費に莫大の金を投するが 好景氣に逆比例し、 都市計畫を實行せる歐米の都市に於ては、少年の爲に運動遊戲の 犯罪者の出現を防止する為の設備をなすが為に葵大の金を投 監域の不景氣の 襲來せん事を希望するもので

官吏に 指紋を 强

か合計へ

既でに一人な事所の にである に、人あす して、人

~

からざるものあり。

夫れ

主より甘き

甘き十三里の味遂に忘る

蓋竈烟蒸々焦香芬々

沿革に遡り起源を討尋するの

h

本篇は現在 巢鴨病院の厄介者ばかりであつた ひ染みた點はない筈であるが ふと大抵精神の異狀者で所謂 ntz MI へ移轉するまでは、巣鴨行 た譯では の巣鴨であるから氣違 と云 ふを張て巣鴨を思 ない。病院が府下 ふ一文が

> 地気脱は、線 適用を受け は行う點 1 h どす n ば、开 It

相成つた。國勢院が廢止こなった は官制の改正等世は中々に多忙と

題となるのである

顔し なる、 吏員の 游泳術に長じだ者がドー 又は凡才の内 任用でなり、 利を博することは困難になり、 游泳術に長じだ者が 才を包蔵して居 つ俊才が採用され、 官廳の があ の中が秩序立 ても秋 運を贏ち つては、「寺子屋 轉免を誘ふこざに 勿論俊才に 廃止や制度の變更は の暮 の句 平々 最後 たこ 3 つて來ると所謂奇 と云ふのが 0) E も自分免許 「思ふことなき 者がある 3 鈍才の配置に 次か みを感 3 なるが ける武 平 つた ある。 紛-所 0 オの 平 常 0) 0) 才俊

4:

豫算 12 の縮少や、 為を支配す」と云ふ格 たものと御認めを 政 0) 整理さ T

多し、數年前の調査に於て、 これ此營業者の本所、 は實に東都に於て千二百九十 きを敷ふ。 一の變じて甘酒屋となり 者なり、學生家婢の慰安者なり、 尤も多く、 艦は燒芋屋と落付くもの 深くして、 神田、 焼芋は下層社會 本鄉、 深川、淺草 東都は氷水 燒芋屋 汁粉屋 牛込、 の同 0) ポテト 養に 25 貴

定に開する が例年先生の忌日に總代を選び 冥すべきなり、 富み美味にして、 屢なるの時、 の聲縉紳の家庭に及ぶ、 婦人同情し、 美徳なり美風なり、 先生之墓に展せしむさ聞く、 を捨てう 問案吾人の耳朶を襲ふ あらず、 此低廉にして滋 令嬢共鳴し、「御 今や生活の安 東京芋 衛生的 兹に於て 問屋 燒芋 なる

區か総

二十軒前後を算するに於

石川の山の手之れに次ぎ、

麴町

T

ינל

して、

其如何に勞働者學

一間に愛翫せらるゝやを想見する

の間に重きな様々に足 を惜くに足るものあり、東湖の介するところなるが故に、 具偽を知らずと雖も、 くに足るものあり 小湖藤田 きを為す 血誠 誠之進と稱し 先生の書を藏す、 す、正義の念厚く 水戸の某氏 東湖はは

院學 男子 を問ふ東湖答 要以のの ども、其 T 之を學ぶ、 ~ 0 T 9 せり、其の 古に累遷し願 句た幽 を都 ことな 自省の 置く i 道 ずる 其人を郤く て元に仕 東湖 h 0 3 に衰 べけ 1 せ に置 念を厚 彼又道子 人物 何ぞ其 へて h h の如きは 3 か 宋 る所以なり 2 宋亡べ る宋帝 11 3 法 する 伝帖を我か机のなり、既に足我が書を愛 の稀 忠孝節 かず なり、 公の 跳浮 てを護の遇び法愛皇念に文 義を 東

總 勞役場留置者 女 兒 四三、五〇 四一二三 四四、九四〇 越員 1.图10 二、五四九 一 一大 入 二、七七九 二、大大大 五、六五二 五三、七五 二七 出 二、六三五 三、0中国 五、九〇七 五、六四 二 九 四四、六五 四一三十二 四一、八〇五 二、大九三 四四 Ę 六 前月末日 四四、九四〇 四二十二三 四三、五10 1、图10 二、西九 云 前年同月 末日現在 四四、九二二 四七、九六〇 四六、四00 一、五六〇 二、八三九 一公五 前月比較 Δ 四只 三元 一四日 六 前年比較 Δ Δ △三、二七 △三、三宝 一四六 四 一七

內朝鮮人受刑者男二一三人、刑事被告人男一九人、支那人受刑者男三六人、刑事被告 人九人、露人受刑者男二人、伊人受刑者男一人、葡人受刑者男一人、刑事被告人一人

備考

+

ヌ +

る社會事業 工業文明社會に於け 社会事業協會に於てせる東 京市政調査企顧問ピアート

す、否單に日米和國のみならず、すべての大 であり、殊にそれは都市に於て然りでありま つた三間様に、近世の工業經濟制度は、 建制度が或る共通せる根本的特質を有して居 國家の現狀は工業的であり、 國の社會的經濟的狀態は多くの點に於て同樣 私はこの見解に全然同意致しまする、日米兩 社會的背景を考察するはこの事業に於ける第 業者等の活動舞臺であるべき社會狀態、即ち 述べまする様に結果よりも、寧ろ原因を取扱 ふ事に努力して居ります、從つて先づ社會事 て居りませめ、米國の社會事業者等は後にも に貧民教濟とか救恤さいふが如き範圍に限つ 米國に於きましては社會事業といふものか思 一要件であるご親られて居るのであります。 舊日本や歐洲中世紀にあつた封 或同一特質を有するが如く 而して工業文明

します。 會事業の敬師には勿論であるが、社會事業の 事業に関して充分なる了解を持た 工業的社會の根底に觸れる事業でありますか らなければなりませわ、質に真の社會事業は て實業界の不量無は必然的に重大なる事を知 ての工業的社會には不景氣が屡々起る、而し を探さればならの時には必ず犯罪数が増加致 數の男女勞働者が職を失ひ路頭に於いてパン の失業期には或る種の社會的結果を生する多 程度の失業が隨伴して居るのであります。こ なかつた、しかるに工業にありては常に或る しては、す の失業であります、封建的農業時代に於きま 工業的近世社會の第二の特質は多くの勞動者 諸問題に面しなければならわのであります、 いづれの國に於きまりても根本的に同一なる さ見えます、これ等の理由により社會事業は には世界何處に於てもあまり變りがないもの が生する傾向がある、人間の性質といふもの はるゝ處には同一なる社會生活さ社會思想さ 出すのであります、同一なる經濟的過程の行 自身に特有する社會狀態を何處に於ても産み 近世工業の種々なるプロセスや市政の大 斯様な譯であります べての農民は失業するさいふ事は から我等にすべ

第四は社會事業者等が自分の經驗より貧困や て居る内に、自然で社會的原因に面する様に ります。即ちこの人々は個々の事件を取扱つ 不幸事に関する社會的諸原因を學んだ事であ へて人類を刺戟した。 の原因は自然科學殊に病氣に打ち勝つ事を教 か覆滅するぞさ肴かしたのであります。第三 がこの欠階を除去しなければ、 的社會の鉄路な猛烈に指摘し、 主義の發達であります、社會主義者等は工業 なつてまめりました、第二に舉くべきは社會 さいふ思想が、西洋人の頭腦を支配する様に 各個人の過合にあらずして一の有機體である 送げた事であります、社會は闘争を事さする 職能、病患等に関する研究が大いなる進步を 會その研究に関する科學的研究、社會の組織、 は工業の登達のために必然的に發生したもの たのでありますが、其の第一に摩ぐべきは社 來ました、多くの原因がこの變化を惹き起し は「慈善」さいふ言葉は昔時の高尚さを失つて である事が、人々に知られてからさいふもの 念が社會事業に入つて参りました、社會問題 の慈善に任された、 來しました、昔時にありては貧民致濟は私人 に於きましては、社會事業の觀念は大變化を しかるに先年來新しい觀 醫學の力であります。 若し有産階級

なつたのであります。社會事業者等は質因、なったのであります。社會事業者等の職業は最早質民を情むさいふ事ではなくて、全くこれ等人類を情むさいふ事ではなくて、全くこれ等人類の五大敵であるさころのものを不可能にする事にあるのであります。

米國では實行を始めた 製品單一 化の 事業

> → では、 ・ では、 、 では、 ・ では、 ・ では、 ・ では、 、 では、 、 では、 、 では、 、 では、 、 では、 、 、 では、 、 、 では、 、 では、

> を易である、従つて同社はその製品の種類を を易である、従つて同社はその製品の種類を を要の第一を保持じ易く、且在庫品の調節も を要の第一を保持じ易く、且を車品の調節も

◇父来國書輸用箋智祉の社長ギョージ、ガリ スー氏はこの製品單一化を實行して、その製品の種類の九割を減じて以来、附屬機械を減 性製品の貯蔵に對する資金を少なくし製品及 性製品の貯蔵に對する資金を少なくし製品及 性製品の貯蔵に對する資金を少なくし製品及 性製品の貯蔵に對する固定資本を減する等直 中止を少なくし、休止機械を減じ従って使用 中止を少なくし、休止機械を減じ従って使用 でする所被大なるものがあつた。

◆同社はかつて顧客の需要に應じ、一千餘種 ◆問社はかつて顧客の需要に應じ、一千餘種 を要ししたのである、即ち或需要者は多 数の品種中其區別をも知らないものがあり、 数の品種中其區別をも知らないものがあり、 数の品種中其區別をも知らないものがあり、 数の品種中其區別をも知らないものがあり、 数の品種中其區別をも知らないものがあり、 数の品種中其區別をも知らないものがあり、 数の品種中其區別をも知らないものがあり、 数の品種中其區別をも知らないものがあり、 でなくて中間の代理店又は資棚人の希望である。 は全然同一のものがあつた位である、しかる は全然同一のものがあつた位である。しかる は全然同一のものがあった位である。しかる は全然同一のものがあった位である。しかる は全然同一のものがあった位である。しかる は全然同一のものがあった位である。とかる は全然同一のものがあった位である。とかる は全然同一のものがあった位である。とかる は全然同一のものがあった位である。とかる は全然同一のものがあった位である。とかる は全然同一のものがあった位である。とかる は一般様の運輸を中止し、 多くの附属機構を使ひ、且つ勢力の濫費を行 つて居たのである。

◇かくて米國に於ける工業製品の単一化は工事質問題として次第に實行され、商務省の工業製品単一課の活動如何はしばらくおいても、事實問題として次第に實行され、寬好な成績特に生産費の増蓄に壓迫され、常に苦境に沈特に生産費の増蓄に壓迫され、常に苦境に沈春単一について考究の價値があるであらう。

◆近來各國で調査期から漸く實行期に入つた ・であるが規格統一の方は、技術に偏しで居 すであるが規格統一の方は、技術に偏しで居 るに對し、製品単一化の方は、技術に偏しで居 るに對し、製品単一化の方は經濟に重きを重 を通ぎる感がある、この雨者步調を一にし共 き過ぎる感がある、この雨者少調を一にし共 さ過ぎる感がある。

のに其種類極めて多数に上つたものを今回甘格就一調査會で決議したものと中で、針金灣格就一調査會で決議したものと中で、針金灣板があるが、これ等は従來ゲージ番號で長期したもので、四十餘種あり又同じ番號で長別したもので、四十餘種あり又同じ番號で長別に取り、寸法を異にし實際上の必要がない。 は、1000年の大中で、針金灣村では、1000年を表別であるが、これ等は従來ゲージ番號で長別により、寸法を異にし實際上の必要がない。 は、1000年を表別によったものを今回甘いたものを今回甘いた。 1000年を表別では、1000年を表別である。 1000年を表別によったものを今回甘いたものを今回甘いたものを今回甘いた。 1000年を表別によったものを今回甘いたものを今回甘いたものを今回甘いた。 1000年を表別によったものを今回甘いたものを今回甘いたものを今回甘いた。

であらう事疑ひない。
であらう事疑ひない。
であらう事疑ひない。

◇兎も角製品の單一化は、工業品規格統一事業と相俟つて生産費の前減な緊要とする現時の工業界において、相當注目すべき問題である工業界において、相當注目すべき問題であ

雅々の特長を有す

▲米國の一犯罪學者は近頃指紋、血痕、毛髪 極端に強音する目的で應大な顕微鏡を を担離と横大度さによつて動個の標本で同時 で正確に検査する目的で應大な顕微鏡を を担心を有し、五人が同時に覗き得べく、異常な でを有し、五人が同時に覗き得べく、異常な でを有し、五人が同時に覗き得べく、異常な でを有し、五人が同時に覗き得べく、異常な でを有し、五人が同時に覗き得べく、異常な でを有し、五人が同時に覗き得べく、異常な でを有し、五人が同時に覗き得べく、異常な でを有し、五人が同時に覗き得べく、異常な でを有し、五人が同時に覗き得べく、異常な でを有し、五人が同時に覗き得べく、異常な でをあり得べく、調節装置を十分の一回 大きさを知り得べく、調節装置を十分の一回 大きさを知り得べく、調節装置を十分の一回 大きさを知り得べく、調節装置を十分の一回 大きさを知り得べく、調節表置を十分の一回 大きさを知り得べく、調節表置を十分の一回 大きさを知り得べく、調節表置を十分の一回 を表し、一回を表

牛の鼻紋

人間の指紋は犯罪捜査上に重要な役目を努めてゐるが、大分縣では畜牛登線個別鑑査の為に牛の鼻紋をとる試験を始め、經畜牛業者のは今のは一つもなく、皆違つた形をして居ることが判つた、これまで毛色に現れた斑紋や叉は特徴等の似て居るのを利用して、顧分巫練な手段が発せられて居たが、この鼻紋を嚴重な手段が発せられて居たが、この鼻紋を嚴重な手段が発せられて居たが、この鼻紋を嚴重な手段が発せられて居たが、この鼻紋を嚴重な手段が発生られて居たが、この鼻紋を

瀧の川皋圏の新らしい試み不良劣等兒は醫學的に矯正

任



佐顧免官六級俸 看守長小川新右衛門(廣島) 依頭死官四級俸 級高等官三等 依顧免官 七級俸看守長 熊谷熊太郎(盛間) 監獄醫 山川 宗治(集鴨) 內田勇三郎

免惡心身狀態ノ調查ニ闘スル事務チ陽託ス 看守長 河地 幸作(澤太)

級高等官七等八級俸下賜 命盛岡刑務所勤務 任典獄補補澤太別務所長

保健技師 小野豐三郎(路間) 阿治蒂四郡(副岛)

給月俸六十三圓

保健技手 四野

命盛聞少年刑務所級務

泰珉〈京都〉

任保健技師九級俸下賜

福井 徳應

十級俸下賜 任保健技師命新經刑務所勤務

命山形刑務所勤 看守長 佐久間勝治(秋田)

命福島刑務所勤務給月俸六十三國 三(青森)

任看守長命青森刑粉所勤務給九級俸 看守 及 川 勇(福島)

MODODODODO MA

出獄人保護事業の 原氏に御下賜金

兩陛下より金三千圓を賜ふ 聖恩の有難さに感激

下から左の御沙汰書さ共に金三千圓御下賜に 原胤昭氏の東京出獄人保護所に對し、本日陞 難く拝受して歸った なった、原氏は午前十時宮内省に出頭して有

其事業を經營する事多年成績顕著の趣聞食

天皇皇后兩陛下

より金三千園下し賜り候事

原氏は光榮に感激して語や「私は明治十六年 出獄人保護所を設けまして今日に及んで居り 仕事をしてぬましたが、明治三十年から東京 斥されて居るものですが、多くたよつて來る やつた出獄人は七十四百三人に及んで何れも ます、創立以來今日迄及ばずながら保護して から此方面に努めまして、始めは自分の宅で れの聖旨の有難さに感銘して居ります」 先帝陛下から御下賜金を頂いたので、重れ重 ので、特來更に努力したい考へです、最には い者、是れは監獄でも乃至社會からも最も撤 生活に復活して居ります。近來では前科の多 一定の職に就き、又故郷に歸つて、眞面目な

△訓令 質疑▽ 回答

行刑法省 行甲第一四九八號(大正十一 年

司法省行刑局長無牒

受刑者身上考察ニ關スル件過牒

爾今受刑者ノ身上ラ考察スルニ當リ受刑者ノ 陳述其他各般ノ事情二依り該受刑者二對スル 科刑及刑ノ量定ニ注意シ行刑上適否ノ疑チ

略圖)并畫花獨居作業者二給與致度殊二本年 服ハ貧與ラ要セズ經濟上二於テモ影響ト無之 セシムル為メ監房ノ開閉等取締上支障少カラ 且少從來ノ如ウ監房外二時々出シテ採暖セシ ョリ兇器不良因拘禁二依リ分房拘禁者倍加シ 候條御認可相成度 ス調查スルニ股引製作費ト大差ナの其間就業 ムルハ危險ナリ又夜間就業服ト通常服ト着替

認可ス

大正十一年十月二十日

司法大臣

岡野敬次郎

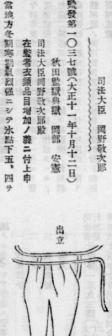
大正十一年十月十二日監發第一、〇三七號上 申獨居拘禁者二對シ股引二代へ出立致與之件

秋田刑務所長岡部安憲

行丙第一六六二號

中京市

キハ詳細二其事情チ具シ報告相成度



備設個拾貳百壹

材料對照

示シ在監者ノ防寒方法二就キ工場ニハ相照施

司法大臣問野敬次郎殿

秋田監獄典獄

岡部

設候得共監房ニハ之レナカ分房物禁者ニ對シ

船出立同 哈股引小幅木綿 武丈

五九五號(大正十一年十月十八日) 裏ハ古物ラ以テ補綴使用ノ見込 武丈五尺

作業体憩時間ニ關スル件ニ付 熊本刑務所長宛

標記ノ件二関シ十月十八日監發第一七九五號 了知可然御處理相成度 ノ關係ラ顧慮シ改正セラレタル次第二付右御 恢復二因ル能率增進其ノ他食後休慰等衛生上 チ以テ御問合之次第モ有之候處右い專ラ疲勞

監發第一七九五號〈大正十一年十月十八日〉 熊本刑務所長 山本 鐵吉

作業体賦時間ニ關スル件

司法省行刑局長

山岡萬之助殿

御通牒相成候處從來當所二於テハ御通牒二基 本月十三日行甲第一五二六號手以テ標記ノ件 有之就テハ此以上工場內休慰ヲ與フルヨリハ ラザル次第二テ致テ休慰ラ强制セザル現況二 中ノ結果實際ハ右時間内モ就業セル者数ナカ キ午後一回十五分同休憩セシメ居候モ作業熟 度右支障無之候哉何分御指示相仰度 業時チ繰上ヶ還房ノ上居房二於テ休慰セ 二回十分宛休賦尹與へ殘餘ノ二十分問ハ四罷 寧口還房後休憩セシムル方一面職員ノ休養其 ノ他便宜ト思料致候條自今午前午後ノ内適宜 W

行刑局行丙第一六九〇號(大正十一年

行刑局長

大阪刑務所長宛

間令通牒質疑回答

當地方人一般冬期勢作者ノ使用スル出立へ別

-(87)-

チ害スル者有之候ニ付極寒ノ時期へ約十二月 及足部川凍傷于起スモノ多力為メニ往々健康

一月、二月中)二限リ長衣チ着用股引二代へ

傷隊防井無不採暖セシメ尚か肢引牙增加貨與 日中二回監房外ニ出シ小時間手風呂ニ依り凍

セルモ長時間坐身業體下部ノ冷却甚數膝蓋部

行甲第

観スル件回答 作業ニ髁スル諸帳簿並用紙ニ

關令通牒質疑回宏

得モノハ貴見ミ通取計差支無ミ候 號サ以テ御照會越コト了承右修正シテ使用シ 標記ノ件ニ關シ十月二十日刑甲發第一五〇五

利甲發第一五〇五(大正十一年十月廿日) 司法省行刑局長山岡萬之助殿 大阪刑務所長杉野喜站

作業ニ購スル諸級簿並用紙ニ

該用紙ノ使用致度差支之候哉至急何分ノ御回 尚比較的多數殘存致居候二付本年度內二限り 記諸帳簿並用紙ハ該章程ニ據り作成スヘキハ 今回作業章程發令相成候結果來十一月日り標 勿論二候得共當所二於テ既ニ印刷濟ノ舊用紙

行刑局行甲第一五九二號(大正十一年十月三 刑務所現裝員勤務手當給與規

大正十一年七月司法省訓令行甲第一一〇五號 中左ノ通改正ス 「監獄」チ「刑務所」二改ム 第二條各號チ左ノ如ク改奏

程中改正ノ件

四傭人 三女監取締 一作業技手

第二條 揚りル者ニシテ作業二從事プル者ラ謂フ ニハ本規程二依り勤勉手當ヲ給與ス サ超ユル勤務ニ服シ職務上特ニ勤勉ナル者 刑務所現業員勤勉手當給與規程(改正規程) 刑務所二於ケル現業員ニシテ八時間 本規程二於テ現業員ト稱スルハ左ニ

看守 作業技手

備入 女監取締

行刑局 行甲第一五九三號 (十日司法大臣訓令) 看守以下給與品支給細則中左ノ通改正ス 明治三十四年十月司法省訓令監甲第三一九號 二十六日)」子〈其期月俸給支給ノ當日〉二改 第二條中「其期間二十八日へ二月、十二月ハ メ但書チ削ル

第二條 前條ノ給與品ニシテ代料チ以テ支給 看守以下給與品支給細則(改正規程) スルトキハ其期月二十八日八二月、十二月二 十六日)ニ之ヲ支給ス但休日ニ當ルトキハ

機上トス

ル日額二分割シテ支給スルコトサ得 代料支給ニシテ其借用期限ニケ月以上ニオ

司法省人補第六六四號 (大正十一年十月二十六日

翻令舊式改定一件爭牒

職員二對シ發スへキ辭令書式別紙之通改定相 今般監獄官制中改正相成候二付テハ爾今各廳 成候條此段及通牒候也

籍令書式

(職)氏

某刑務所(某少年刑務所)看守同保健技手,同 命ス 教誨師、同教師、同作樂技手、同女監取締ヲ

何級係(月俸何間)給與 月

某刑務所八少年刑務所)

某刑務所(某少年刑務所)看守氏名

部長ラ命ス

年 B

某刑務所(少年刑務所)

行刑局行甲第一六三九號(四日行刑局長通牒)

刑務所長御中

受刑者二活動寫真ヲ親覽セシムル件ニ關シテ 白書映寫機ヲ使用致度種々考究スル所アリタ ハ戒護檢束上ノ關係チ順慮シ可成整問ニ於テ 法二依り施行スルコトニ決定致候而シテ當初 二関スル調査漸次進抄致候二付先以テ左配方 甲第一五二六號升以テ及通牒置候處之力實施 八五月十三日監甲第六六八號及十月十三日行 衆二觀覽セシムルニハ不便ニシテ效果チ取ム ルモ該機ヲ使用スルトキハ薔面狹少二過キ多 シ普通映寫機を使用スルコトニ致候ニ付御了 ルニ遺憾ノ點有之旁々映寫場ニ相當施設チ為 知相成度候 活動寫眞ヲ数部ニ利用スル件ニ通理

追ヲ映寫ニハ光源トシテ電燈ヲ要シ候處 チ以ラ動力二電氣チ使用シ居ル向モ該電氣 機念施方御取計相成度而テ其施設完了ノ上 映寫ノ場所若カハ其附近二電燈ラ點シ得ル エ付テハ相當工事 ラ要スル次第二有之候間 映寫機二電流チ通スルモノトスン之力施設 シ得ルニ重レハ映寫機附屬ノ接機器ニ依り チ直チニ點燈用二供シ雛シ而シテ電燈チ點 (普通室内用電燈ノ電壓ラ要スルモノナル

寸 分 五

六

依願免某刑務所(少年刑務所)看守同保健技手 (羅)氏

(記載例)

某刑務所少年(刑務所)

用紙桐漉込鳥ノ子四ッ折

(職)氏

名

某刑務所(少年刑務所)

(職)氏

事務ノ都合二依リ某刑務所(少年刑務所)看守 同保健技手同教誨師等チ発ス

某刑務所(少年刑務所) 名

醫務衛生ニ関スル事務チ囁託ス 月手當トシテー個月金何圓給與ス

月手當トシテー個月金何園給與ス 教誨(教育)ニ関スル事務ヲ鑑託ス

髪託ヲ解ク

89

月 B

間令通牒質疑回答

事務囑託 某刑務所(少年刑務所) 某刑務所(少年刑務所) 氏 名

尺 用紙江戶川製厚紙八行罫紙 -所務刑某 月俸何圓給與 某刑務所看守尹命ス 依願免某刑務所看守 曲尺七寸五分 年 某刑勝所看守氏 月 某刑務所 B B 某刑務所 名

賦豫算ノ範圍內二於テ施行相成候樣御配慮 ハ速二報告相成度候又點燈施設ニハ可成配

活動寫真子觀覺セシムル範圍

行狀不良ノ者、獨居拘禁中ノ者ヲ除り以外 入監シタル翌月ヨリ五月チ經過セ メサルナ チ施行シ居ルトキハ低級ノ者ニハ觀覺セシ ノ受刑者ニ觀覺セシムルコト但シ階級處遇 可トス サル者。

二、映畵ノ場所 教誨堂但シピムチ得サル場合ハ工場チ使用

三、映寫場ノ施設

スルコトチ得

白晝映寫ノ場合

映寫幕附近ノ窓ハ黑色ノ春又ハ其他適當 燈施設チ為スニ於テハ映寫揚チ閣祭ニス スニ止ムルコト若シ親覺席チ照明スル電 軍二日光ノ直射ヲ避クル程度ノ設備ヲ為 觀覽席附近ノ窓ハ戒護上ノ關係チ考慮シ 関皮ラ使用スルハ至便ナリンチ以テ覆と 三枚合ニ為スチ要ス帯ノ代リニ淺葱色蒲 ノモノ(黒色幕ハ木綿類ナレハ二枚乃至 ルモ差支ナシ

木竹チ拂下ケル場合。

公共用財産又ハ公用財

依り日沒前點燈後直チニ映寫スルコト 施設困難ノ場合ニハ事情ピムチ得サルニ 夜間映寫ノ場合

アルニ鑑ミ映寫場ニハ消火器チ備へ置クコト 映寫中映圖引火シ爲メニ火災チ起シタル實例 意ノ上夜間映寫スルモ差支ナシ 工場、監房、教誨堂ノ聯絡完全ナル場合 ハ觀覺席ラ照明スル雲燈チ施シ戒護上留

限リ巡回映寫セシム但映寫機其他映寫用品 ハ携行ス 當分ノ間本省ノ指定シタル者サシテ本所ニ

四、映寫方法

五、映畵及其說明

三巻トス 第一回巡回映圖八攝政宮殿下御渡歐ノモ

了知相成度

之ニ當ラシム 説明ニハ不取敢本省ノ指定シタル者チシテ 定次第順次巡回映畵ス 次回以降ノ映高二付テハ目下審查中二付決

六、口頭教誨

高于教材トシタル教誨チ施スコト若シ時間 其要領尹說キ置キ直近ノ教誨日二於テ詳細 ノ關係上之ヲ許サ、ル場合ニ在テハ簡單ニ 書面ノ説明ハ前號ノ如ト雖モ映寫終了後映

拂代財產賣 立木竹拂下代

行刑局行甲第一六一一號

分二依ル收入チ整理スルノ必要二出テタルモ

目的チ以テ處分スル場合等國有財産ノ整理處 産タル土地ノ上ニ存スル立木竹ラ特二整理ノ

ノニシテ公共用財産災ハ公用財産タル土地ノ

(行刑局長通牒)

依日警察視察子要スル者ニシテ通報シタル者 本年九月二十八日行甲第一、四二四雜訓令二 署へ通報スート記載相成度候 事項欄二「警察視察ナ要スル者ト認メ警察官 ニ付テハ其行刑ノ成績通知チ為ス際其ト參考 刑務所是免

拂下代八從來通一般會計物品拂下代ノ目二整 上二存又ル輕微ナル枯損水竹又ハ障害木竹ノ

理スル儀二候條御了知相成度爲念此段及通知

追テ建物以外ノ工作物チ拂下クル場合二於

テ建物據下代ノ目ニ整理スル義ニ付爲念印 テハ土地下共二拂下りルモノチ除りノ外總

行丙第一七三二號

大藏省訓令第三十一號

名古屋刑務所宛 大正十一年十一月四日 行刑局

辭命用紙配給方之件回答

會計蔵入科目中船舶拂下代ノ末位ニ左ノ科目

大正十一年度當省所管國有財產整理資金特別

大藏省所管歲入徵收官

チ追加ス

大正十一年十月二十四日

直接印刷局ョリ購入相成度 之件申出相成候處桐漉込鳥之子紙八從前ノ通 十月二十八口名刑發第二〇一八號チ以テ標記

名刑發第二〇一八號

大正十一年十月廿八日名古屋刑務所 司法省行刑局長宛

辭令用紙配給方請求之件

サ可トス 觀覧セシムへ辛者多數ノ場合飛護上必要ア リト認ムルトキハ數回二別子觀覺セシムル

司法省會甲第三七四五號

(大正十一年十

一月六日)

刑裁

際

ノ通臨時國有財產整理部長ョリ通知有之候緣 目トノ編入區分二付別紙藏第一一、七九〇號 國有財產整理資金歲入科目下一

般會計歲入科

大正十一年十月二十四日 藏第一一、七九〇號 國有財產整理資金特別會計歲入徵收官 臨時國有財產整理部長

候處右ハ整理スヘキ土地ノ處分ト分離シテ立 產整理資金收入二立木竹拂下代ノ目設置相成 今般十月二十四日調合第三一號并以テ國有財 司法大臣官房會計課長殿

標記ノ用紙在庫品拂底ノタメ差支候間至急 辭令用紙 但桐灑込鳥ノ子紙ノ分 貳百枚

御配給相煩度及請求候也

房保護課 保第三八四號

(司法大臣官房保護課長通牒)

釋放者保護ノ督勵指導ニ關スル件

如キコトナキ様特二御霊率相成度候 保護ノ欠缺二因り再犯二陷ルモノチ生スルカ 二對シ其ノ意ノ存スル所ラ宣明スルト共二之 二副刀樣致度候間此際貴官ョリ管下各保護會 示相成候處一般保護會二於テハ右訓示ノ趣旨 今般總理大臣ヨリ各宗管長三對シ別紙ノ通訓 チ督励指導シテ其ノ改善ト發達トチ圖り荷

(總理大臣訓示)

且ツ希望ラ中土ケタイト存シマス 拉二各位ノ御來訪チ機トシー言御挨拶申上ケ

一、格テ社會的各般ノ施設經營二團や宗教家 ル所テアリマス 諸子ノ御盡率ニ對シテハ深の之サ多トス

殊二釋放者ノ保護事業ニ闘シテハ諸氏

開令消牒質疑回答

-(91)-

項

Ħ

金特別會計歲入科目表

大正十一年度大藏者所管國有財產整理資

大藏大臣 市

來

乙彦

整理資金收入

御霊力ニョリ漸時致途ヲ見、今ヤ全國ニケル是等保護閣體ノ數六百五十有餘ヲ許、中国情トハ日ニ倍々加ハルニ及へり去り乍同情トハ日ニ倍々加ハルニ及へり去り乍同時に海界ノ影響ハ延イテ釋放者ノ就等をおスノ事例アリト間ク之ニ顕シテ、の尚ホ一層各位ノ御勢力ヲ希フ所デアリハ尚ホ一層各位ノ御勢力ヲ希フ所デアリ

三、 及新ニ制定セラレタル少年保護ニ関スル 機の少年管判及ノ委託チ受ケテ少年ノ保 護ニ任ス ヘギ事ト為レルチ以テ深ク此點 二留意セラレ法ノ運用チ完フスルニ於テ 元分ノ御配慮チ望ム

・ 今十文運ノ進展ト世態ノ變遷トニ伴に社 ・ 中本ノアリ政府ハ鋭意之レガ企畫經營ニ ・ 地モノアリ政府ハ鋭意之レガ企畫經營ニ ・ 地モノアリ政府ハ鋭意之レガ企畫經營ニ ・ 中枢行テ其効果ヲ擧リヘキハ亦絮試スル ・ ト相待テ其効果ヲ擧リヘキハ亦絮試スル

ルル各負ノ和書心葡萄力ニ番よりル可う 糖酵料ニ就テハ之レガ教化指導ニ任セラ 面ニ關聯スルハ勿論デアリマスガ殊ニ其 社會事業ハ固トヨリ精神及物質外ノ雨方

ス而シテ戦後思想界ノ潮流軍純ナラサルノ御勢力チ以テ教化善導ノ實績ヲ期セラノ和勢力チ以テ教化善導ノ實績ヲ期セラ

房保 護課 保第四三一號

(司法大臣官房保護課長通牒)

刑務所長宛

命通牒

日四人は野天に愉快に働いてゐる。 住四人は野天に愉快に働いてゐる。農業の收 生は農場を確して四百町歩さする 鎌定であ 年は農場を確して四百町歩さする 鎌定であ

□札幌刑務所では作業の奨励の為めに作業の成績の良い工場に優勝族が爽へられて居る。成績の良い工場に優勝族が爽へられて居る。ながけ香励して能く働くのである。

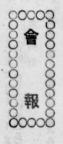
□ 田島州務所も立寄つたが建築が古くて、流道に種勤でもして貯金するここである。 地は北海道の生活が断に勤務する者もある。 此は北海道の生活が所に勤務する者もある。 此は北海道の生活が断に勤務する者もある。 此は北海道の生活が悪土から子孫代々蘇を食んで仕しれ海道の世話がある。 一面刑務官は北海道の間を見るとのである。 一面刑務官は北海道の間を望まないで、中に口北海道の別称官は轉任を望まないで、中に口北海道の別称官は轉任を望まないで、中に口北海道の別称官は轉任を望まないで、中に口北海道の別称官は轉任を望まないで、中に口北海道の別称官は轉任を望まないで、中に口北海道の別称官は轉任を望まないで、中に

口秋田刑務所には一四二人の兇惡囚が各務所べきものはなかつた。

より移集されて居る。然し兇惡囚を呼ぶこさ

の責任であるさ謂ふことが出來る。 は出來ないほどに彼等は温麗であつた。これないか、此新しき刑務所に移送されては恨 れないか、此新しき刑務所に移送されては恨 れないか、此新しき刑務所に移送されては恨れないか、此新しき刑務所に移送されては恨れないか、此新しき刑務所に移送されていほどに彼等は温麗であつた。これは出來ないほどに彼等は温麗であつた。これは出來ないほどに彼等は温麗であった。これは出來ないほどに彼等は温麗であった。これ

藤溪壁英、像永藍淳、四夷教廳、村田巖彦、 神秀寶、伯水正英、瀬池信之巫、大會根岩吉 中秀寶、伯水正英、瀬池信之巫、大會根岩吉 中秀寶、伯水正英、瀬池信之巫、大會根岩吉 大木真治、島崎健、野尻一、藤井惠照、稲田 大木真治、島崎健、野兄一、藤井惠照、稲田 大木真治、島崎健、野兄一、藤井惠照、稲田 大木真治、島崎健、野兄一、藤井惠照、稲田 大木真治、島崎健、野兄一、藤井惠照、稲田 大本真治、島崎健、野、大田県村東、山崎孫一 中島利吉、高森源一、上坂忠三郎、村田巖彦、



口茶 話 會

個月の 茶話會の 講演は去る 十月二十一日 (土曜)午後二時中より協會の機上で開かれ、 (土曜)年後二時中より協會の機上で開かれ、

羽柴瑪之助。長谷川鑓太郎、戸田作造、 藤藏、大木三郎、大草東三郎、竹内重雄、ト 今井决、澤田幸太郎、杉浦太七、吉永榮大郎 法、小柳信吉、榎本寧、平田锺雄、行定形治 **薬蔵、寺澤政郎、鈴木隆、藤島源治、** 敬二、大月義平二、山川一郎、有馬四郎助、 郎、扇谷與三、根本顯太郎、高橋久喜、藤井 概本高義。田口梅藏、渡部誠一郎、小原網五 芥川信、秋山高三郎、辻敬助、宮城長五郎、 佐々木英夫、藤井五一 寺崎勝治、野口謹造、松本一次、波部武直、 山岡萬之助、北島、長吉、伊藤忠次郎、 矢作留藏、前川德太郎、 郎、壅水克己、正木亮 安松質、齋藤 友好正 發展

□刑務所の活動寫

刑務所の囚人に活備寫真を見せようさいふ司法常局の意見は既に早くから決定されて居たが愈々質行さいふ事になるごフイルムの種類の選擇・映寫機の頁否其等の點を考慮せればならねので容易でなかつたが、此程漸く實ばならねので容易でなかつたが、此程漸く實になられるである。 一枚一時より雙多摩刑務所にて講寫し、更に 司 法省 司 法 省

及其他より 三二五一八五〇

0

同上寄

附 他 金額

二五 000

合計二一、

一七六

五七〇

九六 三七

に就ての感想録は協會に送附される事に依賴 る。衆數は三巻で映寫時間は一時間である。 巴里、巡游熱誠なる御歡迎を受けさせられる 旨を述べ、映寫後教誨師よりフイルム觀覧に 三十日午後三時より横濱刑務所、三十一日へ天 してある。 の刑務所に出張した。受刑者のフィルム観管 が映寫機操從者こなり、説明者こなつて其等 が打合せの爲め又協會よりは岡本、発雨書記 處から伊太利のローメの御巡遊に終つてぬ 白耳義のアムステルダムリエーデ、 つて英國のマンチェスター和蘭のヘーが市 下の英國少年義勇團の御檢閱の場面から初ま 付いての感話があつた。フィルムは攝政宮殿 謹寫した。映寫に先立ちて所長より映寫の趣 浦和刑務所、十一月十一日水戸刑務所に於て 長節)午後五時より市ヶ谷刑務所、十一月四日 「フィルム映寫の為めに司法省よりは鈴井屬 佛園四の

一監獄協會の名稱變更 刑務協會と

政ご改められた。 刑務官練習所と改められた。又機關雜誌は刑 が出來す、刑務協會と改稱又監獄官練習所か 協會もいつまでも監獄協會を稱してゐること 監獄の名稱が刑務所と改められた已上は當

□刑務官練習所の近況

月二十日頃の譲定である。千葉刑務所入所生 日限り退所された。 看寺土橋竹次郎氏は病氣の爲めに十月三十一 練習生は懸命に勉强してゐる。閉所式は十二 練習所の練習期間ももはや中ばた過ぎた。

贈

所授業手八十島乙助氏以下四十九名に對し七 會則第十一條第一項第五號により宮崎刑務

> 所看守河內正二氏外一名に對し七國以下六副 氏に對し十一間を贈興す。 関以下三國を又同條第四條により名古屋刑務 同條第三號により高松刑務所履谷本嘉平

的行動を表彰慰勞する為め本會寄附行為第五 四角田龍吉を本年九月二十九日山梨縣下に於 同氏及署長より謝默到着せり。 を山梨縣日下部警察署長を經て贈呈す。 條第二項により理事會の決議を經て金壹日間 屈せず勇敢格闘し遂ひに逮捕せらるその献身 て逮捕の際身に數箇所の重輕傷を負ひたるも 山梨縣巡查小林貞通氏は小管刑務所逃走 因に

長を仰ぎ、委員及幹事を夫れる、曝託するこ いさなつた。 書籍審査部を協會内に設け委員長には行刑局 行刑の適質を計る資に供する爲数化用看證

三世七

二八 三九

四八

		口寄附金額及	及刑務所名	(常協會の事業進興の為	た寄附金の	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	誉	-	4	七一六五一	豐多	が、日本の日本の日本の
□□□□ 六二	18	E		-		三八
三七七 ○六 名古屋	植	- 8		五	小田	当园
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	宮			0		三八二
□ 1 ○ 五三 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	岡	~	古			Ohiti
□六五 八五 △高 山 □二 四六 □□○ 八二 富 山 □五七 三五 □□八 八二 富 山 □五七 三五 □□八 八二 □□八 八二 十 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下	賀				三重	三五四
四〇〇 八二 宮 山 一五七 三五 四〇〇 八二 宮 山 一五七 三六 四八八 三六 四八八 三六 五五四 八二 一 一 一 一 一 一 一 一 一	澤				製品	二二九
□九七 七三 宮 城 四 □八 三六 五五四 八二 山 形 三七 □ 六 □	息	-		100		二十七
五五四八二 山 彩 三七一六一	森	-				11:
□四八八二 大 〒○4二八〇 五五 一 沖 本 □□四八八二 六 □□二八 □□二八 二 □□二二 □□二八 二 □□二二 □□二八 □□二二 □□二二 □□二二 □□二二 □□二二 □□二 □□二 □□二	都	24	105			二九九
五五 —	山			-		一九七
○	邊	-		-		四二
四1○ 七七	D	=	911	-	津	七二
四1○七七 函 館	江	*	型品			Ö
四1〇七七 函 館 一九三 五一 札 鏡 四1〇七七 函 館	Ш	Ŧi	22	10000		二七九
四1〇 七七	崎	-:		-		五四一
四10 七七 爾 館 一九三 五一 札 饒 二二八 七五 高 知 二六〇三二一 粮 岬 繩 川	分	Ħ		200		一八九
四10 七七 爾 館 一九三 五一 札 饒 二九二 五九 冲 繩 川	賀	-17		_		HILL
二〇四 八四 十 勝 一九三 五一 札 鐃	岡	Ŧi		_		一八二
四一〇七七 函館 館 一九三 五一 札 绕	S	N N		-		1100
	走	O -tr		一九三五一	To the	四九

九〇

四七

二九 八八八

六八 七 五五 九八 二四 五三

△田

負傷巡査に金圏贈呈の件

◇教化用書籍審査部新設

だ t

慢と咲き凱れた櫻花のそれよりも 一層清くそして奇麗な感じを奥へ の私分にふさわしい燃ゆるやうな 紅葉が樹間を綴つて居るさまは爛 動療表彰式を行はれた した景色を背景さして例年の如く 拜賀式な事げ織いて職員の二十年 濁つた様な春の自然とは遠つて清く澄める碧空の下に和やかな秋 時は去る十月三十一日天長祝日の佳節巣鴨刑務所に於て、こう

この日午前九時な合闘に所負一同参集し大月所長は大禮服殿めしく 出場され滞りなく拜賀式な了へ表彰式に移つた、 武彰さるべき 此時今日の佳節に

鴫剤務所職員俱樂部々長の名に於て一々表彰狀を 讃上げ大銀盃各一 の十名は包み切れの喜びの色を堪へ第一列に整列し、糖で所長は単 個を添へ贈られたのである 二十一年 二十二年 二十七年 三十二年 三十四年 上野 山田 岡崎完示郎 市村敛次郎 丹山 夏藏 順概 二十一年 二十二年 二十八年 三十三年 二十一年 塩澤 常吉 米川已之助 河原又四郎 松井宗三郎 鎌田

潔白且劇務を厭はず永年勤續されたる事は塞に賞讚の辭なし諸氏の 受くるもの贈るもの共に偉大な名譽ではあるまいか、 榮譽は曳びて當所の誇りである。 どうか健康を保持されて益々職務 所長日く清摩

る學説が吐かれ义 際に先つもので或 何でも議論は資 のにして行き度い。 容の充質した新しき気分のするも るこさになった。改組さともにこ

を積んで一人の努力をいたしませ ひました。追ひし、郷職さ研究と ので一層不味いものになつてしま つたし、又時間の餘裕もなかつた つたけれども、突然の改題でもあ 號としては杜撰な編輯振であ

ある。

今回監獄の名称が刑務所さ

が强く意識されて來てからの事で

てくるのは其思潮 設さなつて現はれ

に後の了校

思潮が生れても其

が貨際の制度や施

させてい つたのもありますがなるべく載せ 送り下さつた原稿を掲載されなか げればなりませんから其邊御含み た願ひます。 尚ほ頁數の關係上御 もあり勢ひ來月號は頁數を減じな 程増加してゐる爲めに孫算の關係 致しましたのと本月號の頁数が餘 別に印刷に附して會員各位に配布 行刑法規が改正されたので之か たいきます。

計られる事であらう。

監獄協會雑誌の改图の事に付

するものであつて益内容の充質が

容を表現してゐるものであつて名 稱の改新は即ち内容の改新を意味

ものさ云はればなられ。名称は内 た爲めで行刑の一新限を開きたる 罰の目的主我が强く意識されて來 會雑誌が刑政に改稱されたのは刑 なりに職協合が刑務協會に監獄協

(K生)

行

難なく改題されて刑政と改稱され たが今度の目ぼしき改正さともに ては久しき以前から論議されて居

は演武場に於ける所長の視費招待會に臨んだ

犯罪社會學」-(東洋大學教授勝水淳行氏著)-

多としなければならないさ思ふ。べき逝去を見た寺田精一學士の犯罪心理學の研究や我が静水教授のべき逝去を見た寺田精一學士の犯罪心理學の研究や我が静水教授の の少ないのは斯界のために遺憾であった。この意味に於て先に惜む にも物はらず、 犯罪問題は社會問題の中で可なり重大な地位を占めた部内である この問題が特殊的に扱はれ從てこれに對する學究者

を塞されたここはすでに周知の事であらう。 氏は今書肆の乞ふまゝされ、 又本倉の囑託として犯罪社會墨の研究のために絶えざる努力勝水教授は輩て教誨師こして少なからざる年月を 實際的體驗に費

前にこの得難き犯罪社會學のシステムを見せて貰ふことが出來たされたこ云へるもの少く、云はゞ我等は勝水教授によつて、吾等の眼たな云へるもの少く、云はゞ我等は勝水教授によつて、吾等の眼にそのノートを整理して一書に纏められたのが本書である。氏は今書肆の乞ふまとを邀されたここはすでに周知の事であらう。氏は今書肆の乞ふまとを邀されたここはすでに周知の事であらう。氏は今書肆の乞ふまと 云つて過言ではなからう。

響 第八章 犯罪發出 犯罪社會學の研究法 罪に對する反動としての刑罰 試に本書に盛られたシステ 犯罪研究の對象第二章 一章に大分し更に節及項に小分して 初學者にも解し動としての刑罰 第十一章 犯罪の問遇 第十章 犯罪の問遇 第十章 犯罪の性質 第七章 犯罪さ其の影方面 第六章 犯罪の性質 第七章 犯罪さ其の影が完法 第四章 社管生活及び其の目的 第五章 40 内容を概略して見るならば、

少女問題の研究を耐蘇さしてゐる。〈満版二百五十頁』定價三圓五七のさ信する。尙本書には此頃社會の耳目を臻動してゐる 不真少年て殊に我國に二とない 犯罪社會學の參考書さして特に推變に價する得るやうに親切平易に說明してある。 兎も角犯罪問題の研究書とし と云つた風に十

沚	ŧ a	3	廣	告	4	*
-	*	+	五號	_	=	杏
		=	五號活字中			
册	⑪	册	中段	等	等	通
稅	敧	稅	-	_	-	٠.
步	步	费	行	Į	頁	頁
金	金	金	企	企	金	金
	变	JH.			_	_
重	10	m	壹	五	四	爹
始	Jä	四		拾	拾	拾
	拾	拾				
2	22	13	m	M	M	m

大正十 十 ---年十十 印 印 月月 =+ 十九 東京市四東 東京市四谷區左門町七十二番地 東京市牛込區市谷富久町六〇番地 88 電話銀座二三四四東京市舞町區西日比谷町 一番 地 發印 刷 納 京書院印刷 行本

吉

東京市四谷區左門町七十二番地

誌 雜 關 機 學 大 本 日

誌新政法本日 號臺拾第 卷九十第 一般拾 頁 三 第)

論

說

全並寄附金	學能金	「放出的)】上間(現在 ○海外近况○機像○株裏○日本大學記事○大學酸金並寄附金○海外近况○機像○株裏○日本大學記事○大學酸金並寄附金○海外近况○	
	•	三大ユトオピアンの生涯さ思想概説(二)等 書	
村毅	木村	大自然論	•••••
太刀川英雄	太步	法學	······································
田亨二	船 田	蜀兔尾との三井ら二 カントの法理論(三) 法學士	
	字野	行出版物法の研究(党) 法學	1 717
井 英二	安	本邦勞働運動の趨勢(完) 法 學士	
々木英夫	佐	中世教會史要領(二) 文學士	
入江眞太郎	入	名譽侵害を論ず 法學士	*
後藤朝太郎	後世	·····································	•
		支那の文字を現代的に理解せんには(三)	